

令和8年第1回大多喜町議会定例会

3月会議会議録

令和8年 3月3日 開会

令和8年 3月17日 散会

大 多 喜 町 議 会

令和八年 第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会議録

令和八年 第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会議録

令和八年 第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会議録

令和8年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録目次

第1号（3月3日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開会及び開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	11
一般質問	11
久保初江君	11
渡邊泰宣君	29
加々美昌美君	39
麻生勇君	50
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
散会の宣告	81

第2号（3月4日）

出席議員	83
------	----

欠席議員	83
地方自治法第121条の規定による出席説明者	83
本会議に職務のため出席した者の職氏名	83
議事日程	84
開議の宣告	85
議事日程の報告	85
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
議案第21号～議案第25号の一括上程、説明	116
散会の宣告	141

第 3 号 (3月17日)

出席議員	143
欠席議員	143
地方自治法第121条の規定による出席説明者	143
本会議に職務のため出席した者の職氏名	143
議事日程	144
開議の宣告	145
行政報告	145
諸般の報告	146
議事日程の報告	146
議案第21号の質疑、討論、採決	147
議案第22号の質疑、討論、採決	173
議案第23号の質疑、討論、採決	174
議案第24号の質疑、討論、採決	176

議案第 25 号の質疑、討論、採決.....	177
休会について.....	177
散会の宣告.....	178
署名議員.....	179

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 1 号)

令和8年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

令和8年3月3日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	吉野一男君	2番	森久君
3番	渡辺八寿雄君	4番	末吉昭男君
5番	志関希久夫君	6番	麻生勇君
7番	渡邊泰宣君	8番	山口定夫君
9番	及川はるな君	10番	久保初江君
11番	加々美昌美君	12番	渡辺善男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	麻生克美君	企画課長	米本敏克君
財政課長	市原芳則君	税務住民課長	本村武士君
健康福祉課長	長野国裕君	建設課長	森芳博君
農林課長	小高一哉君	商工観光課長	渡邊陽二君
生活環境課長	磯野淳一君	会計室長	須藤明実君
教育課長	浅野健二君	生涯学習課長	渡鍋佳晋君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木島丈佳	書記	佐藤さおり
書記	市原和男		

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 同意第 1号 大多喜町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 4 同意第 2号 大多喜町教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第 3号 大多喜町教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 議案第 8号 指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 9号 指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第10号 大多喜町中瀬遊歩道の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第11号 大多喜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第12号 大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第13号 大多喜町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎開会及び開議の宣告

○議長（渡辺善男君） おはようございます。

本日は令和8年第1回議会定例会を招集しましたところ、議員各位をはじめ町長及び執行部職員の皆様、また滝口代表監査委員におかれましてはご出席をいただきまして誠にご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

ただいまから令和8年第1回大多喜町議会定例会を再開します。

これより3月会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（渡辺善男君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） おはようございます。

では、行政報告をさせていただきたいと思えます。

令和8年第1回議会定例会3月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は令和8年第1回議会定例会3月会議を開催させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承賜りたいと存じます。

昨年を振り返りますと、県や近隣自治体との広域連携による地域の魅力向上や地域活性化への動きが始まりました。令和9年の春には千葉県市原市、木更津市との連携による房総国際芸術祭アート×ミックス2027開催が決定いたしました。今後地域資源を活用した芸術祭の準備が進められる予定であり、さらに中房総の活性化を目的に千葉県、市原市、地元関係者等と連携をし、養老溪谷の魅力向上を図る観光資源の醸成や受入れ環境の整備などが進められる予定でございます。

また、子供や子育てを応援したいという町の思いを一つの形にし、おたきっこ子育て応援宣言を行いました。子供や子育てをみんなで支えるまちを目指し、町民や関係機関の皆様

にお力添えをいただきながら、教育、保育、福祉及び地域が一丸となり、誰一人取り残されない子育て支援の実現を目指したいと考えております。

これらのことも含め、町民の皆様とともに今後の本町のまちづくりに活かしてまいりたいと考えますので、議員各位におかれましてもご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本日から始まる第1回議会定例会3月会議でございますが、令和8年度の各会計の当初予算を提案させていただきますので、予算編成方針などについて若干ご説明をさせていただきますと思います。

我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続き緩やかな回復基調にあります。長年続いたデフレからの脱却に向け、賃上げ等の動きが地方にも波及しつつあることは明るい兆しでございます。しかしながら、世界的な資源価格の変動や為替の影響による物価高騰は依然として続いており、町民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしております。また、海外景気の下振れリスクなど、先行きには不透明感が残る状況でございます。

このような状況の中、令和8年度の地方財政計画においては地方が安定的に行政サービスを提供できるよう、一般財源総額について前年度を上回る額が確保される見通しです。本町においてもこれらの国の施策と連動し、交付税措置などを最大限に活用しながら持続可能な財政運営に努めてまいります。

このように大多喜町の令和8年度一般会計予算は総合経済対策や地方財政計画を基に税収や交付金等の歳入を見積り、歳出においては令和8年度からスタートする第4次総合計画の基本構想「みんなでつくる 持続可能な住みやすいまち 大多喜」の将来像の実現のために展開される前期基本計画及び第3期総合戦略の各種施策事業を中心に予算を編成させていただきました。

令和8年度の歳入における自主財源につきましては5.8パーセント増の27億2,607万円となりました。依存財源については地方財政計画を基に積算し、前年度より4.4パーセント増の40億9,093万円となりました。一方、歳出において総務費は電子地域通貨事業、いすみ鉄道対策事業、来年春に予定される千葉県議会議員選挙の経費等を計上させていただいております。

民生費は高齢者及び障害者福祉事業、少子化対策事業、子ども医療費助成、児童手当支給、保育園児の主食の提供に係る事業費を計上させていただいております。

衛生費は各種健康診査や検診、ファミリーサポートセンター等の子育て支援事業、ごみ収集や処理委託料、ごみ処理広域化に係る中継施設や伊藤地先の飲料水供給施設の整備、広域

上水道関連の予算等を計上しております。

農林水産業費は有害鳥獣の駆除や被害防止対策事業、農業振興事業、森林環境譲与税事業等を計上しております。

商工費は商業振興事業、房総国際芸術祭関連の観光推進広域連携事業、動画コンテストの実施等の観光PRの経費をそれぞれ計上しております。

土木費は町道改良事業、橋梁長寿命化事業、町道維持管理事業、地籍調査事業、町営住宅管理事業等を計上しております。

消防費につきましては、広域常備消防の負担や地域の消防団運営、町の防災対策事業等の予算を計上いたしました。

教育費につきましては、学校施設管理、学校給食費補助金、児童生徒の送迎バス運行費、小中学校児童のタブレットパソコンの更新、海洋センター体育館への空調設備の新規設置、アーバンスポーツ設備、パンプトラックなどの整備などを計上しております。

これら一般会計の予算総額は対前年度3億2,200万円増の68億1,700万円となりました。特別会計はそれぞれの会計の目的に沿った予算編成を実施しております。

このようなことから、令和8年度予算の一般会計と特別会計の合計額は特別会計の減額などにより前年度より増額の92億3,181万5,000円となりました。

以上、令和8年度当初予算編成方針について申し上げさせていただきましたが、物価高騰対策や地域経済の活性化に機動的かつ柔軟に対応し、今後の状況により必要な予算を措置するなど、必要な対応をしてまいりたいと存じますので、各議案とも十分ご審議を賜り可決くださいようお願いを申し上げます。

最後に今回の定例会の会議事件でございますが、本日は一般質問が行われ、その後日程記載のとおり多くの案件が予定されてございます。

どうか各案件ともよろしくご審議の上、可決賜りますよう心よりお願い申し上げまして、会議冒頭の挨拶とさせていただきますと思います。

ありがとうございます。

○議長（渡辺善男君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（渡辺善男君） 次に、諸般の報告であります。令和8年第1回議会定例会2月会議以降の議会関係の主な事項はお配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

なお、このうち2月9日に第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。この件につきまして、3番渡辺八寿雄君からの報告願います。

3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 令和8年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が2月9日月曜日午前10時から千葉市内のホテルを会場に議員定数54名中49名が出席し開催されました。本町からは連合議会議員であります私が出席をいたしました。

この会議では広域連合職員の給与改定に関わる条例改正や同職員に関わる旅費に関する条例改正のほか、令和7年度の一般会計や特別会計に係る補正予算、それに令和8年度の一般会計や特別会計の予算、そして医療に関する条例の一部改正などが審議されました。

なお、議案審議に入る前に広域連合長であります成田市長の小泉一成氏が太田洋前広域連合長の後任として就任した旨の挨拶がございました。

広域連合職員の給与改定に関わる条例改正では、国の人事院や千葉県人事委員会の勧告に基づき職員の給料、期末手当、勤勉手当及び通勤手当等を改正するもので、大卒初任給は1万2,000円、高卒初任給は1万2,200円の引上げ、また月例給では平均で3.4パーセントの引上げ改正、また期末勤勉手当については年間5パーセントの引上げ、それから通勤手当につきましては、距離区分に応じて最大1万2,900円の引上げ改正をするというものであります。

次に、広域連合職員の旅費に関する条例の一部改正では国家公務員の旅費に関する法律の一部改正等を踏まえ、国及び千葉県に準じて同様の改正を行うものであります。

次に、令和7年度の一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億5,423万1,000円を減額し、予算の総額を34億4,374万1,000円とするものであります。

補正の主な内容は、歳出においては特別会計へ繰り出す老人福祉費に関わる医療費適正化事業費や資格管理事務費が減額となったこと、それから一般管理費等執行見込み減によるものであります。

次に、特別会計予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に121億3,433万4,000円を追加し、予算の総額を8,376億8,730万5,000円とするものであります。

補正の主な内容は、保険給付費の大幅な見込み増によるもののほか、過年度精算に係る国・県支払基金等への返還金などとなっております。

次に、令和8年度の一般会計予算では、歳入歳出予算の総額を36億2,235万4,000円とするもので、対前年度比1億7,998万6,000円の増となっております。

予算増の背景としては、被保険者の大幅な増に伴う老人福祉費に関わる特別会計への保険給付費繰出金が27億6,462万2,000円のほか、職員人件費や事務経費などの総務費として8億3,850万4,000円などとなっております。

次に、令和8年度の特別会計予算であります。予算の総額を歳入歳出それぞれ8,818億5,975万1,000円とするもので、対前年度比650億2,455万9,000円の増となっております。

次に、歳入における市町村の保険料等負担金につきましては1,891億5,604万9,000円を計上してございますが、このうち本年4月1日から制度が始まる子ども・子育て支援給付分として新たに26億5,013万8,000円が計上されました。

予算総額全体の98.4パーセントを占める保険給付費、いわゆる高齢者医療に関わる医療費分ではありますが、8,679億1,820万5,000円であり対前年度比625億7,600万円の増となっております。

また、健康診査等の保健事業費では対前年度比3億6,200万増の51億6,988万9,000円が計上されました。

それから、最後に後期高齢者医療に関わる条例の一部改正であります。その主な内容は令和8年度及び令和9年度の保険料率を改正するとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正による子ども・子育て支援給付金賦課額の新設等に伴う所要の規定整備となっております。

いずれの議案につきましても、賛成全員、賛成多数により可決されました。

この後一般質問がなされましたけれども、この内容につきましては説明は省略させていただきます。

詳しい資料につきましては、議会事務局に資料を備えてございますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、令和8年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例議会の報告とさせていただきます。

○議長（渡辺善男君） ご苦労さまでした。

次に、2月16日に第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が開催されました。

この件につきまして、3番渡辺八寿雄君から報告願います。

3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 令和8年第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が2月16日月曜日、午前10時から広域事務所で開催されました。

本町からは渡辺善男議員、吉野一男議員、そして私の3名の組合議員が出席しました。

組合議員定数12名全員が出席の下、任期満了のため空席となっている議長選挙を行う前まで、副議長でありますいすみ市議会議長の久我議長が進行し、会議の冒頭いすみ市長選挙の結果並びに管理者就任報告並びに大多喜町長選挙の結果並びに副管理者就任報告があり、引き続き両氏による就任挨拶がございました。

議長選挙では選挙の方法を指名推選によること、指名の方法は選考委員により選出すること、指名された者を当選人とすることなどを事前に諮り了解され、その結果、勝浦市の岩瀬義信議員が議長に再任されました。

この後岩瀬議長により議事が進行されましたが、今回の議案審議は専決処分の承認案件が1件、条例改正が3件、補正予算が2件、新年度予算が2件、それに専決処分の報告案件が1件でありました。

初めに専決処分の承認案件では千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約に関することではありますが、このことにつきましては令和8年3月31日で三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する団体数が減少することや共同処理する事務を廃止するなどの協議について専決処分したので、その承認を求めるものであります。全員賛成で可決されました。

次の議案は非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。内容は監査委員の報酬額を年額2万7,000円から3万8,500円に引上げ改正するものであります。この議案につきましても全員賛成で可決されました。

次に、一般職の職員等の給与等に関する条例の一部改正についてであります。令和7年の国の人事院勧告及び千葉県人事院勧告に基づき改正をしようとするもので、主な改正内容は通勤手当の引上げ、それに期末勤勉手当の0.05月分の引上げ並びに給料月額を平均3.4パーセント引き上げる改正であります。全員賛成により可決されました。

次の議案は火災予防条例の一部改正についてです。

この内容は令和7年2月に発生した大船渡市の林野火災を受け、国の方針を踏まえ林野火災予防の実効性を高めることを目的に、林野火災に関する注意報の発令の規定の新設や簡易サウナ設備に適用する基準の新設などの改正であり、全員賛成により可決をされました。

次に、令和7年度一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億1,144万5,000円を減額し、予算総額を25億470万1,000円とするものであります。

主な補正内容は、勧告に基づく職員給与の改正に伴うものや事業費の確定による増減など

によるものであります。

次に、令和7年度水道事業会計補正予算（第2号）であります。収益的収入及び支出では水道事業収益に666万3,000円を追加し、総額を33億8,756万8,000円とし、水道事業費用では777万9,000円を減額し、総額を33億9,445万4,000円とするものであります。

この内容は有収水量の増加に伴う水道料金の増額や職員人件費の増減、それに事業費の増減などによるものであります。

次に、資本的収支では収入の部に1億4,014万6,000円を追加し、総額を7億5,142万6,000円とし、支出においては1億2,283万3,000円を追加し、総額を13億3,690万6,000円にするものであります。

主な内容は、建設改良事業の増加に伴う企業債の増加や固定資産取得費の増などでありま

す。

補正予算2件とも全員賛成で可決されました。

次に、新年度予算2件の審議であります。一般会計予算では歳入歳出それぞれ26億6,463万円で対前年度比7,819万円の増となっております。

歳出予算の主な内容であります。大原消防署や岬分署の庁舎改修工事関連経費や勝浦消防署いすみ分署に配備する高規格救急自動車の購入経費、さらには無線機器更新など、消防施設整備費に2億8,547万9,000円のほか、旧大多喜老人福祉センター解体撤去工事費として8,321万5,000円、職員人件費は総額で19億1,424万1,000円などとなっております。

次は水道事業会計予算であります。給水戸数3万5,300戸に対し、年間総給水量953万9,000立方メートルを給水するために要する経費として、収益的収入では27億4,241万円、支出においては22億1,477万円、また資本的収入として1億7,432万3,000円、支出として7億5,778万8,000円の予算となっております。令和7年度から夷隅地域2市2町の水道事業が統合され、夷隅広域で事業が実施されております。新年度予算両会計とも全員賛成で可決されました。

議案審議が終了し、その後専決処分の報告が1件報告されましたけれども、その内容は損害賠償額の決定及び和解についての報告であります。

令和7年8月に勝浦市内において消火活動中、一般車両に損傷を与えたため損害賠償金として24万8,970円を支払うことで和解が成立したというものであります。

以上で令和8年第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会の報告を終わります。

なお、議案等資料につきましては、議会事務局に備えてありますので、ご覧いただきたい

と思います。

以上で報告を終わります。

○議長（渡辺善男君） ご苦労さまでした。

次に、2月25日に第1回夷隅環境衛生組合議会定例会が開催されました。

この件につきまして、2番森久君から報告願います。

2番森久君。

○2番（森 久君） 令和8年第1回夷隅環境衛生組合議会定例会が令和8年2月25日の水曜日、午前9時54分より約50分間にわたり夷隅環境衛生組合の夷隅衛生センター車庫棟会議室にて開催されました。大多喜町議会からは渡辺善男議員と私、森が出席しました。

なお、定例会では渡辺善男議員が議長を務めました。

当日は管理者挨拶、議事日程の報告、議案配布状況照合が行われた後、日程に入りました。

日程第1は議席の指定、日程第2は会議録署名議員の指名、日程第3は会期を1日だけにすることでした。

ここから会議議事事件に入りました。

日程第4は、議案第1号で夷隅環境衛生組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第5は、議案第2号で夷隅環境衛生組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、いずれも質疑もなく承認されました。

日程第6は、議案第3号で勝浦市と夷隅環境衛生組合におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託に関する協議についてで、勝浦市との協議に当たりこの事務委託に関する規約を定めることでした。この第4条では経費の額が夷隅環境衛生組合管理者と勝浦市長が協議して定めることになっています。若干の質疑応答の後、承認されました。

日程第7は、議案第4号で令和7年度夷隅環境衛生組合会計補正予算、日程第8は、議案第5号で令和8年度夷隅環境衛生組合会計予算でした。いずれも質疑応答の後、承認されました。

以上、2月25日に開催されました令和8年第1回いすみ環境衛生組合議会定例会についてご報告申し上げます。

○議長（渡辺善男君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から2月25日に実施しました例月出納検査及び11月13日、14日に実施をしました定例監査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しにより、ご了承

承願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本3月会議の審議期間ですが、本日から3月17日までとします。本会議の審議は本日と明日4日、そして17日とし、この間10日と11日に総務文教、福祉経済合同の常任委員会協議会を開催する予定です。10日は総務文教常任委員会所管事務、11日は福祉経済常任委員会所管事務について新年度予算の内容説明を受けることとしています。執行部の皆様にはよろしくお願いいたします。

議員の皆様に申し上げます。

事前に議案とともに配付しました参考資料ですが、これはあくまで議案を審議するための参考資料ですので、議案書により質疑をされるようお願いいたします。

なお、議会報編集のため議会事務局職員による写真撮影及び質問者の自己の質問時間のみ録音を許可したので、ご承知願います。

それでは、お配りしています議事日程に従い議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺善男君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

6番 麻 生 勇 君

7番 渡 邊 泰 宣 君

を指名します。

◎一般質問

○議長（渡辺善男君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 久 保 初 江 君

○議長（渡辺善男君） 初めに、10番久保初江君の一般質問を行います。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 皆さんおはようございます。

通告どおり議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

議席番号10番の久保初江です。よろしくお願いいたします。

本日は5つの質問を予定しております。

これからの10年の将来像について、子育て応援宣言の町としての地域交通の在り方について、10周年を迎えたフリーペーパー「あてら」について、若者の定住・移住を促進する企業支援の強化について、アーバンスポーツのまちづくりへの取組について、この5つのテーマに向けて今回は個人的に町民の方々へご意見をいただいております。質問の中に織り交ぜながら進めさせていただきたいと思います。ちなみにいただいているご意見は、後ほど担当課の方や町長や皆さんにお見せできるようにしたいと思っております。

それでは、始めさせていただきます。

今日初めに町長からのご説明もあったように、本町では来年度から10年間の将来像を「みんなでつくる 持続可能な住みやすいまち 大多喜」と掲げています。

計画の中では協働のまちづくり、町民の参画という言葉が多く使われており、官と民が一緒になってつくり上げていくまちづくりをしていくという認識を持っております。行政主導で進めること自体を否定するものではありませんが、将来像にみんなでつくと掲げている以上、町民が関われる余地をどれだけ意図的につくるかがこの計画の実効性を左右するものと考えます。

私自身町民の方と話す中で意見をどう伝えたらいいのか、どう関わっていけばいいのかという声をよく耳にします。

今回いただいたご意見の中でもいろいろなご意見をいただきました。

観光地をもっと盛り上げていって大多喜の特産品をつくるべきだ。年を重ねても分かりやすい公共の支払いシステムがあるとうれしい。議会へ行けないので、ユーチューブ配信などをもっとして議会のことを知っていききたい。大多喜の自然を大切にしながら、守っていきながら新しいことを進めていってほしい。町長や議員と気軽に話す会があるとうれしい。消防団の活動を見直していくのも持続可能性としてはいいと思う。もっと若い人たちの意見を聞いてほしい、取り入れてほしいなどのご意見がありました。

どんな町にしたいかというご意見の中では、子供たちが安心して育つ環境がある。若い人が挑戦できる土壌がある。安心して年を重ねられる。城下町の文化が受け継がれている。美しく豊かな里山自然環境が残っているという大多喜町を皆さんは望んでいるそうです。

今までのように完成した計画を共有するだけでなく、このように皆さんご意見をすごい

たくさん持たれているので、考える段階、試す段階、見直す段階に町民が関わることも含まれるのではないかと考えております。

そこで、お伺いしたいのですが、町として「みんなでつくる 持続可能な住みやすいまち 大多喜」という将来像にはどのような思いが込められているのか、また今後町政運営の中で町民の参画をどのような形で広げていこうと考えているのかをまずは町長にお伺いしたいのですが、よろしく申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） ご質問につきまして、企画課からまずお答えさせていただければと思います。

まず、将来像の解釈ですが、協働を前提に持続可能な仕組みをつくることと捉えております。自らが暮らす町や地域において、それぞれが役割と資源を分かち合うことで質の維持、改善を図りながら将来的に続けられる運営構造をつくること、言い換えますと住んでいる方が実感できるいいなを長期的に持続できる仕組みとなるよう、行政だけでなく町民や団体、企業の皆さんとつくっていくことだと考えております。

また、久保議員のご質問にありました3つの段階、考える、試す、見直す、特に試すにつきましては、何か新しい取組をスタートさせる場合を想定されてのことかと思いますが、みんなでつくる。既に取り組んできた多くの施策も総合計画には位置づけられておりますので、試すも含め段階としては行動すると解釈させていただければと思います。

総合計画の基本構想、基本計画は各分野における方向性をお示したもので、各段階での取り組み方は個別の施策事業の計画において判断されるものと考えております。いずれにおいてもみんなでつくることを大きな方向性として掲げておりますので、町民等の参画をどれかいずれかの段階に限って位置づけるものではないというところで考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 町長。

○町長（平林 昇君） 今細かいことは課長のほうからご答弁させていただきましたけれども、第4次総合計画をつくる際、約2年間をかけまして、皆様との接点を持ちながら細かい段階での各企業ですとか地域とか、いろいろな方のお話を聞き取った上でやっておりますので、町側としては基本的なコンセプトについては皆様のトータル的な部分を大まかに捉えて、そして第4次総合計画に入れたというふうになっています。

総合計画は細かいところまでは入れませんので、粗々おおむね右方向に偏るかなとか、こ

の辺りちょっとはこっちにいかうかなというところの大ざっぱな方向性です。これから3年間ごとに流れを変えていくわけですが、その中でいろいろと方向性をまたさらに築き上げながら進めていくと、そのために議員の皆様が支援者の方と今、久保議員がやっていたらっしゃるようなお話し合いをする中で、ぜひこういう方向でお願いできませんかとかということを取り入れながらやっていく。そのための議員でもあり、要するに町民と議会との間に入ってお仕事をしていただく、そういう形になろうかと思っておりますので、引き続ききめ細やかなお仕事をさせていただきながら意見を吸い上げていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） とてもいいご答弁ありがとうございました。私も議員として町民との間に入って皆様の意見を反映できるように活動していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

続いては、現在の町民参画の在り方を見ると、善意やボランティアに依存している側面があるように感じています。これではなかなか参加できる町民が限られてしまい持続可能性の面でも課題があるのではないのでしょうか。

将来像がみんなで作るであるならば、先ほども言ったように計画を示すだけでなく、町民から事業の具体的なアイデアや提案を募ったり、それを計画や事業に反映させていく仕組みづくりが重要だと考えています。

町民が参加している実感を持てる仕組みづくり、また町民の利益や価値につながっていくような仕組みづくり、例えば私も今参加させていただいている活動で田植をしている活動があるんですけども、田植と大豆畑を皆さんで仲間でやっている活動で、休耕田の田んぼや使われなくなった畑を耕して子供たちと一緒にお米や大豆を収穫しています。初年度は取れたお米をみんなで食べて収穫祭を行ったりしたんですけども、次年度はそのお米をこうじにつくり変えておみそづくりを保育園の園児たちと一緒に体験をしていい経験になりました。そして、今年度は体験自体がふるさと納税の返礼品として選ばれるようにもなりました。

このようにやっている活動が新たな価値を生んだり利益になったりする。そして、暮らしの向上を感じるような実感を持てる仕組みづくりについて、今後大多喜町としてはどのような取組を考えていらっしゃるのか、お聞かせいただけますか。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） それでは、引き続き企画課のほうから、まず協働といった取組に

つきましては、議員さんおっしゃるように依存と捉えるか、また主体性、役割の尊重と捉えるかにもよると思いますが、まちづくりを共に担っていただいている町民の皆さんの行動には大変感謝しているところです。

多様化するニーズや地域課題に対して、協働には様々な形がございます。ファミリーサポートセンターや特産品開発など、町の実施事業に従事や協力いただき共に取り組むもの、またお城まつりや町並み整備、大多喜高校のコンソーシアム事業など、町や町民等、様々な主体が連携し、アイデアを出しながら取り組むもの、それから自主防災や集落道、農村環境整備、健康づくり事業、まちづくり提言事業など、住民や地域の主体的取組を町が支援するものなど様々な形がございます。

協働の取組には有償、無償の別もありますが、それぞれのステージでご自身の経験や能力を生かしていただくことが他者や地域への貢献、ひいては町の活性化につながることで、参加の実感であったり自身の価値観を高めることにつながっているのではないかと考えております。

前期基本計画における多くの分野、施策でも住民との連携を持って進めていくといった取り組み方が位置づけられております。協働の取組を推進していく上では、行政運営の透明性や住民との情報の共有に努めながら、それぞれの現場での住民の声や考えに傾聴し、掲げる将来像の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） どうもありがとうございます。

ぜひこれからもみんなで作る大多喜町を盛り上げていけるようないろいろな活動に参加できるような取組を皆さんに投げかけて一緒につくっていただけたらと思っております。

以前お城の森公園の通称を公募されていたことがあると思うんですけども、おたつきーパークと名づけられたときに、うちの子供のお友達だったんですけども、その名前を考えた子供は本当にうれしそうにしているその姿がとても私は印象に残っています。自分のアイデアが形になるという、そういう経験はその子にとって本当に誇りになることだと思います。

これから町で新たな事業を進める際にも町民の意見を取り入れたり、事業のアイデアそのものを公募したり、みんなで作るといった姿勢をより広げていけたらと思っております。

そのためには、まず町民の皆さんに今町で何が進んでいるのかを知ってもらうことも大切

だと思っております。広報や防災無線、学校や保育園で活用されているすぐーるアプリなども活用しながら、私はすごく重宝させていただいているアプリなんですけれども、おおたき通信のライフビジョンのアプリ、これの周知をぜひしてもらえたら大多喜の方たちが皆さんもっと今こんな活動しているんだ。今こんな事業を求めているんだ。今こういうイベントを開催するんだというのが分かってもらえるのではないかと考えております。

そして、こういう議場、今日もたくさんの傍聴の方がいらしておりますけれども、議会への関心も高めてもらえるためにユーチューブ配信など、傍聴に来られない方への新たな発信方法も検討することが必要なのだと考えております。子供から大人、高齢者の方まで、まちの未来づくりに関心を持てる環境を整えるということこそが10年後の将来像を本当にみんなで作るという形になる第一歩になると思います。ぜひこれからもよろしく願いいたします。

次の質問にまいります。

子育て応援宣言の町として地域交通の在り方について、2025年に子育て応援宣言を行った本町において、公共交通空白地域に住む子供たちは保護者の送迎がなければ学校やスポーツ施設、買物など、日常的な移動が困難な状況に置かれています。デマンドバスのおたっクルもありますが、平日限定、時間帯や地域の制限もあり、ふだんその時間帯に学校に通っている小中高生の皆さんはほとんど利用が進んでいないのが現状です。

いただいたご意見の中で、知らなかったという方がまず24パーセントぐらいいました。エリア外で使えない。時間、曜日が合わない。登録しているけれども使えない。使っていないという方が42.7パーセント、これは53件中の62.3パーセントの子育て中のお母さんかお父さんが答えております。よく使っている。高校生が利用している。利用したことがある。利用してみたいという方は7.6パーセントいました。この統計を見ると少ない統計なんですけれども、5分の1ぐらいの方しか使われてないというのが見受けられます。

そこで、子育てしやすいまちづくりの観点から、子供の移動手段を含めた交通地域を考えると、子供の送迎は親子のコミュニケーションの場となる一方で保護者の就労状況によっては送迎が難しく子供自身の行動範囲が制限されてしまうという現実もあります。現在のデマンドバスおたっクルは、主に高齢者の移動支援を目的として設計されているように感じますが、先ほど町長もおっしゃっていた子育て応援宣言を掲げた町として、子供や子育て世代の視点をより反映させていくことも必要なのではないのでしょうか。

そのための地域交通の在り方についてはどのように考えているのか、お伺いしたいと思

ます。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） ご質問につきまして、企画課からお答えさせていただきます。

まず、地域交通につきましては、第1に地域における既存の公共交通との調和を踏まえた中で、行政が提供する交通サービスや地域での支え合いの移動などが補完することで、持続可能性を踏まえた面的、時間的な交通空白を解消することが求められております。このため地域交通において行政が提供する交通サービスを導入する際には、地域の移動の実態と需要の実態、これを十分に踏まえた上で交通事業者を含めた協議が必要となります。

また、町として保育園児や小中学生の通学は保育園バスやスクールバス、それと路線バスなどを活用し、通学対応しているところですが、夜間や土日の習い事などは各ご家庭において保護者や祖父母の方などが送迎されていることがほとんどかと思えます。

ただし、議員おっしゃるように保護者の就労状況や体調不良などにより、ご家庭でのお子さんの送迎が困難な場合もあろうかと思えます。町としましても、子供や子育てを応援したいという思いの施策として、ファミリーサポートセンターでは習い事などのお子さんの送迎支援、また緊急サポート事業では発熱等で学校や保育施設から急な呼出しがあったときの送迎支援のほか、妊婦さんや出産後お子さんが1歳を迎えるまでの移動を支える子育て支援タクシー事業など、子ども・子育ての移動の支援に取り組んできているところです。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 先ほど同ファミリーサポートのお話もありましたが、デマンドバスおたっくろに関しては、例えば午前中利用するとなると前日の夕方までに予約をすればいい状況だと思うんですけども、ファミリーサポートセンターのほうはたしか調べたところ利用の5日前までに予約をしないといけないというすぐに対応してもらえないような形なのかなというのを少し感じているんですけども、その辺は今後ファミリーサポートセンターのほうとか予約とか少し前日までにとか、そういった対応をしていただけたりはするのでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ファミリーサポートセンター事業につきましては、こちらもボランティアという意味合いが強いものでマッチングが必要ですので、前日というとサポート側のご事情もあろうかと思えますので、なかなかその辺についての対応は現時点では

難しいかなと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） どうもありがとうございました。

交通は住みやすい町を支える根幹だと思っております。そして、交通政策は単なる移動手段の整備ではなく人口減少対策そのものだと考えます。既存交通との連携を前提に、おたっクルの時間の拡張やエリアの拡張を進めることは将来を見据えた具体的な人口対策に直結していきます。子供が減ってからでは遅いと思うんです。減少が見えている今だからこそ、将来の定住、移住を見据えたこの段階で交通の再設計に着手していただくと私は強く求めたいと思います。よろしく願いいたします。

続いての質問です。

町の情報発信とフリーペーパー「あてら」の役割についてお伺いしていきたいと思っております。

本町では町立の大多喜町の図書館、大多喜天賞文庫を拠点としてフリーペーパー「あてら」を10年間にわたり発行してきました。私も今日議長のお許しをいただいて、私のコレクションのちょうど私が移住してきたときに1号が発行されて大分汚くなっちゃったんですけども、毎回楽しみにして私はコレクションさせていただいております。

この「あてら」についてなんですけれども、「あてら」は町民が取材対象となっております暮らしや人柄が伝わる参加型の媒体であること、町内向けだけでなく町外、特に移住を検討する人への発信を強く意識して編集されてきたこと、町民同士のコミュニケーションツールとして活用されていること、大多喜町の図書館発信という日本でも珍しい形態の媒体であることが今までの「あてら」を読んできて感じ取れます。

このように町内向けだけでなく町外、特に移住を考えている方、移住してきた方への発信が強い冊子である「あてら」に対して、この町としてどんな思いを込めてこの冊子をつくってきたのか、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） 久保議員の一般質問に生涯学習課からお答えさせていただきます。

冊子「あてら」は、平成28年3月から今年2月末までに10年間で15号発行してきました。この事業は移住希望者が大多喜町に関心を持ち、風土や生活実態に関する知識を得て職業や住宅を確保し、定住に至るまでの過程や大多喜町で自分らしく働き、笑い、育む人々の日々

の暮らしに焦点を当てて、一般的な観光ガイドとの差別化を図り大多喜で生きることをテーマとした冊子を刊行いたしました。

また、従来の移住情報誌とは違い教育や情報提供を重視した公共施設である県内外の図書館を中心に配布したことにより質の高い情報源となり、「あてら」の信頼性や公共性の向上に寄与したと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） どうもありがとうございます。とても高い評価をされていると感じております。

ここでも皆さんからいただいた意見をご紹介させていただきたいんですけども、地元の人を知ることができる。人柄が伝わる。大好きだ。楽しみにしているので、続いてほしい。バックナンバーの再発行を求めている。町内交流や町外発信にとっても役立っている。知り合いが載っていることがあるので、それがまた読んでいて楽しい。発行回数を増やしてほしいなど、様々なご意見をいただきました。

このように「あてら」は、先ほど課長がおっしゃってくださったように町の人柄や暮らしの可視化、関係人口や移住検討者への理解の促進、町民同士が互いを知る機会を創出するといった点でも一定の役割を果たしてきたと考えております。

これまでの発行を通じて、「あてら」が大多喜町の人柄や暮らしを伝える媒体として町民や移住者にとってどんな存在になれたのかと実感しておりますか、町の考えをお聞かせください。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） 「あてら」は、これまでの発行を通じて久保議員のご指摘する観点から次のような役割を果たしてきたと認識しております。

まず、第1に町民の人柄や暮らしの可視化という点において本冊子は重要な役割を担ってきました。具体的には実際に大多喜町で暮らす住民の方々がどのような日常を送っているのか、またその暮らしの背景にある価値観や考え方を伝えることによって移住検討者に対して大多喜町の魅力を理解していただく機会を提供しております。

第2に関係人口や移住検討者への理解促進の点では、特に移住へ向け不安を抱えている方々に対し、実際に町内で生活している人々の生の声を通じてより具体的なイメージを持っていただくことができたと考えております。

第3に町民同士が互いを知る機会の創出については、紙面を通じて地域内の異なるバックグラウンドを持つ町民の方々が紹介されることにより、コミュニケーションが生まれ地域の一体感が図られたと認識しております。

しかし、その一方で発行当初は問合せや関心が図書館に寄せられておりましたが、ここ数年の問合せ件数が減少していることが確認されております。このような状況を考慮し、10年間にわたる役割や成果について今後見直しや検証していくことを考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 見直しや検討を考慮しておられるということをおっしゃっていただきましたが、実際渡鍋課長はたしか以前企画課の移住促進を担当されていたと思うのですが、直接移住を検討されている方に渡したときの反応など、どんな感じだったのかをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） 以前私も移住の担当者をしておったんですけれども、都内で移住相談会のイベント等を行っておりました。そのときに移住希望者の方々に「あてら」をお配りしておりました。

それで、反響はいろいろなんですけれども、最初大多喜町は千葉県のどこにあるのとか、そういうところから始まりまして、ある程度大多喜に興味を持ってくださった方に対して「あてら」をお勧めしたら生の声が本当に聞こえていて、いいことばかりじゃないので、移住も、そういった困ったこととか悩み事とかも記載されておりますので、本当の正直なことを伝えられてよかったなと思っております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） どうもありがとうございます。

手に取ってもらって生で見ていただく。そして、そこで感想をいただいたりする。コミュニケーションツールの一つとして、この「あてら」という冊子はすごくコンパクトだし、とてもいい冊子だと思っております。

そこで、大多喜町で人口減少が進む中で町の魅力を制度や数字ではなく、人や暮らしから伝える情報発信は移住・定住施策においてもとても重要性が高いと考えております。

町としてこうした情報発信を今後どのように位置づけていくのか、継続していくのか、お

聞かせいただきたいと思うんですけれども、先ほど渡鍋課長が検討していくということをお答えいただいていたのですが、これからどのような形で移住者の方に向けて発信していくのか、また今「あてら」はどういった形で全国の方に手に取ってもらえるように大多喜町町内でも発信しているのか、それも教えていただけたらうれしいです。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 私のほうからは、人口減少や移住という面に対して「あてら」が非常に有効じゃないかというところでご質問いただいておりますので、お答えさせていただければと思います。

先ほど「あてら」につきましては、生涯学習課長の答弁にもありましたように大変魅力ある情報媒体であると認識しております。

また、久保議員おっしゃる「あてら」のもう一つの大きな魅力は、暮らしに根づいたずっとここにあったものを伝えているという制作意図のとおり、時間の経過で劣化することのない、また初めて見る人にとって非常に鮮度の高い情報であり続けることかなと感じております。これまでも県内外の図書館や美術館、カフェや交流施設などに置かせていただくとともに都内で行われる移住相談会などでも活用しているところです。

また、町のホームページでは生涯学習課のウェブページで「あてら」のウェブサイトへのリンクを貼って、過去からのバックナンバーを含め閲覧できるようになっております。これらバックナンバー、過去に制作された情報であっても、情報の質と鮮度は大変魅力的だと思います。引き続き移住推進に向けた取組でも活用させていただきながら、大多喜町の暮らしや人の魅力を伝える情報冊子として有効に活用してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

あとは町内にどういう形で「あてら」を活用されているかというところ。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 配っているのか、結構見たことがないという町民の方も中にはいらっしゃいまして、どこに置かれているのと聞かれることもあるので、その辺お伺いできたらと思っております。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） 「あてら」の町内の配布方法ですが、まず町内の公共施設には必ず置いてあります。あと町内の飲食店などの商業施設に置いてあります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 了解しました。

前回の一般質問のときに森議員が教えていただいた「私たち」という大多喜の方言は「あてら」というので、「あてら」と名づけられたとお伺いしているのですが、この「あてら」という冊子は単なる移住案内ではなくて、大多喜という町の顔になっている存在だと感じております。図書館発行という形で10年間も続けられてきて、装丁も丁寧で、町民の皆さんの人柄や生活、空気感までとても伝わっております。

実際に移住者の方へ意見を伺っても「あてら」があったから安心できたという声もあり、私も同じ移住者として、この「あてら」があって町民の方を知ることができていろいろつながりができてきました。なので、とてもその言葉には共感させていただいております。

企画課長もこれから移住促進を進めていく上で「あてら」を活用していきたいとおっしゃっておいりましたので、数字や制度だけでは伝わらない部分があるので、人と人の距離感やこの町らしさを伝えてくれるこの「あてら」こそが本当の意味で移住に対しての入口になるのではないのでしょうか。

「あてら」は移住者と町民をつなぐ架け橋のような存在だと感じています。

私も移住当初からとても大ファンで、逃してしまったので、バックナンバーが欲しいところもあるんですが、コレクションさせていただいております。だからこそこれからも大多喜の今を映しながら丁寧につくり続けていただきたいと強く願っております。これからも「あてら」の発行を楽しみにしております。ありがとうございます。

続いての質問にまいりたいと思います。

続いては、若者の定住・移住を促進する起業支援の強化についてお伺いいたします。

近年大多喜町では若者の町外流出が進み、働く場が少ない。起業したくても初期支援が弱いという声を多く耳にします。

現在大多喜町には起業支援金制度がありますが、私が移住してきた8年前にはエリア制限はされているもののたしか中野の商店街と大多喜の城下町の商店街のみの場所ということとで最大150万円の支援があったのに対して、現在はエリア制限が緩和された一方で支援額は最大75万円と半減してしまっています。このことについて起業を検討する若者や町外からの移住希望者にとって大多喜町で起業する支援力が以前より下がっているのではないかと感じております。

現状認識についてお伺いしたいのですが、若者の町外流出と仕事、起業環境の関係につい

て町としてどのような課題を持っているのか、また起業支援金の支援額が減額された理由とその影響についてどう評価されているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 久保議員のご質問につきまして、商工観光課からお答えさせていただきます。

若者の町外流出と仕事、起業環境の関係の課題認識につきましては、進学や結婚、就職など、様々な要因が複合的に絡んでいると思われれます。特に就職につきましては、職種の多様さや都会への憧れなどもあり都市部への流出は継続していると思っております。

このような課題を踏まえ、町としても若者の町内への就職と町外会社が本町へ起業してもらうための事業展開が重要だと考えております。

次に、起業支援金が減額された理由につきましては、平成27年度からの国の交付金であります地方創生交付金事業による上乗せ分として上限150万で運用してまいりましたが、平成28年度にその交付金が終了したことに伴いまして、平成29年度から国の交付金を除いた上限75万として運用しているところでございます。

影響につきましては、補助金の減額前の実績は合計で2件です。減額後も平成30年度1件、令和5年度1件、令和6年度4件、令和7年度2月現在でございますけれども、1件でございます。4年間で合計7件の活用実績がございましたので、直接的な影響はないと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） どうもご説明ありがとうございました。

5年間で7件、平均1.5件ぐらいが1年間であるということで、令和6年がとても多く感じました。何か理由があったのでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） これについてはそのときの社会情勢であったり、いろいろな様々な要因があると思いますので、これはそういったことも含めて4件だったというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 了解いたしました。

起業支援の強化について、今後の施策についてもお伺いしたいと思います。

若者が町内で仕事をつくり定住していくためには、起業時の初期支援は特に重要だと考えていますが、起業を考えている若者、移住者向けの支援金の増額を設ける考えはありますか、もしあれば教えてください。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 議員がご指摘のように、若者の流出は本町にとって深刻な問題でございます。町内で仕事をつくり定住につなげるための初期支援については重要であると認識しております。

起業創業支援金による支援も一つの支援策でございますけれども、定住化対策の観点からは子育て、それから自然環境、住宅施策、健康福祉施策など、幅広い分野や関係機関との連携などを一体的に支援することにより、若者の流出対策や移住、定住に資すると考えております。

起業支援についての増額については考えておりませんが、本制度の活用の推進に併せて起業者のニーズを考慮した上で、商工会などの関係機関や関係課と連携を図り、ニーズに合った国・県などの支援策もありますので、これらを紹介するなど、起業への支援、起業のアフターケアも含めて移住、定住への一助になるように努めていきたいと考えております。以上であります。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） どうもご答弁ありがとうございました。

私のほうで起業支援に対して意見を募集させていただいたのですが、そこでは起業に対してという意見よりも、移住に対して、起業前への移住の住居のサポートに対してという声がとても多く寄せられていました。それにプラスして、起業前のサポートだったり経済的支援もそうなんですけれども、自分たちが活躍しやすい環境づくりを整えてほしいという声がありました。

先ほど課長がおっしゃってくれたように、移住と起業をスムーズにする仕組みづくりにおいて移住と起業を一体的に支援する視点について、とても重要だと考えます。

これを踏まえて住居探し、空き店舗、空き家の活用、事業相談などをワンストップで支援する体制づくりが大切だと思うのですが、大多喜で起業すれば安心してスタートできると若者や移住希望者に伝わるような分かりやすい支援パッケージなど、整備をする考えはあるのか教えていただきたいと思っております。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ワンストップの支援体制につきましてのご提案でございますけれども、移住、定住に関することについては企画課が窓口になっております。また、移住相談会の開催や空き家バンクなども事業を展開しております。また、起業に係る事業相談を商工観光課、商工会で随時対応しており、商工会に在籍しております経営指導員との連携を図るなど、起業者が気軽に相談できる環境づくりに努めているところでございます。

このように関係機関や関係課と連携し、対応する体制が整っており、十分機能していると考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 若者の定住、移住を促進するための起業支援は単なる創業補助にはとどまらずこの町の将来を左右する重要な施策だと考えております。

大多喜町には農業、林業、観光業といった誇るべき地域資源があります。これらを生かした事業づくりを後押ししていただくことで大多喜らしい働き方を生み出す可能性が大いにあります。

しかし、同時に挑戦したい若者が安心して暮らせる住まいの確保も欠かせないと考えます。空き家は多く存在するものの改修やマッチングの課題から実際に活用できる物件は限られているのが現状だと感じます。制度を整えるだけでなく、相談から起業、住まいの確保、地域産業との接続までを一体で伴走する体制づくりを今まで以上に進化させることが必要ではないでしょうか。

支援体制の構築に当たっては、外部委託とかではなく地域の人材の方や事業者が主体となって関われる仕組みづくりが重要だと考えております。それは先ほどもきちんとあるとおっしゃってくれていたもので、安心しております。町の中での役割と仕事が生まれる形こそ、真の意味で持続可能な循環が生まれると思っております。

このように大多喜町の資源を軸に、分野を意識した戦略的な支援へと踏み込むことで挑戦が定住につながる循環を生み出せるはずです。取り組んでいるという今までの段階から成果が見える支援へ転換させていく時期だと考えております。これを強く期待してこの質問を終わらせていただきたいと思います。

最後の質問、5つ目になります。

アーバンスポーツへの取組についてお伺いさせていただきます。

大多喜町でパンプトラックの設置が決まったことは、子供たちの遊びや挑戦の選択肢が増えるとても前向きな一歩だと感じています。以前西小学校ではスケートボードバンクが設置されていたそうですが、それは結構昔の話で現在はスケートボードやBMXに触れる機会はほぼありません。今回の取組をきっかけに新しい遊びの文化が生まれる可能性があるかと期待しております。

パンプトラックの件についてなんですけれども、初心者向けの体験会や年齢やレベルに応じた使い方や親子や地域の大人が関わる仕組みなどを通じて、子供たちの居場所として育てていく考えがあるのか、町の考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、将来的にはパンプトラックをきっかけにほかのアーバンスポーツ、あるいは多世代が使える遊び場として展開していく可能性についてどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） 久保議員の一般質問に生涯学習課からお答えさせていただきます。

まず、1つ目のご質問についてですが、たまたまのタイミングがいいのですが、体験会のほうは今度の日曜日、3月8日に第1弾を開催を予定しております。また、パンプトラック施設の設置後も体験会やイベントなどを定期的の実施していくことを予定しております。また、利用者からの要望に応じ子供向けBMX、スケートボード講習会の開催を考えていきます。特に若者世代に向けては町内の小中学校、高等学校と連携し、年間行事計画の中にアーバンスポーツを体験する機会を確保し、子供たちにアーバンスポーツの魅力を知っていただき、自ら積極的に練習したいと思っていただけるよう今後各学校との協議を進めてまいります。

次に、2つ目のご質問ですが、将来的にはe s D G z O T A K I . E X Eと連携し、アーバンスポーツの普及を図り、地域の人たちによるアーバンスポーツ競技団体が町スポーツ協会に加入できるよう努めていくなど、多世代が集う魅力的なスポーツ施設として認知していただけるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） たまたまタイムリーに3月8日にパンプトラックのそれは私もすぐーるやライブビジョンでお知らせが回ってきました。

この周知なんですけれども、中学校、小学校、保育園の子たちはすぐーるで回ってくると思うんですけれども、高校生や大学生、または30歳以下の若者とか、すぐーるとかライフビジョンに属してない方とか、そういう若者たちにはどうやってお知らせをしていく予定でしょうか、していらっしゃるのでしょうか、教えてください。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） 大多喜高校のほうには直接チラシを持っていったりしました。あと町外については町のホームページなどで周知はしております。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 了解しました。

ぜひパンプトラックの体験会とか楽しみだなと思っているので、私も参加してみたいなと思っています。私もできますか、ちょっと考えます。

続いては、大多喜町ではアーバンスポーツのまちづくりとして自然と調和したアクティブな日常を楽しむアーバンスポーツライフをコンセプトに、町の多様な魅力をつなぎ、大多喜町全域をフィールドとして活用していく計画を進めているという初期の段階でアーバンスポーツのまちづくりの説明会に行かせていただいたときに頂いたパンフレットにも、あと議員の説明の中もおっしゃっていましたが、パンプトラックを単体の施設と終わらせるのではなく、子供たちが集って遊び挑戦し、成長していく遊び場づくりのスタート地点だと考えております。

今後アーバンスポーツのまちづくりをどのようなビジョンで考えていらっしゃるのか、最後の質問で町長、またお答えいただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 町長。

○町長（平林 昇君） 久保議員の今のご質問に対してお答えさせていただきたいと思います。

アーバンスポーツというのは都会的なスポーツで、非常に狭いところでできるようなものをアーバンスポーツと総称するらしいですけれども、私も今から3年ぐらい前だったでしょうか、それこそ及川議員たちと一緒に南アルプスでしたっけ、あそこに行ってマウンテンバイクというのを実は経験させていただきました。マウンテンバイクの前に要するに自転車をこがずに体重移動しながら自転車がある程度セーブしながら安全に乗るということで、パンプトラックで自転車乗りを末吉議員も含めて行かせていただきました。

私そのときに非常に感銘したのがアーバンスポーツで体験をさせていただいた方、それか

らマウンテンバイクを要するに体験させていただいた方の礼儀正しきとか、マウンテンバイクは僕はただの遊びと思っていましたけれども、それが遊びではなくて人生観も含めたところでの話になっていました。

できればアーバンスポーツそのものは、自分たちの地元のお子さんたちに楽しんでもらう、これは当然そうなんです、そのほかにアーバンスポーツ、パンプトラックで自転車を使ってサイクルスポーツのメッカにぜひ大多喜をしていきたいというふうに考えております。

今森林整備等々、大多喜町の7割の森林を要するに地元のエネルギーに活用したりしながらということ、森林整備を今考えていますが、森林整備をしながら、そしてそこにマウンテンバイク等々で遊んでいただくような場所もつくれたらいいなということで、これは1年、2年ではできない話ですが、いずれにしても大きな夢として森林をうまく活用しながら、そして森林でも遊ぶ、その大本のきっかけとなるのがこのパンプトラックであってほしいという強い思い入れはございます。

そういう形で私がある間にできるかどうか分かりませんが、将来的にはそういう方向を目指す次の町長やスタッフの人たちを集めて、何とかやっていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） サイクルの町というアーバンスポーツからさらに飛び越えて、車輪を使った競技ができる町というビジョンをお持ちだということで、私も自転車は大好きで、マウンテンバイクも乗っていたり、あとロードサイクルやママチャリもめっちゃ乗りました。

そんなところで西畑エリアや老川エリアは特に低めの山とか、開拓していけば楽しい山道がいっぱいできると思うので、特に西畑エリア、何も今観光が少ないエリアになっておりますので、地主さんたちとお話ししていただいて、少しずつでもそういった方たちが来て遊べるような場所づくりをしていただけたらと思います。

正直私申し上げますと、最初にこのアーバンスポーツのパンプトラックの話を聞いたときは、スケートボードやBMXをやっている子供たちはほとんどいないのに、何でいきなりここに大多喜町に必要なのと半信半疑な気持ちもありました。しかし、自分の子供たちにその話をこういうのできるんだよと説明したところ、やった、楽しみ、いつできるのといううれしそうだったんですね。子供たちのうれしそうなお顔をみて、この町へ移住してきたときにちょうど県民の森のアスレチックがなくなってしまって、親と子供で一緒に遊べる遊具がなか

ったので、そういう場所があったらいいなと望んでいたもので、今回のこの取組について町全体がフィールドのように広がっていくこと、遊び場がどんどん増えていくことをすごい私自身も楽しみにしています。私もスケートボードを練習していきたいと思います。

子供たちの笑顔につながるまちづくりとなることを願っております。

それで私の質問を今日は終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（渡辺善男君） 以上で久保初江君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

次は11時40分から再開します。

(午前11時32分)

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時40分)

◇ 渡 邊 泰 宣 君

○議長（渡辺善男君） 次に、7番渡邊泰宣君の一般質問を行います。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 7番渡邊泰宣でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

私は質問事項1項目ですので、20分で終わるかどうかという問合せもありましたので、ぜひお願いしたいと思います。

私は、今現在町で使用されていない施設についてを質問項目として取り上げさせていただきました。

今現在大多喜町で大半のものが使われておると思いますが、一部まだ使用されていないと、またこれから空くような用地がありますので、その辺について質問させていただきたいと思っております。

令和4年から社会福祉協議会が中央公民館に移転されております。また、老人福祉センターとして空き施設になっておりますが、建物については夷隅郡市広域市町村圏組合のものであり解体されることになっておりますが、現在は建物はそのままの状況であると思っておりますが、

今後の予定について伺いたいと思います。令和4年からもう丸3年たっておりますが、その辺のところについてまだ状況が分からないので、この辺の状況について伺いたいと思います。

先ほど市町村組合の議員の方が報告ありましたが、何か予算化されているというように判断しておりますが、この辺についてお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） ご質問につきまして、企画課からお答えさせていただきます。

旧老人福祉センターにつきましては、令和7年度、今年度で解体工事の設計が完了しましたので、令和8年度に当該施設の解体工事が行われることとなっております。現地在原状復帰された後に町へ土地が返還されることとなっております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 令和8年度中に解体されるということによろしいでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 広域のほうでも予算化しておりますので、令和8年度で当該施設の解体工事をする予定であります。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 解体された後についての町の考えというのはあるのかどうか、あの辺はかなり面積の広い町の用地があると思いますが、今現在は老人クラブか何かがゲートボールか何か、その辺は使用されていると思いますが、その辺の今後の状況について伺えたらと思います。

○議長（渡辺善男君） 財政課長。

○財政課長（市原芳則君） それでは、ただいまの質問に財政課のほうからお答えさせていただきます。

旧老人福祉センターは、大多喜町の社会福祉協議会が指定管理として運営しておりましたけれども、令和4年の4月1日に指定管理による運営を終了いたしまして、それ以来施設のほうは活用されておられません。ゲートボール場の一部につきましては、現在も町の老人クラブで使用している状況もございますけれども、先ほどの企画課長の説明にもありまして、夷隅郡市広域市町村圏事務組合において来年度解体撤去が予定されておまして、解体後敷地は本町に返還されるものとなっております。

解体後の活用につきましては、現段階では具体的な計画は決定しておりませんが、
現地の状況も踏まえ、また地域住民の皆様のご意見を伺いながら様々な活用の可能性を模索
してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） また、隣にあります特別養護老人ホームでございますが、これも2年
ぐらい前でしたか、老人ホームについては1955年に養護老人ホーム養老院が開設されたとな
っておりますが、その後1979年に特別養護老人ホームが開設され、高齢者福祉の拠点として
機能してきました。その後老朽化や社会情勢の変化により、2023年6月に長年親しまれてお
りました町立特別養護老人ホームの事業は廃止されました。

この施設について今後どのように考えを持っておられるか、伺いたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 財政課長。

○財政課長（市原芳則君） ただいまのご質問に財政課からお答えさせていただきます。

旧特別養護老人ホームにつきましては、ただいま渡邊議員のお話のあったとおり現在廃止
しております。旧施設の建物及び敷地の活用につきましては、現在のところ具体的な活用計
画はまだ決定しておりません。現在は民間事業者の方から活用の可能性についてお問合せを
いただいて建物内を見学していただいたり、またドラマの撮影場所として使用していただく
ことなども年に数件あるところでございます。しかしながら、建物の維持管理には多額の費
用が発生しておりまして、また施設の老朽化も進んでいることから、今後の取扱いについて
早急の方針を定める必要があると認識しております。

活用方法につきましては、施設の老朽化の状況、維持管理に係る経費、補助金の返還の有
無など、財政面での整理を行うとともに、隣接する旧老人福祉センター敷地との一体的な活
用の可能性も含め、町全体の公共施設マネジメントの観点から最も効果的な活用方法につ
いて検討を進めてまいります。

また、民間事業者による活用につきましても、ほかの公共施設の活用事例なども参考にし
ながら企画提案、公募なども視野に入れて考えてまいります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） なかなかこういう施設というのは、建物そのものがすぐほかのものに
使えるというようなこととは考えにくいところではありますが、また老人ホームが新しく民間

の施設ができておりますよね。その辺で活用をその後にもたまたまそういう関係の施設が入るとい
うこともなかなか難しいような考えもありますので、私の思いではその辺の今後空いている
ところについては何かほかの施設を活用できないかということをおもひまして、今回の質問に
取り上げた次第でございます。

それでは、次に移ります。

旧福祉センターの裏側には旧夷隅淡水漁業組合ですか、今は名前が変わって夷隅川漁業組
合という名前に変わっておりますが、この施設について伺いますが、この施設は事務等とし
ては今職員が2人ぐらいいるのかしら、この施設の管理者がどこの持ち物なのか伺いたいと
思います。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 渡邊議員のご質問につきまして、商工観光課からお答えさせ
ていただきます。

ご質問の福祉センター裏側の施設につきましては、夷隅川漁業協同組合が管理者であり、
同組合が所有者となっております。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） この施設については、多分私の調査した結果では2市2町の関係する
ような施設というふうに伺っておるんですが、その辺分かりましたらお願いします。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 夷隅川のほうに生態系の維持とか、そういった形で魚の放流
をしていますので、2市2町で補助金を出し合ってその辺の支援をしているということはや
っていますので、そのことでそういう回答でよろしいでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 建物は分かりますが、敷地については、これは大多喜町の敷地になる
のではないかと思います。どうですか。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 底地は町の所有でございます。町有地になります。9筆で
1,828.5平方メートルでございます。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） これまでの問いについて、私の思いについてお話ししますが、この跡地一帯については周辺の景色が非常によいことと隣にあります本多忠勝、本多忠朝のお墓があり、また公園にもなっておるといふふうに伺っております。大多喜町は城下町ですので、かつての城主のお墓と公園となっていることから、この土地がもっと生かされるべきではないでしょうかという思いがあります。

大多喜城も今改築されることになっておりますが、後の名所にするべきことと思っておりますが、その辺の考え方について伺いたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） このエリアにつきましては、本多忠勝公正室於久の方、次男忠朝公の墓所や忠勝公園、忠勝公の菩提寺でもあります良玄寺がございます。地域の歴史や文化を伝える興味深いスポットであると思っております。また、夷隅川沿いの遊歩道では春には桜並木の桜が咲き誇り、町民の散歩コースや憩いの場となっております。これまでも町としても大多喜町の観光協会と連携し、城下町案内人による周遊ルートとして設定しており、観光客の好評を得ているところでございます。

また、本町を訪れる観光客へこのエリアが掲載された散策マップを観光本陣などに設置し、ご案内しているところでございます。

今後このような事業を継続するとともに、改築後の大多喜城と歴史的価値のあるこのエリアの活用を模索し、観光振興に努めていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） どうもありがとうございました。

私も同じようなことを考えておりましたけれども、あの周辺は今遊歩道としても整っておりますよね。小湊バス車庫の裏側からぐるっと回っていくと、旧老人福祉センターを通り過ぎてまた千葉銀行の近く、あの辺までもゆっくり歩いていけるようなところになっておりますので、その辺でその途中に桜も結構見栄えのいい状態の木になっております。その辺のいいところはいっぱいあるので、隣のいすみ市でも河津桜ですか、あの辺についてもライトアップするとまた見栄えもよくなるというようなことの発想からやっておると思っておりますが、その辺の桜をもっと見栄えよくするようなことも考えられないのかということですが、どうでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 議員がおっしゃるとおり桜のほうが植栽されておりまして、大変きれいな遊歩道沿いになっておりますけれども、そもそも遊歩道が夷隅土木事務所の管理道という形で整備してありますので、そこはその機関の協議が必要でまずあると思いますので、その辺も含めて例えばライトアップとか、時期になれば大変きれいだと思っておりますので、できることについてはそういったことも考慮しながら考えていければと思っております。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 私もそこは土木関係の夷隅土木のほうの関係とはちょっと知らなかったんですが、その辺がうまく話合いがついて自由に利用できるような形で、また資源としてさらに利用できるようなことができればと思って考えておりましたけれども、その辺のほうの調整については何とか話合いでやっていただければまたさらによくなるのでないかというふうに思っております。

続きまして、旧田代分校については前々から解体することになっておりましたけれども、解体されて1日目やったかな、弓木の人から電話があって、今田代分校を解体しているけれども、何か予定があるのかというふうに問合せがありました。でも、私はまだ解体されること自体しか分かってなかったもので、そういう予定で今解体しているんじゃないかというふうなお話をしました。

この分校の用地については、多分これは町の所有地と思いますが、この所有地であるのかどうか、またこの解体した後の予定について伺いたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（渡辺善男君） 財政課長。

○財政課長（市原芳則君） ただいまのご質問に財政課からお答えさせていただきます。

まず、土地の所有でございますけれども、町の所有地ということでございます。

今、渡邊議員のご質問にもありましたとおり、旧田代分校につきましては建物の老朽化が進行しておりまして、安全面での懸念もございましたことから令和8年2月に解体撤去工事を完了しております。旧田代分校は長年にわたり地域の教育の拠点として、また地域コミュニティの拠点としての役割を担ってきた場所でございます。

今後の敷地の活用につきましては、現段階では具体的な計画は決定しておりませんが、地域の皆様のご意見やご要望をお伺いしながら、地域の活性化につながる活用方針について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 今回答いただきましたように、多分地域のほうでも要望とか、そういうものがあるとは思いますが、そのときにひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。私がここで要望ということをすることはできないので、その辺については対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、旧田代分校解体前に保管されておった古い農具がありましたが、校舎の雨漏りなどがあり中央公民館に移されているようです。移された農具については公民館の裏のバスの車庫でしたか、その中に入っております。今現在はそのままだと思いますが、厚意により農家の方々から寄附されたものと思ひます。

この冊子を見ますと、この地域だけでなくかなり広範囲の人が寄附していただいております。この展示等について利活用ができることがないのか、伺いたひと思ひます。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） 渡邊議員の一般質問に生涯学習課からお答えさせていただきます。

現在中央公民館で所蔵しております古い農具、民俗資料は489点ほどあります。これらは令和2年に大多喜町教育委員会から発行された「田代分校の民俗資料」という冊子にて紹介されております。

渡邊議員のおっしゃるとおり、古い農具などの民俗資料を展示することは、地域の農業の歴史を振り返り次世代に伝える貴重な機会であることは間違いありません。また、町民や大多喜町を訪れるの方々にとっても興味深い資源となると思ひます。しかしながら、現状におきましては町内の公共施設において展示スペースの確保が難しい状況であることをご理解いただきたひと思ひます。

ただし、先ほど申し上げたとおり現存の民俗資料を通じて地域の歴史や文化を伝えていくことは町としても重要なことだと認識しておりますので、小学生の社会科見学や一般見学者などでご要望があれば保管状態での見学になりますが、学芸員がご説明できる対応を取らせていただきたひと思ひます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 今ご回答いただきました要望があれば今現在のところでお見せできるということではありますが、私もこの前見させていただきましたけれども、中が狭過ぎて、場

合によっては危険なところも考えられますので、できれば何かの施設を利用して展示されればいいんじゃないかなというふうに思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） イベントなどで期間を限定して公民館ロビーなどで展示することは可能なので、そういった機会があれば考えていきたいと思っております。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） あと総体的に町長に伺いたいんですか、お昼は大丈夫ですか。

○議長（渡辺善男君） 一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

（午後 零時03分）

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

7番渡邊泰宣君の一般質問を続けます。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） それでは、最後に町長に伺いたいことがありましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

今回の一般質問の私の最大の目的は、老人福祉センターの解体が予定されているわけですが、解体後の跡地の活用について先ほど執行部の皆さんにも伺いましたが、まだ予定がないような話でありましたので、この辺の景観が優れていることから、お城のまち、水と緑のまち、大多喜にこの周辺は生かされる要素が備わっていると私は思っております。その関係で取り上げさせていただきました。

昨年从这个地区の有志によりますスタンプラリーを開催されているということをお伺いしました。訪れてきたお客さんにも好評を得ているようです。今年も4月の初めに実施されるようです。寺院、神社、そのほか大多喜町では過去ににぎわいがあった朝市に合わせての開催と聞いております。また、この周辺は夷隅川沿いの景色もよく、桜の木もかなり大きくなって花見しながら散歩もできるようです。

また、今大多喜町も大変な時期にあることは十分理解しているところですが、大多喜城の

休館、いすみ鉄道の事故による運行中止等がありますが、その後のことも大事だと思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 町長。

○町長（平林 昇君） それでは、ただいま泰宣議員のほうからお話しいただきました件でございますけれども、もともとの福祉センターの跡地ですよね。解体されてきれいに更地になったという状態で、なかなか新しいものを建てるというのも大変でございますので、これはまだ誰にも話ししてございませんし、議員の皆様にも話をしていませんので、決定事項でも何でもなし、私の心の中のイメージとしてですけれども、あそこをしっかりと駐車場のスペースとして使いたいなど、意外と大多喜は来ていただいた方の駐車するスペースが足りない。場所、場所によってそこそこ駐車スペースがないと、皆様町中を回っていただけないかなと思っております。

特に渡辺議員がおっしゃっていた遊歩道、桜がきれいだよというお話がありましたけれども、あの遊歩道の入口である三口橋には実は全く車が乗り入れができない状態になっておりますので、できれば福祉センター跡地辺りをきれいに整備して、なるべくお金をかけないで駐車場にして、あそこから右や左に川沿いに皆さんがそぞろ歩いていただいたり、また寺町通りという一本手前の道もございますので、そういったところをしっかりと散策できるような場所のポイントになってくれればよいと思っております。

あそこにある良玄寺、これは忠勝の関係でとても有名でございますけれども、あそのちよっと脇に大圓寺というお寺さんがあります。昔無縁仏なんかを全部管理してくれていたお寺でございますけれども、なりは小さいんですが、あれは鎌倉後期から室町の時代の頃に来たお寺でございます、あの中に五百羅漢が入っております。五百羅漢は非常に珍しいものであるということが昨今発見されましたので、今これも正直言って生涯学習課とも相談しているんですが、町のほうと発見者の方との連名でそれをきちんと話を表に出していこうかと、そうすることによってあそこにも来客者が来ていただける。そうすると、駐車スペースを確保するためにはあの辺がとていいかなと、そうするとあの辺が忠勝公園も含めお城のある大多喜町としての一つのポイントになっていくのではないかなというふうには考えておりますが、まだ考えているだけでございますので、これからまた皆さんともご相談させていただいて、ぜひ前向きに進めていただけるようなお話合いができればうれしいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 私も歴史のことはあまり詳しくなくて、そういうところまで皆さんが知られないようなお寺の内容もあると思います。できればそこを中心に大多喜のお城とまた忠勝公園、この辺が大多喜町の一番のあれになるんじゃないかと思いますので、私もそういうことで議会にかければ真っ先に賛成したいと思います。

それで、もう一つは今話しましたスタンプラリーをやっているということなんですが、こういう方面についてもできれば町を挙げて協力してあげればますますよくなるのではないかと思います。

また、大多喜町というのは意外と東京都民はあまり知らないんですよね。だから、その辺で何かの宣伝するというか、そういう機会がありましたら、できるだけそういうことを話を広げていけばますますよくなるのではないかと思います。その辺でよろしくお願ひしたいと思います。

もう一点ですが、先ほどの7番目の田代分校、解体前に保管されていた古い農具は四百何点あるということで、また私は冊子を広げてみましたけれども、かなりの古いものと、それから大きなものといろいろあります。その辺も忠勝公園との何かでその辺が利用できればというような思いがありましたので、そのことについて町長に伺いたいと思いますが、よろしく。

○議長（渡辺善男君） 町長。

○町長（平林 昇君） 今、渡邊議員のほうからの田代分校の中にあった民俗資料、その展示の方法についてということでございますけれども、忠勝公園の中での展示というのはなかなか建物ありませんし、無理があるかなというふうに思っております。

ただ、これも教育長とも話はちょろっとしたんですが、お城が大多喜町のほうに移管される中で、お城の中で品物を変えながら例えば当時の民具みたいなものの展示ができないのだろうかとか、そういうことも学芸員の皆様とも相談しながら、ちょうどお城の近くにもありますので、できたらいいねということは今話をさせていただいておりますけれども、今農具については、具体的にこういう方向でというような強い意志力を持った今企画がないというのが実情でございますので、これは泰宣議員からお話いただいて初めてバスの車庫の中に入っていた。私もそれで初めて知った程度なものでございますので、これで認識を新たにして、今後どういうふうに活用していったらいいか、真剣に討議させていただきたいというふうに

思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 前向きなご回答をいただきましてありがとうございます。

私たちが小さい頃使った道具も中に含まれております。そういう意味もありまして、このまま埋もれてしまっただけでは残念だなということの思いもありまして、今回の質問をさせていただきました。

本当はもっと長くやればいいんですけども、この辺で私の質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（渡辺善男君） 以上で渡邊泰宣君の一般質問を終了します。

◇ 加々美 昌 美 君

○議長（渡辺善男君） 次に、11番加々美昌美君の一般質問を行います。

11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） 11番、公明党、加々美昌美でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、私から一般質問を行わせていただきます。

私からは、3項目にわたりまして質問をさせていただきます。

初めの質問でございます。

お城の森公園のトイレ設置と周辺施設の環境整備についてご質問させていただきます。

公園は子供が伸び伸びと遊び、保護者が自然に交流できる地域の大切な子育て基盤であり、女性や子育て世帯が安心して長く滞在できる公園とするため、トイレ設置を含めた環境整備が必要と考えます。お城の森公園は公園からお城が見え、遊具が変わっていて子供たちが楽しそうとの声や遊びに飽きれば図書館に立ち寄れるなど、地域の方々に親しまれている公園でございます。

一方で、トイレがないことが不便とのお声もございます。

本町は大多喜町第4次総合計画の中にまちの将来像「みんなでつくる 持続可能な住みやすいまち 大多喜」の実現に向けこどもまんなかプロジェクトを推進しております。

そこで、伺いたいします。

こどもまんなかプロジェクトとはどのようなプロジェクトなのか、町民の皆様に分かりや

すく端的でご説明お願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） 加々美議員のご質問について教育課からお答えいたします。

こどもまんなかプロジェクトは、大多喜町第4次総合計画前期基本計画に位置づける重点プログラムであり、町の施策を推進するに当たり常に子供を真ん中という視点を軸に据えるものでございます。具体的には結婚から妊娠、出産、子育て、教育までを切れ目なく支える分野横断的な取組でございます。

その上で、今ある地域資源や公共施設を有効に活用し、ソフト、ハードの両面から子育て世代が利用しやすい仕組みや情報を整えることも重要な要素と考えております。子供の健やかな育ちと子育て世代が安心して暮らせる環境を持続可能な形で整えることで、住み続けたい、子育てしたいと思えるまちづくりにつなげていくものでございます。また、おおたきっこ子育て応援宣言を掲げ、本町の子育て支援への取組を町内外へさらに広く発信してまいります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。

今のご説明を受けまして、問2に質問を移らせていただきます。

乳幼児を連れた保護者や妊娠中の方にとって公園にトイレがない、または使いづらいことが外出や公園利用の妨げになっていると考えるが、本町の見解をお伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） 加々美議員の一般質問に生涯学習課からお答えさせていただきます。

まず、お城の森公園の周辺施設のトイレ状況からご説明いたします。

現在公園の周辺施設には海洋センター、図書館、公民館の各施設にトイレが設置されております。お城の森公園を訪れる方におかれましても、これらの施設のトイレをご利用いただくことで公園と周辺施設との相互利用促進が図れるものと考えております。しかし、その一方で公民館と図書館のトイレにはおむつ交換台が設置されていないため、乳幼児を持つ保護者にとっては安心して公園を楽しむことができないとの声もいただいております。

そこで、これら既存施設のトイレの利便性を高め乳幼児を持つ家庭が安全かつ快適に過ごせる環境を提供するため、おむつが交換できるようなスペースや設備の設置に向けて取り組

んでまいります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。

続きまして、問3に移りますが、問3と4がちょっと重なるところがございますので、問4に移らせていただきます。

公園周辺には図書館、B&G、中央公民館などの施設にトイレはございますが、休館日がそれぞれ異なりおむつ交換台もある場所とない場所がございます。公民館ホールにおむつ交換台はございますが、ホールを使用していないときは鍵がかけられており、使用するには職員に声をかけて鍵を開けていただかないと使用できない不便さ、お子様連れの保護者は着替え、おむつ、おやつ、飲物など、持ち物が多く、荷物置場がない場所があるなど、本町はトイレ設置及び周辺設備のトイレ環境整備を進める考えはございますか。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） 公園周辺の各施設はそれぞれ休館日が異なり、月曜日や祝日により使用日の制限が生じますが、周辺施設内のトイレを全く使用できない日はないため、トイレの供給は現在の施設整備状況において賄われると考えております。よって、トイレ未設置による課題は特にないと認識しております。

次に、公園内にトイレを新たに設置することは設置費や維持管理の観点からも慎重に議論していくことが求められます。トイレの設置には多額の設置費が必要であり、現在の公共施設の維持管理費用や設置に対する費用対効果について精査していく必要があります。

このことから、現状においては周辺にある公共施設において十分なトイレ利用が可能であるため、新たに公園内にトイレを設置することは現時点では難しい状況であると考えております。

また、周辺施設のトイレ環境整備につきましては、先ほどのおむつ交換台のような案件のとおり、利用者の皆様の声に耳を傾けつつ必要な整備について取り組んでまいります。

直近の例では図書館の多目的トイレに非常用ブザー、女子トイレに手荷物を入れる箱などを設置いたしました。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。

私も周辺のトイレを見回らせていただきました。そして、グラウンドのトイレですか、おむつ交換台はございましたが、あの場所でこの寒さの中おむつを交換するのはお子様にとってかわいそうかなという気もいたします。おむつ交換というのは、半ば半分裸になるようなものでございますので、その環境がお子様にとっていいのかとなると思わしくないのかなと思います。

そして、鍵に関しまして、トイレに自動の鍵がついている箇所、これは中から開いてしまうということで職員の方が簡易的な鍵をつけてくださっております。これは防犯上の問題ということでお聞きしておりますが、例えば外から見て使用中とか、使用中じゃないとか分かるような、このような配慮はできるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） 加々美議員のおっしゃるとおり、図書館と公民館は自動による開閉式になっております。その際に中に人が入って鍵を閉めている状態のときは外からも見えるように使用中とランプは点灯しております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。

私は役場のトイレをご使用皆さんされていると思いますけれども、ここのトイレに小さなお花が幾つか置かれております。これを見たときにやはりほっこりいたしますよね。安心できるというか、温かさが伝わってまいります。

お聞きしましたところ、これは役場のOBの方ですか、関さんという方が生きてくださっていると伺いいたしました。きれいなものを見てほっこりできたり、安心できたり、職員の方もそうだと思いますけれども、午後疲れたときなど、トイレに入られて、あのお花を見たらほっこりして安心できるなど私は感じました。

そして、私はトイレはただ排せつする場所にしてしまうのか、それとも人口減少対策の視点から、小さな整備の積み重ねがこの町は子供をととても大切にしているという信頼につながるのではないかと考えております。未来を担う子供たちとご家族が安心して暮らせるぬくもりのある町政へと変えていかなければならないと思っております。

検討して下さるということですので、不備なところは速やかに整備していただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、2つ目の質問でございます。

RSウイルス感染症についてご質問をさせていただきます。

RSウイルス感染症は、RSウイルスが原因で起こる呼吸器感染症です。日本を含む世界中で見られます。2歳までにほぼ全ての子供がRSウイルスに一度は感染すると言われてい
ます。何度も感染する可能性があり、症状は発熱、鼻水、せきなど、風邪とほとんど区別が
つかない症状から始まるため、初期段階で見極めることが難しいウイルスのため、かからな
いようにする予防対策が極めて重要でございます。

RSウイルス感染症には特定の治療薬がなく、症状を和らげるための対症療法が基本とな
ります。重症化リスクの高い乳幼児、高齢者、呼吸器疾患をお持ちの方は重症化傾向がござ
います。町民の命と安心を守るためにお伺いいたします。

RSウイルスの現状認識について、本町としてどのような発生状況、認識を持っているの
か、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に健康福祉課からお答えさせていただきます。

RSウイルス感染症につきましては、町単位の発生数を直接集計する仕組みがないため、
国の感染症発生動向調査、いわゆる定点サーベイランスにより圏域や保健所管内など、一定
の単位で流行状況を把握しております。

RSウイルスは、その年によって流行の時期や規模が変動することもあり、町としては
国・県が公表する定点報告などを継続的に確認し、流行の兆しが見られる場合には特に乳幼
児など、重症化リスクの高い方がいるご家庭を中心に早期の注意喚起につなげる必要がある
と認識しております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。

続きましての質問でございます。

予防対策について手洗い、うがい、せきエチケットなど、感染予防について注意喚起情報
提供は行っているのか、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） RSウイルス感染症は、飛沫感染及び接触感染により広がる
上、加々美議員も言われたとおり治療薬に限られる、特別な治療薬があるわけではございま

せんので、日常の感染予防行動が非常に重要であり、基本的な感染対策の周知を行うことが重要と考えております。

町としては手洗い、せきエチケット、手指消毒、タオル等の共用を避けること、また症状のある方が乳幼児や高齢者と接する場面での配慮等について、流行状況に応じて町ホームページ、広報紙、関係施設をなどを通じて適時周知してまいります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。

RSウイルスという大変聞き慣れないウイルスでありまして、知らない方がとても多いです。ですので、感染拡大をおそれております。ですけれども、周知していただけるのであればほかのウイルス同様周知をお願い申し上げます。

続きましての質問でございます。

RSウイルス流行期における町内近隣医療機関との情報共有や連携体制はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） RSウイルス感染症を含む感染症対策におきましては、医療機関、保健所、千葉県等と情報連携が重要であると考えております。町としましては、国・県が公表する定点報告等の情報並びに保健所などからの通知を踏まえ、必要に応じて関係機関との情報共有を行い、町民への周知や相談対応につなげてまいります。

また、流行状況に変化が見られる場合には、子育て世帯に情報が届くよう母子保健事業や関係施設を通じた周知の工夫を行い、受診の目安や家庭内感染対策のポイントについても分かりやすく発信してまいります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

続きましての質問でございます。

近年RSウイルスワクチンが承認されているが、接種助成や情報提供について今後検討する考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） RSウイルス感染症の予防につきましては、近年成人や妊婦

を対象としたワクチンが承認されており、重症化予防の観点から注目されているものと認識しております。

一方で、接種助成の実施に当たっては国の制度的位置づけ、対象者、費用対効果、接種体制、副反応等の安全性情報、他自治体の実施状況などを総合的に整理する必要があるとございます。

国の方針や最新知見、県内外の動向を注視しつつ、まずは町民の皆様が適切に判断できるよう対象者や接種の考え方などについて情報提供を行い助成の在り方についても考えてきたところでございます。

このたび妊婦さんを対象としたRSウイルスワクチンの定期接種化が予定されていることから、令和8年度予算に計上し、体制整備を進めようとしているところでございます。妊婦さんが接種をすることで胎盤を通じて赤ちゃんに抗体が移行し、生後の赤ちゃんのRSウイルス感染症の重症化を防ぐ効果が期待できます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。

速やかに令和8年度でその助成がいきますようよろしくお願い申し上げます。

続きましての質問でございます。

今後RSウイルス感染拡大を見据え、本町としてどのような対策強化をしていくのかお伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 今後の対策強化といたしましては、次の4点を軸に取り組んでまいります。

まず、1点目として発生動向の継続的な把握でございます。

こちらは国・県が公表する定点報告などを定期的に確認し、流行の兆しを早期に捉え必要な周知につなげてまいります。

2点目としては、ハイリスク者に届く情報発信です。

乳児がいる家庭、妊婦、高齢者、基礎疾患のある方へ手洗い、せきエチケットなどの予防行動、受診の目安など、必要な情報が届くよう周知を工夫してまいります。

3点目としましては、関係機関と平時からの連携です。

保健所などと連携し、必要時に迅速に注意喚起や相談対応につなげられる体制を維持してまいります。

そして、4点目、予防接種などの情報整理です。

国の方針、最新の安全性、有効性の知見、対象者像などを整理し、町民へ分かりやすい情報提供などにつなげてまいります。

以上の4点の取組により、町民の命と安心を守る観点からRSウイルス感染症への備えを進めてまいります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） 町民の命と本当に安全を守るための対策を今後もよろしくお願い申し上げます。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

ごみ収集と場所のルールについてお伺いいたします。

全国の自治体におけるごみ問題には最終処分場の不足や不法投棄、住民によるルール違反など、様々な課題がございます。本町におきましても、人口は減少しているもののごみの量は必ずしも減っておらず、こうした状況を踏まえるとごみの収集体制やごみ出し場所の環境整備など、生活に寄り添った見直しが必要ではないかと考えます。

そこで、お伺いいたします。

分別ルールの分かりづらさ、特に高齢者や転入者に対して現在どのような周知や支援を行っているのか、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（磯野淳一君） 加々美議員のご質問に生活環境課からお答えさせていただきます。

現在ごみ別の出す日を掲載いたしましたごみ収集カレンダーと分別方法や出すときの注意点を掲載したごみの正しい出し方を作成し、町のホームページ、またおおたき通信へも掲載していますが、ご高齢の方やパソコンやスマートフォンをお持ちでならない方でも確認できるように、ごみ収集カレンダーは毎年、またごみの正しい出し方は内容を改正した際に各戸を通じ全世帯へ紙に印刷したもので配布をさせていただいております。また、転入された方には転入の際に窓口でごみ収集カレンダー、またごみの正しい出し方をお渡ししています。

現在のごみカレンダー、またごみの正しい出し方は、これまでいろいろなお声をお聞きし改良を重ねてきていますが、これで完全という認識ではありません。ご要望ございましたら次回印刷に可能な限り反映していきたいと考えています。

また、先日の広報3月号に合わせまして各戸を通じプラマーク製品、ペットボトルを対象にしたごみの出し方チラシを配布させていただきました。

今の時代、店舗で販売しているお弁当やお総菜の食べ物容器、洗剤や日用品の容器など、身の回りに数多くのプラマーク製品がありますが、さっと水で流す等、一手間かければ燃えるごみではなくてリサイクルできることから、簡単な注意点を写真を加えて作成したチラシでございます。

このチラシも今回のもので完成形とは思っておりません。ご意見いただきながら、今後も分かりやすさを重視した分別ルールの周知を図ってまいります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。

私も先日届きました広報おたきにごみの分別方法が載っておりました。非常に分かりやすいものをおつくりいただいたと思っております。そして、幾度か度重なって変更などを行っているということをお伺いいたしまして、大変ご苦勞をおかけしておりますが、今後ともよろしくお願い申し上げます。

続きましての質問でございます。

収集されなかった理由が分からず不安や戸惑いを感じる町民もいます。理由が分かるような表示や説明などの対応は行われているのか、お伺いいたします。

これはごみを出された町民の方がなぜ自分ところのごみが持っていけないのかが分からなくて、この中のごみのどの部分がいけないのかが分からなくて、持ち帰ってきて、また出してみるけれども、また持っていつてもらえないということから、幾度か繰り返しているんですけども、その中の何が分からないかということ、あとは収集業者さんにもよるのでしょうか、持っていく場所もあれば持っていつてくれない場所もあると、非常に町民の方から戸惑いのお声をいただいておりますので、こちらのほうをお伺いさせていただきます。

○議長（渡辺善男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（磯野淳一君） 各地区の集積所で集積されなかったごみについては、2つのことが考えられます。

1つは回収日でないごみが出されたときや分別されず混入された状態が出されたごみのときで、この場合理由を表記しました黄色いシールをごみ袋に貼らせていただきお知らせをしている状況でございます。

また、もう一つはその日の回収後に出されたごみというのは回収できず残ることとなります。この場合シールは貼らずにそのままの状態となってしまいます。黄色いシールが貼っている場合も貼っていない場合も、残された原因が分からない場合、大変お手数なんですけれども、環境センターにご連絡いただければその場でお電話で対応できるものであればお電話でお答えさせていただくこともございますし、また直接現物をこちらから伺いまして確認した上で、未回収の理由をご報告させていただくような対処で取らせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） 私は、ごみ収集というのはごみを捨てる方のルールもあると思っております。こちらはごみを捨てる方もきちっと守っていただかなければいけないルールがあると思っております。一概に全てが行政側が悪いとは思っておりません。

ただ、分からなくて、分別の仕方が分からないとか、このごみをどこに持っていったらいいか分からないということでお出しできないという場合もございますので、その改善方法を今後とも検討していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きましての質問でございます。

高齢者や身体的理由によりごみ出しが困難な世帯への支援制度はあるのか、併せて今後の拡充の考えをお伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（磯野淳一君） ごみ出しが困難な世帯への支援制度という質問でございますが、たんすやテーブルなどの木製家具等で大きく運ぶことができないなど、お問合せにつきましては収集業者等をご紹介させていただいておりますけれども、高齢者や身体的理由による支援制度につきましては健康福祉課のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

本町におけるごみ出しが困難な方への支援につきましては、現時点でごみ出しそのものを目的とした戸別収集制度を恒常的に実施している状況にはございません。一方で介護、また障害福祉の制度や地域の支え合いの取組、民間サービスなどを活用し、個々の状況に応じた支援につながるよう相談対応を行っているところであります。

具体的には次のような手段がございます。

まず、1点目として介護保険サービスの活用です。

要介護や要支援認定を受けている方につきましては、ケアマネジャーが作成するケアプランに基づき訪問介護などの枠組みで日常生活支援の一環として対応できる場合がございます。

こちらにつきましては、本人の身体状況、同居家族の状況、支援の必要性などを踏まえ担当のケアマネジャーや事業所と調整しながら活用されています。

2点目、障害福祉サービスの活用でございます。

障害のある方につきましても、認定や支給決定の内容に応じて家事援助などの居宅介護を活用できる場合があります。こちらも個別性が高い上、相談支援専門員などと連携し、必要なサービス利用につなげてまいります。

3点目、地域の支え合いの活用です。

地域の支え合いの枠組みにより、日常生活の困り事に対し可能な範囲で支援につながる場合があります。ただし、あくまでもボランティア活動となることから、担い手や活動状況により対応できる範囲が異なるため、定期的なごみ出しを一律にお約束できる仕組みではなく、個別に相談しながらの対応となります。

そして、4点目として民間サービス、シルバー人材センターなど、町の制度ではございませんが、民間事業者やシルバー人材センターなどのサービスを活用し、屋外搬出や片づけ支援を行う例もございます。費用や対応範囲は各団体、事業者で異なるため、必要に応じて情報提供を行い選択肢として案内をしております。

今後の拡充についてでございますが、高齢化の進展などによりごみ出しが困難な世帯の増加が見込まれることから、町としても重要な課題であると認識しておりますが、町内事業所のケアマネジャーに確認をしたところ、現時点ではほとんどの場合今ある制度などで対応できているとのことであります。よって、今後も現制度を活用することで対応してまいります。高齢者などでごみ出しにお困りの方は、まず町のほうにご相談をいただければと思います。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） 大変細かな説明で何かぬくもりを感じました。大変ありがとうございます。

続きまして、次の質問でございます。

現在町管理の住宅に関しては、これは町営住宅でございますが、ごみ出しルールをどのように周知しているのか、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 加々美議員のご質問に建設課からお答えいたします。

町営住宅入居者へのごみ出しのルールのお知らせにつきましては、これまで入居時にごみの出し方等について個別の説明は行っていないのが現状です。新たに入居される方で転入される方は、転入手続時に配布されるごみカレンダー及びごみの正しい出し方を受領し確認していただいております。また、町内で転居される方は町で既にごみを出されている方だと思いますので、町営住宅に入居する際にはごみ処理の方法についてのご質問があればお伺いいたしますが、特にない場合はごみ出しルールの説明は省略をさせていただきます。

現在町ではごみの軽量化やペットボトル、プラマーク製品をはじめとする資源の分別化を推進しているところでございます。

このようなことから、今後はごみの出し方などについて入居手続きの際にお渡ししている入居に関する留意事項に追記し、周知に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。

契約時に書類にさせていただけると間違いなく知っていただけるとと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

いずれにしましても町民に寄り添い、ぬくもりのある町政を目指してまいりたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（渡辺善男君） 以上で加々美昌美君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

次は13時55分から再開します。

（午後 1時45分）

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時55分）

◇ 麻 生 勇 君

○議長（渡辺善男君） 次に、6番麻生勇君の一般質問を行います。

6番麻生勇君。

○6番（麻生 勇君） 6番麻生勇でございます。

久しぶりで間違えました。問題があったら注意してください。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

町道認定及び舗装工事の条件について伺います。

テレビ番組で「ポツンと一軒家」という番組があります。私はよく見えています。大変面白くファンの1人でございます。

以前は集落があり1戸だけ残っての一軒家だったり、本当に一軒家だったりと驚くことが多い番組です。その地区のほとんどが今までの道が整備され舗装がされているように思っております。

本町は県内一番の町面積であり、その町道の長さも恐らく大変な長さと思われたいと思いますが、総延長は何メートルありますか、また全て舗装工事されていますか、未舗装区間はありますか、伺います。もしあるのであればどのような条件なのかも併せて伺います。

本町の規定では、2軒以上の家屋がなければ町道認定及び工事ができないようになっています。町道を現在よりも増やさない方針とも聞いておりますが、なぜなのか伺います。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 麻生議員のご質問に建設課からお答えさせていただきます。

まず、町道の総延長等についてのご説明です。令和7年4月1日現在の町道認定状況についてお答えいたします。

町道は524路線、総延長は約253キロメートルでございます。

舗装状況につきましては、舗装済み延長が約225キロメートル、未舗装延長が約28キロメートルであり舗装率は89パーセントでございます。

未舗装の町道が残っている背景といたしましては、もともと農道や林道として未舗装で整備された道路が後に町道として認定された経緯によるものが多いことが挙げられております。あわせて、こうした路線は通行量が比較的少ない傾向にございます。さらに路線によっては地形的な制約から、幅員確保や法面对策等を伴い舗装を含む整備に多額の費用を要する場合もございます。

町といたしましては、限られた財源の中で生活道路としての利用頻度の高い路線や通学路など、安全性の確保が必要な路線を優先して整備しているところでございます。未舗装区間

につきましても、地域からの要望や交通状況の変化等を踏まえ、必要性、緊急性を総合的に判断しつつ対応してまいります。

次の2軒以上の家屋がなければ町道認定及び舗装工事ができないようになっている。また、町道現在も増やさない方針の理由はということに対してお答えさせていただきます。

町道認定につきましては、道路法第8条の規定により議会の議決を経て行うこととされており、町では町道認定基準に基づき認定しております。

ご質問の2軒以上の家屋という要件につきましては、集落内道路で行き止まりの場合に、住家が2戸以上あることを要件の一つとして定めております。これは一般交通の用に供する道路としての公共性や利用状況を判断するための基準でございます。

町道認定は地元からの要望や申請などに基づき手続をするものであり、認定基準の要件を満たし公共性、必要性が確認できる道路につきましては、町道として認定してまいります。

一方で、町道として認定した場合、その後の維持管理は町が責任を持って行うこととなります。将来にわたる財政負担や管理体制も考慮し、地元からの要望内容も踏まえつつ、当該道路の公共性、必要性、利用頻度等を総合的に判断し、町道として管理すべき道路について認定しているところでございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 6番麻生勇君。

○6番（麻生 勇君） 先日大多喜町でも筒森地区、麻綿原の妙法生寺を「ポツンと一軒家」の番組で放映されました。道路は舗装されていたように記憶しております。

町の方針として、住んでよし、訪れてよしのまちづくりの下に町政が進められておりますが、また再度訪れてほしい町にするには道路整備が必要条件のように思います。

私の目で確認した地区では、家が2軒以上なくても、この先家がない山奥でも道路整備がされているところや行き止まりの一軒家のところまでも道路整備されているところがありました。確認されていますか、伺います。行き止まりになっている家屋の対策について伺います。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） まず、初めに2軒以上なくても道路整備されているところがあるか把握しているかというご質問に対してお答えいたします。

沿線の住家が現在1戸、あるいは住家が見当たらない箇所であっても町道として認定していることは承知しております。これらにつきましては、現在の状況から一概に判断すること

は難しい面がございます。

例えば整備当時は沿線に複数の住家があったもののその後の転出や空き家化等により状況が変化していることも考えられます。また、路線によってはこれまでの経緯の中で引き継いできたものであり、当時の詳細が必ずしも十分に確認できない場合もございます。

一方で、ご指摘の2戸未満の整備事例につきまして、戸数要件ごとに一覧として整理し、網羅的に把握している状況ではございません。現状は各区からの要望を受けて現地確認を行い個別に状況を把握しております。ただし、行き止まり路線など、災害時に孤立するおそれのある箇所につきましては、防災上重要な観点から現地確認を行い把握に努めているところでございます。

今後はこうした観点も踏まえ、確認できた範囲の情報から順次整備に努めてまいります。

続いて、行き止まりとなっている家屋の場所の把握と舗装状況についてお答えさせていただきます。

行き止まりとなっている住家のある箇所の把握につきましては、人口減に伴う変動に加え別荘としての利用など、居住実態に流動性もあることから、現時点で全体を網羅的に把握できている状況ではございません。また、行き止まりとなっている家屋の中には町道だけでなく、農道、林道、赤道など、道路法以外の道路を利用しているケースも相当数あるものと認識しております。一方で、行き止まり箇所は迂回が利かず、災害時や緊急対応の際に影響が大きくなりやすいという特性がございます。

このため、今年度策定する道路整備計画と併せて、行き止まり箇所のうち住家がある箇所や効率のおそれのある箇所を念頭に現時点での状況把握に取り組んでまいります。

次に、舗装整備の対策についてでございます。

舗装に関するよう要望は各区から多く寄せられておりますが、現状では排水整備、舗装の打替え、法面修繕等の維持管理案件が多く、結果として新規の舗装整備への着手が実施できていない状況となっております。その中でも町といたしましては、路面の損傷状況、通行の安全性、排水状況、緊急車両の通行性、周辺の利用実態等を踏まえ、公共性、必要性、緊急性の観点から優先順位をつけて対応しており、必要に応じて直営舗装による対応を含め可能な範囲で整備に取り組んでいるところでございます。

今後も持続可能な道路の維持管理を念頭に置きつつ、必要性の高い箇所から順次対応してまいります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 6番麻生勇君。

○6番（麻生 勇君） ありがとうございます。

行き止まりは、考え方によっては行き止まりじゃなくできるはずなんですけれども、それは何でかという、ループ状に道をつくれれば行き止まりにならないと思います。そんなことも考えられるかどうか伺いたいと思います。言っていること分かりますか、くるっと回るんですよ。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） ループ状ですか。

○6番（麻生 勇君） 真っすぐ行くと行き止まりなんだけれども、それをぐるっと隣の家まで持っていけば2軒じゃなくなるし、3軒にも4軒にもなるんじゃないかなという気がしますが、そんなことは考えられるかどうか伺っているわけです。

○建設課長（森 芳博君） それはその先道路改良して広げていくというような内容になってくるのでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 6番麻生勇君。

○6番（麻生 勇君） 道があるんだけど、集落の一番端っこに家がある。ここに家があると、それでこっちにも家がある。真っすぐ行くと一番最後、どん詰まり、これを道をつなげば1軒じゃなくなる。ループになって2軒になるしね3軒にもなるということを私は言っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 町道となりますと一般の用に供する道路、公道になりますので、公共性や利用状況、そういったものを含めて町道認定していきますので、利用が特定されてしまうものについては町道認定としては厳しいのかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 6番麻生勇君。

○6番（麻生 勇君） いずれにしても考え方ですので、住民が住んでいるわけですから、何で私のところに道つくってくれないのということも多分出かねないんですよ。

あるところでは先がない道が何本もあって、そこで終わりになる。行って来いの道しかないところがありますけれども、そこはみんな舗装されています。そういうところを私は見えました。だから、まだ考え方があるんじゃないかなという気がしています。

次に、質問いたします。

ほかの市町でもこんな決まりがあるのは本町だけではないようですが、移住、定住を進めている現在考えるときであると思います。できることならば町長に回答をお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 町長。

○町長（平林 昇君） ただいま麻生議員のご近所等々見られた中で、多分そういうようなお話を多々いただいているのだろうなというふうには推測申し上げます。

町道認定等々、それから町道認定の見直しについて、確かに住民の皆様にとっては整った環境下であればあるほど住環境としてはとてもいいわけで、そこに移住、定住も進むのだろうということは確かに推察はできますが、課長が先ほどから述べておりますように、総合的に整理した上で構成、また将来への維持管理の問題についても含めて判断していかなければいけないということがございますが、現状としましてはまたその辺も一回よく見させていただいた上で考えたいと思っております。

これはあまり言うべきことではないかもしれませんが、こういう見方もあるよということで皆様にもぜひ考えていただきたいんですが、隣のいすみ市は実は今期191億ちょっとの一般財源で運営しています。ここは人数が3万2,400人います。この一般財源を3万2,400人で割りますと大体1人当たり60万弱かけているわけですね。いすみは60万弱かけています。例えば野田市はどうなのと、野田市は15万3,000人います。そして、一般財源が616億です。616億というとすごいなと思いますが、1人当たりになると40万円です。

我が町がまだ予算オーケーいただいていませんけれども、もし来年度68億ちょいちょいの金額でオーケーいただいたとします。それを今の町民人口7,800で割ります。そうしますと実は1人当たり87万円かけているわけです。

というのは、ほかの市町村からと比しても大多喜が決して要するに町民の皆様にお金をかけてないということではないということも一部ご理解はいただきたいというふうに思っています。要するにないものがあるから不自由だということで、その不自由をクリアするためにはお金もかけなければいけないということもあると思いますが、今の現状からしてみてもこれだけ広い大多喜町、そこに7,800人の人口がいるわけですが、非常に厳しい状況の中でも町当局としてはいろいろやりくりをしながらやらせていただいているということで、だから満足してくださいとは言いませんけれども、そういう考え方もありますよということはお話しさせていただいて、お考えいただけたらありがたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 6番麻生勇君。

○6番（麻生 勇君） ありがとうございます。

先日2月12日に夷隅郡議長会で御宿町で中村先生をお呼びしまして勉強会を行いました。そのときにAIの話をしていました。麻生勇ではありません。AIです。

回答を見ますと、2軒以上なければ町道認定、舗装ができない。多くの自治体では公平性とメンテナンスコストの関係から設けられているということです。

移住・定住促進の文脈では矛盾や課題が生じているのが実情です。制度が設けられている理由、公平性の維持、公費1世帯だけで道路を整備で他の納税者との公平性を保つため、それから将来の維持管理コスト、人口減少社会において利用者減の中でのインフラの増の行政負担の圧迫、それからもう一つは移住、定住の観点から見た矛盾の課題、鶏と卵の問題、道路が整備されてないと家が建たず、家が建たないと道路が整備されないという悪循環が起きます。「ポツンと一軒家」のようなスタイルを好む移住者にとっては、この条件が一番大きい壁だと思います。

3番目としまして、今後の展望と対応の可能性、多くの自治体では柔軟な検討が始められておりますということです。特例条項の活用、町長が特に認めるものといった特例を設け移住促進区域などに限り1軒でも認可可能にすると、結論として移住、定住を本気で進めるのであれば従来の2軒ルールのような画一的な基準は地域の実情に合わせた柔軟な運用や条例改正への転換期に来ていると考えられますとAIが言うておりました。私ではありませんので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、人口減少対策について伺います。

本町は旧5町村の合併から70年が過ぎました。現在人口減少が近隣市町と同様に進んでおります。自然減少と町外転出で現在およそ7,800人となっております。長い年月を経て人口減少が進む自治体は全国的に多く課題を抱えています。大多喜町は房総の小江戸として観光資源は豊富ですが、観光だけでは持続的な人口維持は難しく、いろいろな対策や計画を行っていますが、思うほどクリーンヒット的なものが効果として表れていないように思っております。子ども・子育て支援活動や婚活イベントはするもののよい結果、成果はないように思っています。

そこで、人口増対策ではなく、よそからの移住と2拠点生活に目を向けていく必要があると思います。町長の言葉を大きな声で言わせていただきますと、住んでよし、訪れてよしを実現することが本当の対策であると思います。

そこで、次の質問ですが、移住・定住希望者支援のために空き家バンクのリフォーム補助

金の拡充や若年層子育て世帯対象にした定住奨励金の検討や防災センター建築構想場所で実行していたお試し移住計画の復活で官民連携した移住お試し制度は考えられませんか、伺います。

このことはかつて議会研修で伺った島根県邑南町では定住率効果が2倍から3倍に上がっているそうです。それで伺いますけれども、どうでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） それでは、ご質問につきまして企画課からお答えさせていただきます。

今後の人口増対策においては、移住と2地域居住に着目した支援の拡充をということですが、空き家リフォーム補助金や国の制度を活用した移住支援事業支援金など、現行の移住・定住支援の拡充につきましては、財源確保や制度的な制約など、課題があるところですが、必ずしもこれら現行施策にこだわらず移住等を検討される方にとってあと一歩後押しできるような支援ができないか、継続的に探求してまいりたいと考えております。

また、以前に町が行ったお試し居住については、当時行政のみで実施した経緯がございますが、今後移住・定住支援を進めていく上では移住経験者や地域おこし協力隊、またまちづくりや宿泊等の関連団体、事業者など、様々な主体と協働した形で話し合う場を設け、お試し居住も含めた移住・定住施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 6番麻生勇君。

○6番（麻生 勇君） ありがとうございます。

ぜひいろいろなことをやってもらいたいと思います。

また、次の質問ですが、空き店舗や古民家を活用した起業支援として、私の思いつきで申し訳ありませんが、環境センターに持ち込まれる空き瓶を利用したガラス工房や特産品のタケノコ、いまだに減少しないイノシシ、鹿、キョン等のジビエ料理や工芸品での町おこしの希望者を特別に募集して房総の小江戸を盛り上げていけないのかも伺います。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 麻生議員のご質問につきまして、商工観光課からお答えさせていただきます。

現状では起業創業支援制度を活用した職種では、事業者が民泊や雑貨店、有害獣の解体など、目的を持ち起業しておるところでございます。

議員がご提案するリサイクル資源や有害獣などを有効活用し、起業支援を組み合わせたアイデアについて、瓶のリサイクルを例にした場合は、本町は国内で初めて天然ガスが発見されたこともあり、空き瓶と天然ガスを利用したガラス工芸製作の可能性など、非常に興味深いものであると思います。起業創業支援金の周知については、町ホームページや広報紙などの媒体を使い活用推進に努めているところでございますが、瓶やジビエのほか多様な資源が大多喜町にはあり、起業する方が資源活用に係る業種を検討している場合にヒントやアイデアの創出につながるよう紹介していきたいと思います。

また、起業する場所の提供も重要であると考えますので、地域の団体、地域の住民と関係課と協力し、空き家、空き店舗の所有者の意向の把握に努めるとともに、町おこしにつながるよう連携を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 6番麻生勇君。

○6番（麻生 勇君） ありがとうございます。

私が今注目しているところは町、特に見えるところ、久保、桜台、銀行のあの通りで空き家が増えていますよね。それと家が壊されているところがあります。それを何とかしなくちゃいけないのかなと、どげんかせんといかんのかなと思ひまして提案しているだけで、空かせておくのはもったいないですね。

先ほどの渡辺議員の質問の中で駐車場の話しましたけれども、商店がなくなって、そこを駐車場にしてもあまり魅力ないし、何かそんなもので盛り上げられたらいいかなということでも提案してただけですので、ぜひ検討してください。

続きまして、県立大多喜高校魅力アップのために議員研修で訪れたことのある島根県海士町をモデルとして、その昔大中時代には実在していた寄宿舎の復活を町とはちょっと関係ありませんけれども、そのような復活をいろいろな制約はあると思いますけれども、移住者増の観点から考えられないものか伺います。これはせっかく大高のコンソーシアムをやっていますので、その中でも提案だけでもいいので、できれば強く押してほしいなと思います。何か回答あればよろしく申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） 麻生議員の質問について教育課からお答えいたします。

大多喜高校の生徒数確保に関する過去の一般質問の中で、郡部の県立高校の生徒数を確保する一環として学生寮の設置といった話題に触れられた経緯がございます。その際にも県立

高校は県教育委員会の管轄であるため、町としてなかなか立ち入ることが困難な分野ではありますが、側面的な働きかけを継続していくといった回答をしております。人口減少対策や大多喜高校の生徒数確保は町にとりまして大変重要な課題であると認識しております。

一方で、ご提案の大多喜高校の志願者要件につきましては、原則として保護者と共に千葉県内に居住し、入学後も引き続き居住する者とされておりまして、保護者の転入を伴わない生徒単身での寄宿舍を活用した募集は現行の制度上困難な状況にあります。他県等では特例として全国募集を行っている事例もございますが、これには県の指定や制度変更が必要となります。したがって、町といたしましては大多喜高校とも連携を図りながら、県に対し制度的な課題が整理されるかなど、実現の可能性について協議してまいりたいと考えております。

今後も学生寮の設置に限らず、千葉県と連携することでさらに効果が見込まれることがありましたら積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 6番麻生勇君。

○6番（麻生 勇君） ありがとうございます。

これは質問ではないんですけれども、先日の広報、その記事の中には大多喜中学校の柔道部がほとんどの記事だったですね。その中で剣道の話が一つしかなかったです。

提案ですけれども、これは考えておいてくれればいいわけですけれども、前も町長に言いましたけれども、大高の専任の剣道の指導者がいないと、せっかく柔道はすばらしい指導者ができて大高もいい成績を収められるようになっていきます。剣道をやっている人たちが私をもっとやりたいんだけれどもという人がいましたので、ぜひ先生じゃなくていいですから、誰か指導者の人がいたら考えておいてほしいなと思います。これは質問じゃありませんので、回答は要りません。

次にいきます。

先日長野県の奈良井宿に行ってきました。ここは議会研修でお邪魔したところですが、改めて感じたことがあります。大多喜町には町並み保存や景観整備の制度があります。この制度を活用して房総の小江戸ブランドをもっと大きな目線で、まず全体構想から奈良井宿のように町並み保存と一体化した地域を目指し移住者を呼び込む手段になると思いますが、どのように感じるか伺います。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 長野県の塩尻市にある奈良井宿は、旧中仙道沿いに南北約1キロメートルにわたる宿場町であり、文化財保護法に定められる国の重要伝統的建造物群保存地区制度によって町並みが保存されています。町並み保存のために住民参加、新築、増改築色彩変更、外観に影響する現状変更には許可が必要であるように、厳格な景観基準の運用や観光と生活の両立が図られ、持続的なまちづくり財源は国宝重要文化財等保存活用事業費補助金により町並み保存を維持しているとのことでした。

また、連続的な町並みを形成できているのは、地域住民の理解や協力のほか、地形的なことや中仙道という歴史的価値の高い街道沿いでの立地も大きな要因と考えます。

本町においては、大多喜町歴史的景観条例に基づき景観形成に取り組んでいるところですが、共通点として奈良井宿と同様に住民参加、景観の維持、持続可能なまちづくりを目指し、民間、地域の企業との連携なども行っているところですが、本町は景観形成地区が39万8,000平方メートルと広いため、重点地区を設定し、連続的な景観づくりに取り組んでいますが、様々な事情により空き家等も増え思うように景観づくりが進んでいないのも事実であると感じております。

また、これまでの実績につきましては、平成12年度からスタートした10年間の町並み整備事業の整備件数とその後町単独での予算による令和7年度までの整備件数の累計は171件、うち重点地区区域で整備された件数は115件で88パーセントでございます。このように奈良井宿は国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されていることや立地的な相違がございますが、本町としては少しずつですが、まちづくりの推進に努めているところでございます。

また、継続した取組としてですが、連続性を高めるため、指定した重点地区の集計の推進を図る周知に努めていくなど、対応を検討していきたいと考えております。奈良井宿の施策につきましては、先進的な事例であり参考にすべき取組は多いと感じております。

今後も先進地での取組の研究や本町として指定できる取組を地域住民や団体と連携し、まちづくりに努めていきたいと考えます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 6番麻生勇君。

○6番（麻生 勇君） ありがとうございます。

いろいろ言ってもらっていますけれども、また実行しているところがございますけれども、まず銀行から警察のところまでがメインだと思います。その全体計画をつくって、その中で今年は銀行から前の酒屋、あのところまで何とかしようとかと区域を絞ってやっていけば、

少なくともミニ奈良井宿のような格好になるんじゃないかなと私は期待しておりますので、ぜひそんなことで進めていただければと思います。

最後の質問です。

新築の住宅を移住希望の建物として提供することの立案をして募集をするというのはいかがでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） それでは、企画課のほうからお答えさせていただければと思います。

令和8年4月から始まります大多喜町第4次総合計画におきましても、町の将来像「みんなでつくる 持続可能な住みやすいまち 大多喜」の実現に向け重点プロジェクトの一つの柱として移住定住促進プロジェクトを掲げております。その中の住宅政策では、住宅需要に合わせた土地利用や宅地開発に努め、また民間活力の適切な導入を図りながら住宅宅地施策を進めることとしております。

議員おっしゃられるように、どういった条件であればといった点を研究しつつ、住居に関する需要と供給に対して戸建て住宅のほか、集合住宅も含めまして、住居を求める側、また住居を提供する側にとって効果的な支援が何かといったことを踏まえながら、住環境の整備を今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 6番麻生勇君。

○6番（麻生 勇君） 課長は総合計画の話をしましたけれども、計画はすごく立派なので、それで実行計画が非常に大事なことになってくると思いますので、そこを重点的に総合計画の先をやってもらうとうまくいくのかなと思っていますので、ローリングを3年ごとにやるわけでしょう。そのときにフォローアップをきちっとして、足りないところをまた補強するというようなことをやれば総合計画が生きてくると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それと、集合住宅の話、今、課長されましたけれども、あるところに行ったら俺は行くところなくなっちゃうよと、買物にも行けなくなっちゃうし、足もないんだよと、できればそういう老人だけっておかしいけれども、自分も老人なんですけれども、そんなふうになったときに買物に行ける。遊び相手がいるというような、そういう住宅も多分必要になってくるんじゃないかなと思います。その辺も検討してもらえると非常にありがたいことだと思って

いますので、町長、どうでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 町長。

○町長（平林 昇君） 今実はなかなかいい話だなと思って、ちょうど今メモを取ろうとしていたところでした。

ふっと今思ったのは、確かにコンパクトシティとよく言われておりますけれども、なかなか今の現状ではそれを推し進めるのは非常にまだ背景が整ってないかなと思っておりましてけれども、今まさに議員がおっしゃったように、年取ってきて今1人だし大変だよと、どこかまとまって仲間もいるようなところに住めないかなというところで、渡邊泰宣議員からもお話があったような元の特老ですよね。ああいうところでもしかするとうまくすればそういうところができないわけでもないかなと、今ちょうど言われて、ふっと今それをメモしようと思ったところですけども、ただはこれ思いつきでございますので、そこに整合性があるかどうか、よく担当課とも話をしてみないと分かりませんが、今のご発言は重く受け止めさせていただいて、新しく家を建てるというのも先ほど申し上げたように1人90万円弱使っておりますが、なかなか難しいところもあるんですが、うまく今あるものを活用すればもしかするとご満足いただけないかもしれませんが、100パーセントはいけません、7割いいかなと思っていただけたところがもし見つければ、とても皆さんの幸せに住んでよしにつながるかなとも思いましたので、しっかりとまたメモさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（渡辺善男君） 6番麻生勇君。

○6番（麻生 勇君） ありがとうございます。

これで全部終了しました。

ぜひいろいろなことも言いましたけれども、できれば実行に移してもらいたいということがあります。特に道路はよろしく、AIのとおりよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（渡辺善男君） 以上で麻生勇君の一般質問を終了します。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第3、同意第1号 大多喜町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

教育長、佐久間靖夫君の退席を求めます。

(教育長 佐久間靖夫君退場)

○議長(渡辺善男君) 本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(平林 昇君) それでは、議案つづりの1ページをお開きいただきたいと思います。

同意第1号 大多喜町教育委員会教育長の任命について提案理由を申し上げさせていただきます。

本議案は本年3月31日をもって任期満了となります教育長を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

教育長に任命しようとする方は住所、大多喜町板谷314番地、氏名は佐久間靖夫、生年月日は昭和35年4月12日でございます。

佐久間氏は、令和5年4月に教育行政の豊富な知識と経験を基に教育長に任命され、青少年健全育成をはじめとする教育行政の推進にご尽力をいただいております。

また、任期中には保育園及び小中学校における教育環境の充実並びに教育の質の向上にご尽力するとともに、夷隅郡市教育委員会連絡協議会会長を務めるなど、人格は高潔で教育行政に関し見識を有しており、教育長として引き続き任命したいと考えますので、ご同意をいただければ幸いですようお願いを申し上げ提案理由の説明とさせていただきます。

どうかよろしく願い申し上げます。

○議長(渡辺善男君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、同意第1号については同意することに決定しました。

教育長、佐久間靖夫君の退席を解きます。

(教育長 佐久間靖夫君入場)

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第4、同意第2号 大多喜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(平林 昇君) それでは、議案つづりの3ページをお開きいただきたいと思います。

同意第2号 大多喜町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げさせていただきます。

教育委員のうち竹山亮宏委員から本年3月31日をもって辞職したい旨の願いがあり、辞職に同意することといたしましたので、この後任の委員を任命するため、法律の規定により議会の同意を求めるものでございます。

教育委員に任命しようとする方は住所、大多喜町久保76番1、氏名は田中憲生、生年月日は昭和38年5月3日でございます。

田中憲生氏は、大学卒業後38年間教職員として勤務され、この間県行政、いすみ市立東海小学校長、大多喜町立大多喜小学校長等の要職を歴任され、令和6年3月定年退職されました。

要職中は夷隅郡市小中学校長会長を務めるなど、人格は高潔で、教育に豊富な経験と見識を有しており、教育委員として適任と考えますので、教育委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長(渡辺善男君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、同意第2号については同意することに決定しました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第5、同意第3号 大多喜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(平林 昇君) それでは、議案つづりの5ページをお開きいただきたいと思います。

同意第3号 大多喜町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げさせていただきます。

教育委員のうち田邊壮玄委員の任期が本年3月31日をもって満了となることから、後任の委員を任命するため、法律の規定により議会の同意を求めるものでございます。

教育委員に任命しようとする方は住所、大多喜町横山567番地5、氏名は嶋野翔、生年月日は平成2年7月20日でございます。

嶋野翔氏は平成22年に専門学校を卒業し、現在は町内の企業に勤務されております。

嶋野翔氏は町子ども・子育て審議会委員、大多喜小学校のPTA会長、さらには町社会教

育委員を務めるなど、学校教育にも熱心に取り組んでこられております。人格は高潔で、教育に関しても識見を有しており教育委員として適任と考えます。

また、現在中学3年生、小学5年生の父親であり、保護者代表として教育委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、同意第3号については同意することに決定しました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第6、議案第8号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（小高一哉君） それでは、議案つづり7ページをお開きください。

議案第8号 指定管理者の指定についての提案理由をご説明させていただきます。

大多喜町都市交流センターは、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせることができることから、現在は有限会社たけゆらの里大多喜が指定管理者となり管理運営を行っております。

このたび令和8年3月31日で指定管理期間が満了となることから、引き続き施設の適正かつ円滑な運営を行うため指定管理者の指定を行うものであります。

指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。

指定管理者の選定に当たりましては、令和7年12月22日に選定を行い、非公募により有限会社たけゆらの里大多喜を指定管理者の候補者として選定し、同社から指定申請の提出を受けました。

有限会社たけゆらの里は平成12年から本施設の管理運営を継続しており、重大な事故や苦情等も特になく、施設の設置目的に沿った運営を安定して行っております。

また、直近の営業実績においては農作物の不作等の気象条件や周辺地域の災害の影響などの環境の変化が見られましたが、入場者数は順調に推移し、売上げ利益の確保も確認できることから、管理運営能力及び経営状況はおおむね良好であると判断しております。

それでは、本文に入らせていただきます。

次の者を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1、管理を行わせる施設

大多喜町都市交流センター

2、指定管理者

夷隅郡大多喜町石神855番地

有限会社たけゆらの里大多喜

取締役社長 平林昇

3、指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

以上で指定管理者の指定についての提案説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第7、議案第9号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長(渡邊陽二君) それでは、議案第9号 指定管理者の指定について議案つづり9ページをお開きください。

初めに提案理由及び指定管理者の候補者について説明させていただきます。

大多喜町養老溪谷観光センターにつきましては、令和2年8月の運営当初以来養老溪谷観光センター運営共同企業体が運営してまいりましたが、令和8年3月31日をもって指定管理期間が満了となります。

運営の主体を担ってきたわくわくカンパニー大多喜から、次期指定管理期間については共同企業体での目的は達成したとのことから、単独での候補者になりたい旨の申出がございました。

これは主要事業とした物販の立ち上げや地域との連絡をスムーズに行うなどを目的とするため、運営共同企業体という形態により始動しましたが、4年8か月の運営期間において物販の取扱いなど、ノウハウを持つたけゆらの里大多喜が物販等を担うことで、地場産品を含

めた土産物や飲食の販売を軌道に乗せることができました。

また、地域に精通した団体である養老溪谷観光協会を通して地域との円滑な連携を図り、地域の方々との交流事業や環境美化の実施など、地域と円滑な関係の構築ができました。

このようなことから、共同企業体としての当初運営目的は達成できたとの理由から単独での候補者としての次期管理期間を行いたいとのことでありました。

このことを踏まえた上で、次期管理者の選定につきましては、大多喜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条各号に掲げる選定基準から、公の施設の設置目的を効果的、効率的に達成するため、地域の活力を積極的に活用した管理ができているかなどを確認いたしました。

販売実績面についても、直近の3年間の販売実績は令和4年度6,745万9,460円、令和5年度6,289万8,259円、令和6年度6,376万954円、3か年間月平均で約647万と安定的な運営ができております。また、地域の方々や団体との連携など、地場産品の販売やイベントの開催や紅葉植栽なども行っているところでございます。

このことから選定基準を満たしていると判断し、大多喜町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項第1号の規定を適用し、当該施設の指定管理については公募によらずわくわくカンパニー大多喜を指定管理者の候補とさせていただきます。

それでは、本文に入らせていただきます。

次の者を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、管理を行わせる施設

大多喜町養老溪谷観光センター

2、指定管理

夷隅郡大多喜町大多喜270番地1

株式会社わくわくカンパニー大多喜

代表取締役 平林昇

3、指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

以上で指定管理者を指定することについての提案説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 先ほどの議案第9号に遡ることもあるのですが、議決はそのままだということで併せて質問なんですけれども、指定管理者の株式会社わくわくカンパニー大多喜と先ほどの有限会社たけゆらの里大多喜の代表取締役が町長の平林昇さんということなんですけれども、町長をやられながら代表取締役社長、いろいろな兼任をされているというので、これはもし例えば町長が今回町長になられました。だけれども、もしならなかった場合でも指定管理業者の社長ということで続いていくものなのではないでしょうか、何かその辺がちょっとよく分からないので、すみません、詳しく調べてないので、お答えいただければと思います。

○議長（渡辺善男君） 町長。

○町長（平林 昇君） 実はそれぞれ2つの会社は町が一番大きな出資者になっていますので、たまたま私が町を代表する者ということになる。例えば私がたまたま町長をやらなかった。久保議員が町長になっちゃったとなったときには、これは久保議員になります。そういうことになります。別に僕が個人的にお金をたくさん出しているとか、そういうことでは全くないので、町がたまたま出資者としての一番の出資者ということなので、そういうふうになっているというふうにご理解いただければありがたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

次は15時10分から再開します。

（午後 3時01分）

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時10分）

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第8、議案第10号 大多喜町中瀬遊歩道の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 議案第10号 大多喜町中瀬遊歩道の設置に関する条例の制定について議案つづり11ページをお開きください。

初めに提案理由についてご説明させていただきます。

中瀬遊歩道については養老溪谷の豊かな自然と触れ合え、弘文洞跡や川床が美しい景勝地もあり本町の主要な観光資源でございます。令和元年の増水により被災し、遊歩道が崩落したことにより一部通行止めでありましたが、増水などの影響を受けにくいルートを検討し、山林の中に遊歩道を整備することといたしました。

整備の起点は上流側の弘文洞跡付近から山中に入り、尾根沿いを経由し中瀬遊歩道の中間地点の飛び石に接続する延長約200メートルの遊歩道となります。

供用開始後は観光振興及び交流人口の拡大が期待されますが、観光客をはじめ不特定多数の利用が見込まれることから、安全かつ適正な管理を確保するためにこの条例を制定するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきますが、条文の朗読を省略し、条文の概要の説明のみとさせていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

大多喜町中瀬遊歩道の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

大多喜町中瀬遊歩道の設置及び管理に関する条例

第1条は、大多喜町中瀬遊歩道の設置及び管理に関する条例及び管理について定めるものでございます。

第2条は、観光振興及び交流人口の拡大を図るため、中瀬遊歩道の設置について定めるものでございます。

第3条は、名称及び位置について定めるものでございます。

第4条は、中瀬遊歩道の施設について定めるものでございます。

第5条は、中瀬遊歩道の管理について定めるものでございます。

第6条は、行為の禁止について定めるものでございます。

第7条は、使用の禁止、制限について定めるものでございます。

第8条は、使用料について定めるものでございます。

第9条は、損害賠償について定めるものでございます。

第10条は、この条例の委任について定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は規則で定める日から施行する。

以上で大多喜町中瀬遊歩道の設置に関する条例の制定についての提案説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 第9条のところで「破損し」の次の「汚損し」という部分があるんですけども、例えば前に養老溪谷の遊歩道を少し歩いたときに結構ごみがいっぱい落ちていて、ごみ箱の設置がないからだと思うんですけども、例えば使った浮き輪のごみとか、そういうのは汚すという汚損の部分に入るのかどうか、ちょっとお伺いしたいです。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ごみの放置とかということだと思うんですけども、それは汚損とかということではないと思いますので、要するにそんなことはないんですけども、いたずらにペンキのスプレーとかでいたずら書きしたり、そういうことを汚損ということに指しているということです。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

4 番末吉昭男君。

○4 番（末吉昭男君） ちょっとお尋ねしますけれども、第3条の中で名称及び位置なんですけれども、中瀬遊歩道で939番地1、1筆だけということによろしいのか、それと土地の所有者、これは町なのか個人なのか。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） この位置につきましては、主要な地番でここに表記させていただいています。

それから、町の町有地になっております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

4 番末吉昭男君。

○4 番（末吉昭男君） この幅員とか出てなかったんですけれども、それだけだと今までの中瀬遊歩道で前後があると思うんですけれども、指定する部分というのがこの一部分じゃないですか、前後の管理については特にこの条例は関係ないということでもいいんですか。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） まず、幅員ですけれども、約2メートル30ぐらいです。

なぜこの山ルートだけ設置管理条例を制定するかという質問ですけれども、今回今までは山に登るルートではなくて、川沿いであったり、割合比較的平坦なルートでございました。今回山ルートという形で山中に入って多少起伏もございますので、今回山ルートとして整備した部分を安全であったり、今ご説明したところも含めて適正に管理するために、今回の約200メートル延長の部分だけ設置管理条例を制定したということです。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

4 番末吉昭男君。

○4 番（末吉昭男君） 今200メートルだけという話ですけれども、これを全部に適用したらどうかなと思うんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。例えば竹とか木を伐採してはいけませんよとか、そういう情報も入っていますよね。全線にわたって言えることなんじゃないのかなとは思っているんですけれども。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 山ルート以外の路線につきましては、町道でございますので、その辺は町道部分で維持管理をするということで行っていくということで行っております。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第9、議案第11号 大多喜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案15ページをお願いいたします。

議案第11号 大多喜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について本文に入る前に提案理由を説明させていただきます。

予防接種事務のデジタル化に伴い、予防接種法に基づく定期の予防接種事務が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法になります。この番号法に掲げる法定事務として整理されたことにより、本町条例において独自に個人番

号を利用する事務の範囲及び利用する特定個人情報の範囲について所要の改正を行うものでございます。

それでは、本文の説明をいたしますが、条例の朗読を一部割愛し、概要を説明させていただきます。

大多喜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

大多喜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中「の趣旨にのっとり町独自で行う予防接種事業」を「による定期の予防接種以外の予防接種」に改める。

これまで条例の別表第1において町独自で行う予防接種事業として規定していた事務を予防接種法による定期の予防接種以外の予防接種に関する事務に改めます。

これは定期の予防接種が法定事務として扱われることになったため、条例での規定対象をそれ以外の接種、要は任意接種等になりますけれども、この任意接種等に明確化するためのものがございます。

次に、別表第2中、15ページの表を16ページのほうをお開きください。

15ページの表を16ページの表に改める。

別表第2において個人番号を利用して情報連携を行う事務を定期の予防接種以外の予防接種に関する事務とし、当該事務を処理するために利用できる特定個人情報を定期の予防接種に関する情報等に改めます。これにより町独自の予防接種事務を行う際に法定の定期接種履歴等の情報を適正に参照、あるいは活用できる体制を整えます。

次に、附則でございます。

この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第10、議案第12号 大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長(渡邊陽二君) 議案第12号 大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について議案つづり17ページをお開きください。

初めに提案理由の説明をさせていただきます。

大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例は、製造業等の事業者に対して町内に対象となる建物、または償却施設の取得額の合計が1,000万円以上の新設等を行った場合に、事業所設置奨励金として固定資産税相当額を助成、また雇用促進奨励金として一定の要件を満たした新規雇用者1人について50万円を交付するものでございます。

今回の改正につきましては、3点ございます。

1点目につきましては、本条例第5条第2項中の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月31日で失効され、同年4月1日より過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が後継法として施行されたことから一部改正するものでございます。

2点目につきましては、大多喜町企業誘致、雇用促進に関する条例では固定資産税の軽減が一つの目的であり、同様の目的である先ほど法令名の改正のご説明をした後継法である過

疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法に基づき制定された大多喜町過疎地域固定資産税課税免除条例において課税免除、または不均一課税の対象となる事業用設備を取得した場合の取得価格の合計が500万円以上となっていることから、本条例の事業用設置奨励金の対象施設に係る事業用設備の取得価格の合計が現行では1,000万円以上であることから同額の500万円以上とするために一部改正するものでございます。

3点目は、令和8年3月31日に失効する期限を延長するものでございます。

これは町第4次総合計画の前期基本計画において企業誘致の推進を位置づけており、企業誘致及び雇用の促進を図るため、この期限を令和13年3月31日の5年間延長しようとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例の一部を改正する条例

大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように制定する。

第5条第2項中「1,000万円以上」を「500万円以上」に、「過疎地域自立促進特別法」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条」に改める。

附則第3項中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附則

この条例は公布の日から施行する。

以上で、大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） 説明の中で法律が切り替わったからということでありまして、法律が切り替わった新しい法律が令和3年度の法律になっています。今7年度ですから、その間4年間経過しているわけですが、なぜ今になってこのような改正になったのか、理由を教えてください。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 申し訳ございません。これについては失念しておりました。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 確認なんですけれども、事業所設置奨励金、今までは1,000万円以上だったものが500万円からということで、起業者に有利になるという考え方でいいかどうか、確認です。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） そのとおりでございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第11、議案第13号 大多喜町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（小高一哉君） それでは、議案の19ページをお開きください。

議案第13号 大多喜町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について本文に入る前に提案理由をご説明させていただきます。

近年全国的に林野火災の発生リスクが高まっている状況を踏まえ、林野火災の未然防止を目的として、自治体において林野火災注意報及び林野火災警報を運用し、屋外における火気使用の自粛、または禁止を求める取組が進められております。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合においてもこの運用に対応するため、火災予防条例の改正を2月議会で行われました。

本町においても森林法に基づく火入れ許可制度の運用に関して、林野火災注意報、または林野火災警報が発令された際の火入れ中止を明確化するとともに、乾燥注意報等の気象警報、注意報及び火災警報が発表、または発令された場合の取扱いを整理するものです。

また、緊急時の連絡体制及び許可情報の共有先を広域消防に整理することにより火入れの安全確保と迅速な初動対応を図る必要があるため、大多喜町火入れに関する条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、条文の朗読は一部割愛させていただきますして、概要をご説明させていただきます。

大多喜町火入れに関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の改正は、従来強風注意報、異常乾燥注意報、火災警報の発令時のみ中止としていたが、林野火災注意報、警報の運用により林野火災リスクが高い状況をより明確に把握できるようになったことから、これらが発表、または発令された場合に火入れを行わないこと及び火入れ中の場合には速やかに消火することを条例上明確にして実効性を高めるものです。

あわせて、気象条件が極めて危険な暴風警報、暴風特別警報等の発表時にも中止できるように安全側に整理するものです。

続いて、第15条の改正は、火入れは林野火災に直結し得る行為であり、緊急時には消防機関への迅速な連絡が不可欠であることから、本町が夷隅郡市広域市町村圏事務組合により地域消防を運営している実態に合わせ緊急連絡先を広域消防に整理するものです。

続いて、第16条の改正は、火入れ許可情報については広域消防が確実に把握し、警戒情報の運用や初動対応に反映できるよう許可情報の共有先を消防団長から消防長へ整理するものです。

附則につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 森林の火入れという説明があったと思うんですけども、農業上の野焼き、その場合はどうなるのかお伺いできればと思います。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） 今回この火入れ条例に対象になるところというのは、人工林から周囲1キロメートルの範囲になります。そちらが火入れの対象となるところなんですけれども、まず森林法に基づく火入れにつきましては、まず面で焼くのか、ですから例えば剪定枝を集めてきて小さい面積で焼く場合には、この森林法に基づく火入れではございません。ただし、今私のほうが言ってもいろいろな条件があります。ですから、この場ではこういう場合はどうなのかということは控えさせていただきます。

いろいろ条件が重なって火入れになるのか、それとも火入れではないのかというのがありますので、この場ではそれがいいのか悪いのかというのはちょっと。

一応先ほど言った面で焼くのがまず一つになります。その次に防火帯、防火をしなきゃいけない範囲、それとあと人員が必要な規模なのかどうか、それともう一つ目的が森林法第21条の2項のどれに当たるか、このどれに当たるかというのが森林法の21条に基づくものの条件としまして、21条の2項というのは、一応森林法のほうに書いてあるものは、造林のための地ごしらえ、開拓準備、害虫駆除、焼き畑、採草地の改良ということで、この5つが火入れの目的というふうになります。ですから、この目的以外については森林法の火入れの許可のものではないというふうに判断をすることになります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 15条の連絡をすることができる体制の確保とありますけれども、この新しい改正後は119を押せばつながる消防ですか。

ちょっと分かってないんですけども、消防団とまた違ったもっと大きな組織だから119が連絡先という感じなんですか、違いますか。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） まず、何かあった場合に消防のほうにかけてもらえばいいと思いますが、私どもの火入れの許可をした場合には必ず消防のほうとは連絡を密に共有しておくということですので、共有することになりますので、何かもしこの15条の緊急連絡体制の整備というのは、これは事務局側ですから私たちと消防のほうということになります。火入れの許可者とか責任者のほうではありません。こちらの内部的なもののこちらの15条の緊急連絡体制の整備ということになります。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺善男君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

明日4日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後 3時41分）

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 2 号)

令和8年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

令和8年3月4日(水)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	吉野一男君	2番	森久君
3番	渡辺八寿雄君	4番	末吉昭男君
5番	志関希久夫君	6番	麻生勇君
7番	渡邊泰宣君	8番	山口定夫君
9番	及川はるな君	10番	久保初江君
11番	加々美昌美君	12番	渡辺善男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	米本敏克君	財政課長	市原芳則君
税務住民課長	本村武士君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	森芳博君	農林課長	小高一哉君
商工観光課長	渡邊陽二君	生活環境課長	磯野淳一君
会計室長	須藤明実君	教育課長	浅野健二君
生涯学習課長	渡鍋佳晋君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木島丈佳	書記	佐藤さおり
書記	市原和男		

議事日程（第2号）

- 日程第 1 議案第 14号 辺地に係る総合整備計画を定めることについて
- 日程第 2 議案第 15号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 3 議案第 16号 大多喜町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 4 議案第 17号 令和7年度大多喜町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 5 議案第 18号 令和7年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第 19号 令和7年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 20号 令和7年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 21号 令和8年度大多喜町一般会計予算（提案説明）
- 日程第 9 議案第 22号 令和8年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（提案説明）
- 日程第 10 議案第 23号 令和8年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（提案説明）
- 日程第 11 議案第 24号 令和8年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（提案説明）
- 日程第 12 議案第 25号 令和8年度大多喜町介護保険特別会計予算（提案説明）

◎開議の宣告

○議長（渡辺善男君） 皆様おはようございます。

昨日の会議に引き続きご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これから会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（渡辺善男君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第2号により進めてまいります。よろしくお願ひします。

また、事前に議案とともに配付しました参考資料ですが、これはあくまで議案を審議するための参考資料ですので、議案書により質疑をされるようお願ひします。

（午前10時00分）

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） これから日程に入ります。

日程第1、議案第14号 辺地に係る総合整備計画を定めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（米本敏克君） それでは、議案第14号についてご説明します。

議案つづり21ページをお開きください。

初めに提案理由の説明をさせていただきます。

本計画は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件において、他の地域と比較し住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的に、指定要件に該当する地域を指定し公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために策定するものです。

これまでも町道改良工事、飲用水供給施設整備など、当該計画を策定し辺地対策事業を実施してまいりました。

今回は計画期間令和8年度から令和12年度、小沢又及び面白地区内で構成する当該区域を

新たな計画区域として実施する駐車場整備工事に係る辺地総合整備計画を策定することについて議会の議決を求めるものです。

また、当該計画を策定して公共的施設の整備をする場合、計画された事業に地方債を財源とすることができます。この地方債の起債充当率は100パーセントで、元利償還金の80パーセントが基準財政需要額に算入され交付税措置されることとなっています。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

22ページになります。

辺地に係る総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求める。

22ページになります。

次のページをお開きください。

総合整備計画書。

千葉県夷隅郡大多喜町小沢又・面白辺地。

辺地の人口153人、面積2.8平方キロメートル。

第1項は辺地の概況で第1号、辺地を構成する町又は字の名称は大多喜町小沢又面白辺地を構成する小字でそちらに記載のとおりです。

第2号、地域の中心の位置、大多喜町面白字宮ノ前413番1。

第3号、辺地度数110点、こちらは点数要件は100点以上となります。

第2項、公共的施設の整備を必要とする事情として、当該地域は町の最南部に位置し、辺地の度合いが高い地域です。また、養老溪谷のエリアの中でも特に粟又の滝周辺は多くの観光客等が訪れる観光拠点となっています。しかし、地域の交通事情もあり自家用車や観光バスで多くの方が訪れていますが、特に観光バスを受け入れられる駐車場が不足するとともに、既存の駐車場までは道路の狭小箇所により交通渋滞が発生し、地域住民の生活や緊急車両等の通行に支障が生じている状況です。

このため、当該区域にバス駐車場を整備することで観光客の滞在環境の向上及び地域住民の生活環境の向上を図ろうとするものです。

次のページ、第3項は公共的施設の整備計画で計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間です。

表内の施設名は4、産業の振興（観光地の駐車場整備）、小沢又駐車場、事業主体は大多喜町で事業費は1億円を計上しています。

財源の内容は全額を一般財源とし、全て辺地対策事業債の活用を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 総合整備計画書の中で駐車場を設置するという事なんですけれども、観光滞在時間を長くするという目的があるということで、例えばですけれども、トイレの設置というのはこの計画の中に含まれているのでしょうか、駐車場だけがあったとしてもトイレがないとか、ちょっと問題だなと思っているんですけれども、この計画の中には駐車場だけで考えていらっしゃるんですか、教えてください。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） この計画にはトイレのほうは計画に入れてございません。当面仮設トイレ等でまずは設置で対応したいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 私辺地という用語の意味がちょっとよく分からないので、どういうところがどういうふうに対象になるのかという辺地のこの意味合いがちょっとよく分からないので、教えてください。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 辺地の定義というか、どういったところが辺地かというところなんですけど、先ほど申し上げました根拠になる法律、辺地に係る法律のほうで辺地の指定要件がございます。例えば辺地の中心地から半径何キロ以内に50人以上住んでなきゃいけないであったりとか、バス停が遠い、病院が遠い、学校が遠いというような距離的なそういう不便度というんですか、そういった基準にはまったエリアが辺地という区域指定を受けることができます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 先ほどのトイレの件でもう一度お伺いしたいんですけれども、地方債100パーセントで整備を進めていくということなんですけれども、もしちゃんとしたトイレの設置をしたら地方債100パーセントにはならなくなってしまうんですか、教えてください。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） トイレがこの辺地債に対象になるかどうかということですか、今のところ計画には上げていませんので、辺地債に計画内容によってはそこは対象になると思いますので、今回は上げていないということでご理解いただければと思います。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） トイレという施設の整備、この辺地の中でそういう起債の対象になるかということですが、いろいろな施設がルール上ありまして、その中にトイレも恐らくあったかと思いますが、これは県との協議がございますので、それが該当するかどうかというところも含めて、計画の中にトイレを位置づけることが是か非かというところは県との協議次第になってくるかと思います。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第2、議案第15号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（米本敏克君） それでは、引き続き議案第15号についてご説明いたします。

議案つづり25ページをお開きください。

初めに提案理由の説明をさせていただきます。

本件は先ほどの議案第14号同様、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき辺地対策事業を実施するための計画となります。

本計画は令和3年度から令和7年度を計画期間として実施してまいりました会所・弓木辺地における道路整備につきまして、引き続き辺地対策事業として実施していくために現計画を改め計画期間を令和8年度から令和12年度とし、計画区域内の町道2路線の道路改良工事等を実施していくための計画となります。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

議案第15号 辺地に係る総合整備計画の変更について。

辺地に係る総合整備計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

次のページをお開きください。

総合整備計画書。

千葉県夷隅郡大多喜町会所・弓木辺地。

辺地の人口164人、面積5.0平方キロメートル。

第1項、辺地の概況については、計画区域、区域の中心位置及び辺地度数に変更はありません。

第2項、公共施設の整備を必要とする事情につきまして、前計画同様に地域の重要な生活路線である会所弓木線の道路改良及び弓木西上線の橋梁補強及び道路改良工事について事業の必要性を記載してございます。

第3項、公共的施設の整備計画では計画期間を令和8年度から令和12年度の5年間とし、表内の施設名、1、交通・通信体系の整備（道路改良）、町道会所弓木線、町道弓木西上線、

事業主体、大多喜町、事業費1億9,000万円、財源の内訳は全額を一般財源とし、全て辺地対策事業債の活用を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 私も勉強不足か分かりませんが、この工事内容としてはあの間にトンネルが2か所ありますよね。それも含めての工事内容になるんですか。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 建設課からお答えいたします。

今、渡邊議員がおっしゃったのは会所弓木線のことだと思うんですが、計画では県道からトンネルの手前までの800メートルの計画でしております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） そうすると、トンネルから先の会所のほうは含まれないんですか。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 申し訳ありません。トンネルは2つあるんですけども、弓木側から行って1つ目のトンネルの手前までが計画区間であって、トンネルから先、会所方面については今回の計画では入れておりません。

なぜかといいますと、国有林とか、そういったものがおおむね占めておりますので、用地買収とか、そういったものに長期かかるという見込みがありましたので、トンネルの手前の800メートルで計画をさせていただきました。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第3、議案第16号 大多喜町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

なお、着座にての説明を許します。

企画課長。

○企画課長(米本敏克君) それでは、議長よりお許しいただきましたので、着座にてご説明させていただきます。

議案第16号につきまして、29ページになります。

大多喜町過疎地域持続的発展計画の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条、第10条の規定により準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

別冊の説明に入ります前に提案理由について説明させていただきます。

本計画の実質的な意義につきましては、過疎対策事業債、いわゆる過疎債をはじめとする財政措置を制度に沿って活用するためのものです。過疎債は本町にとって必要な投資、例えばインフラ整備や生活環境の確保、産業振興、防災、減災などを進める際に一般財源による支出を抑えつつ事業を実施することができる重要な財源となります。

また、本計画は過疎地域の持続的な発展のための理念を述べるだけでなく、過疎債を計画的かつ安定的に活用し、本町の必要な事業を着実に実施するための制度上の前提として策定

するものとなります。

現計画は第3次総合計画後期基本計画に即した内容で、計画期間を令和3年度から令和7年度としておりますので、これを第4次総合計画前期基本計画に基づく内容に改め計画期間を令和8年度から令和12年度とするものです。

それでは、大多喜町過疎地域持続的発展計画の冊子について一部割愛して説明させていただきます。

冊子のほうの説明になります。冊子の1ページをお開きください。

第1項、基本的な事項につきましては、1ページから12ページにかけ町の概況、人口及び産業の推移と動向、それと8ページ、町の行財政の状況、10ページ、地域の持続的発展の基本方針、11ページからになります。地域の持続的発展のための基本目標、また計画の達成状況の評価に関する事項、計画期間及び公共施設等総合管理計画との整合について記載してございます。

13ページをお開きください。

第2項は移住・定住・地域間交流の促進、人材育成として、その現状と問題点、その対策、16ページからは事業計画として移住・定住などに関する10事業を掲載してございます。

以降19ページ、第3項から68ページ、第13項まで同様の構成にて現状と問題点、その対策、事業計画をそれぞれ定めてございます。

それでは、19ページをご覧ください。

第3項では産業の振興について定めており、24ページからは事業計画として農林業、商工業、観光などに関する23事業を記載し、27ページ、第4号で産業振興促進事項、第5号で公共施設等総合管理計画との整合を記載してございます。

29ページをお開きください。

第4項は地域における情報化について定めており、事業計画では光ファイバーケーブルの維持管理に関する事業など2事業を記載してございます。

31ページをお開きください。

第5項は公共施設の整備、交通手段の確保について定めており、33ページからの事業計画では道路管理、また公共交通などに関する6事業を、第4号で公共施設等総合管理計画との整合を記載してございます。

35ページをお開きください。

第6項は生活環境の整備について定めており、40ページからは事業計画としてごみ処理や

町営住宅に関する事業等 9 事業を、第 4 号で公共施設等総合管理計画との整合を記載してご
ざいます。

42ページをお開きください。

第 7 項は子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について定めており、
47ページになります。

事業計画として児童福祉、高齢者社会福祉に関する事業12事業を記載しております。

50ページになります。

第 8 項は医療の確保について定めており、52ページでは事業計画として健診、各種検診、
医療体制整備などに関する 4 事業を記載してございます。

次のページになります。

53ページ、第 9 項は教育の振興について定めております。

58ページからは、事業計画としまして学校教育、社会教育などに関する18事業を、60ペー
ジ、第 4 号で公共施設等総合管理計画との整合を記載してございます。

62ページをお開きください。

第10項は集落の整備について定めております。

次のページ、事業計画として集落支援等に関する 3 事業を記載してございます。

次のページ、第 1 項は地域文化の振興等について定めており、次のページになります。

事業計画としましては、文化活動、文化振興に関する 3 事業を記載してございます。

次のページ、第12項は再生可能エネルギーの利用の推進について定めており、次のペー
ジになります。

事業計画としまして、1 事業を記載しております。

次のページ、第13項はその他地域の持続的発展に関し必要な事業について定めており、71
ページになります。

事業計画としまして業務システム、協働のまちづくり、結婚支援などに関する 7 事業を記
載してございます。

本計画は以上の内容のとおり事業計画全体で96事業を位置づけております。

また、73ページ以降につきましては、事業計画全体のうち、過疎地域持続的発展特別事業
となるソフト事業分64事業を記載してございます。

本計画に記載する内容は、法律の目的に合致すると思われる事業を幅広く掲載しており、
過疎対策事業債は本計画に基づく事業に充当されます。

本計画策定による最大の効果は、過疎対策事業債の発行による財政措置でございます。充当率は100パーセントであり、将来の財政負担を軽減するため、元利償還金の70パーセントが後年後に交付税措置されることとなっており、市町村は残りの30パーセントの負担となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ページ数29ページの情報化の推進の事に関して、光ファイバーケーブルの維持管理に努めますとあるんですけども、この光ファイバーケーブルというのは私はあまり何に有効的なケーブルなのかが分からないんですけども、携帯電話とかパソコンとか、そういった電波を発する光ケーブルのことでいいんでしょうか、いろいろな地域の奥のほうに住んでいる方とか、電話が通じないという、家自体に携帯の電話の電波が入らないという方が意外と多くいらっしゃるしまして、私の住んでいる紙敷の奥のほうでも突然ナビが私がここどこだろうと見ようとするとながらなかつたりとかするエリアがあったりするんですけども、そういった方たちのこの事業をすることで対策をすることで電波がよくなるようなことはあるんですか、していけるのですか、教えてください。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 直接携帯の電波だとか、そういったものにメリットがある話ではなく、光回線、インターネット通信であるとか、そういった容量の大きい通信が可能になるもので、町のほうで既に光ファイバーケーブルを整備しておりまして、それを通信事業者に貸し付けて運用している状況です。かなり町ほぼ網羅されているような状況まで整備は行き届いておるかと思えます。一部いってないところもございますが、そういったことで光ファイバーケーブルの維持管理ということで事業として上げさせていただいております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 次は21ページの農業の部分なんですけれども、すごい小さなことで

はあるんですけども、農業のエの部分にタケノコ、ローゼル、ハーブ類、食香バラやウチワサボテンなどの地域特産のとすごい並べられていて、ウチワサボテンがまだ特産品になっているのかは自分の中では消化し切れてないところがあるんですけども、こういうのは細かいこれの特産品にしていくよというところまで記載しないと過疎債というのは下りないものなんですか。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 今回過疎計画に記載させていただいているそれぞれの分野での現況と問題点であったり、それからその対策であったりというところは、先日作成させていただきました第4次総合計画の内容と整合を取っております。わざわざ1個1個の品名まで書かないと対象にならないかということでございますが、基本的にはそうではございません。以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第4、議案第17号 令和7年度大多喜町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

なお、提出者より議案の訂正依頼がございましたので、訂正をお願いします。

訂正内容について財政課長よりお願いします。

財政課長。

○財政課長（市原芳則君） それでは、議案の訂正についてお願いしたいと思います。

令和7年度の今回提案させていただく補正予算の内容になります。

ページ数のほうが56ページでございます。

56ページの上のほうの2段目になるんですけども、款4の衛生費、項3の上水道費の中の補正額の財源内訳といたしまして、起債のほうが一般財源マイナス2,300万円というふうに記載されているんですが、こちらは特定財源の地方債の対象となっておりますので、そちらの訂正をお願いいたします。地方債のほうはマイナス2,300万円、一般財源はゼロでございます。

それに伴いまして、39ページのほうが歳出のほうの明細書になるんですけども、そちらも39ページの歳出、款の4、衛生費のところの同じく補正額の財源内訳というところですけども、ここも特定財源のところはマイナス2,300万円になりまして、一般財源がマイナス57万5,000円に訂正願います。最終的に歳出合計のところの地方債がマイナス2,620万円からマイナス4,920万円に訂正をお願いします。一般財源のところはマイナス1,563万1,000円のところなんですけれども、736万9,000円に訂正をお願いしたいと思います。

以上で修正となります。

どうも申し訳ございませんでした。

○議長（渡辺善男君） これで議案の訂正を終わります。

本案について提案理由の説明を求めます。

なお、着座にての説明を許します。

財政課長。

○財政課長（市原芳則君） それでは、議長から着座にて説明をお許しいただきましたので、着座にて説明させていただきます。

議案第17号の説明をさせていただきます。

31ページをお開きください。

令和7年度大多喜町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,642万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億1,898万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第2条、継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

繰越明許費の補正。

第3条、繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

それでは、第2表、継続費補正から説明させていただきますので、2枚めくっていただきまして34、35ページをお開きください。

第2表、継続費補正変更。

継続費の変更で事業の実施を見直した結果、継続費を減額するものでございます。

款9教育費、項5保健体育費、事業名、アーバンスポーツ施設整備運営事業、本事業は12月会議で事業年度を令和8年度まで1年延長させていただきましたが、本年度及び来年度の事業費の見直しにより、令和7年度年割額を1,161万6,000円から1,372万8,000円に211万2,000円の増額、令和8年度の年割額を7,670万4,000円から5,277万円に2,393万4,000円の減額、総額では2,182万2,000円を減額し7,003万8,000円とするものでございます。

第3表、繰越明許費補正。

追加。繰越明許費の追加で、表内の事業を翌年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、一般事務費（総務管理費）44万円は、行政処分取消訴訟に係る弁護士委任事務の費用でございます。

款項同じく事業名、いすみ鉄道対策事業3,776万円は、令和6年10月のいすみ鉄道脱線事故の復旧等に対する費用でございます。

款同じく項3戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍事務費184万8,000円は、旧氏及び旧氏の振り仮名記載の追加に係る戸籍附票システムの改修委託料でございます。

款項同じく事業名、住民基本台帳ネットワークシステム事業34万1,000円は、旧氏の振り仮名記載の追加に係る住民記録システムの改修委託料でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、事業名、斎場無相苑管理運営事業335万円は、待合室ロビーほかの空調設備改修工事でございます。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、事業名、土地改良関係団体事業1,579万5,000円は、上原中里ため池廃止工事に伴う道路横断工、仮設設計及び排水路工事でございます。

款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、事業名、道路改良事業936万1,000円は、町道堀切線の用地取得費及び町道大戸立脇線の道路改良工事等でございます。

款 9 教育費、項 2 小学校費、事業名、小学校施設管理事業484万円は、西小学校の自動火災報知設備受信機の更新工事でございます。

款同じく、項 4 社会教育費、事業名、公民館管理運営事業99万9,000円は、非常用発電機の更新工事に係る設計業務委託料でございます。

款項同じく、事業名、図書館管理運営事業199万8,000円は、館内LED照明購入費でございます。

款同じく、項 5 保健体育費、事業名、海洋センター屋外施設管理運営事業481万円は、上瀑ふれあいセンターの空調設備改修工事でございます。

款10災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、事業名、農地災害復旧事業1,059万3,000円は、横山地先ほか4地区の農地の復旧工事でございます。

款10災害復旧費、項 2 公共土木施設災害復旧費、事業名、道路橋梁災害復旧事業3,147万2,000円は、町道増田小土呂線ほか3路線の災害復旧工事でございます。災害復旧費は全て令和5年9月の豪雨災害からの復旧工事でございます。

以上、合計1億2,360万7,000円、新たに13事業を年度内の完了が困難なため、繰越明許費を設定するものでございます。

次のページをお願いします。

第4表、地方債補正。

1、追加。これは地方債補正として起債を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

起債の目的、公共施設除却事業債、限度額750万円、これは公有財産管理事業、旧田代分校の解体撤去に係る経費へ充当するものでございます。

2、変更。表内の起債の限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

上から、起債の目的、上水道事業出資債は、限度額を2,700万円から400万円に2,300万円減額するもので、夷隅地域水道事業の事業変更に伴い減額するものでございます。

次の道路整備事業債は、限度額を1億5,380万円から1億4,410万円に970万円減額するも

ので、道路改良工事の実績により減額するものでございます。

次の消防施設整備事業債は、限度額を1億1,690万円から1億1,110万円に580万円減額するもので、防火水槽設置工事及び防災行政無線更新の実績により減額するものでございます。

次の社会教育施設整備事業債は、限度額を1億710万円から8,850万円に1,860万円減額するもので、公民館管理運営事業、空調設備工事の実績により減額するものでございます。

次の社会体育施設整備事業債は、限度額を2,750万円から2,890万円に140万円増額するもので、パンプトラック外構工事に追加工事が必要となったことから増額するものでございます。

次の農林水産施設災害復旧事業債は、限度額を140万円から40万円に100万円減額するもので、起債要件に該当しなかったことから減額するものでございます。

それでは、次に事項別明細書により補正予算の説明をさせていただきます。

2枚めくっていただきまして、40、41ページをお開きください。

2、歳入。

款1町税は、実績見込み等による増減で、項1町民税は、個人分が1,500万円の増。

項2固定資産税は、現年分600万円の増。

項4たばこ税は、70万円の減。

項6入湯税は、150万円の増でございます。

款3利子割交付金から款4配当割交付金、款5株式等譲渡所得割交付金、款6法人事業税交付金、款7地方消費税交付金、款8ゴルフ場利用税交付金までの増と次のページをお願いします。

款10地方特例交付金の減は、各種交付金の実績見込みによるものでございます。

款11地方交付税、項1地方交付税1億4,528万5,000円の増額補正は、普通交付税と特別交付税の実績見込みによるものでございます。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目2衛生費負担金143万1,000円の増額補正は、無相苑の空調設備改修に係るいすみ市の負担金、目5災害復旧事業費負担金219万5,000円の増額補正は、農地災害復旧事業の受益者負担金でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金1,040万3,000円の増額補正は、節欄記載にある各種負担金の実績見込み等による増減でございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、目2民生費国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、目4土木費国庫補助金、目5教育費国庫補助金は、節欄記載の各事業に対する補助金の実績

見込み等による増減でございます。

目1総務費国庫補助金、節1社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、戸籍附票システム、住民記録システム改修に対するもの、目2民生費国庫補助金、節4妊婦のための給付交付金は、3名の増加に対するものでございます。

節10物価高対応子育て応援手当支給事業は、手当支給事務費に対するものでございます。

次のページをお願いします。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費、県負担金23万7,000円の増額補正は、節欄記載の各種負担金の実績見込み等による増減でございます。

目4土木費県負担金4,125万9,000円の減額補正は、地籍調査事業の実績による減でございます。

項2県補助金は、節欄記載の各事業補助金の交付決定及び実績見込みなどによる増減でございます。

項3県委託金は、国勢調査費の実績による減でございます。

款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金33万円の増額補正は、一般廃棄物処理施設建設基金の基金利子でございます。

款18寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金1,500万円の増額補正は、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の実績見込みによる増でございます。

次のページをお願いします。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金2億9,485万4,000円の減額補正は、決算見込みによる繰入金の減でございます。

目2ふるさと基金繰入金2,151万8,000円の増額補正は、ふるさと納税等の実績見込みによるものでございます。

目3ふるさと創生基金繰入金、目6環境基金繰入金の減額補正は、実績見込みによるものでございます。

款20繰越金、項1繰越金の増額補正は、前年度繰越金の未計上分でございます。

款21諸収入、項5雑入、目1滞納処分費、目2雑入、合計の210万7,000円の増額補正は、説明欄記載のとおりそれぞれ実績等によるものでございます。

款22町債、項1町債4,920万円の減額補正は、「第4表 地方債補正」の説明と重複しますので、説明を割愛させていただきます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

次のページをお願いします。

歳出予算説明については、実績見込みによる補正等一部説明を割愛させていただきますので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。

3、歳出。

款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費110万円、目3財政管理費106万7,000円の減額補正は、説明欄記載のとおり実績見込み等による減でございます。

目5財産管理費2,597万7,000円の増額補正、説明欄公有財産管理事業の備品撤去処分委託料は、旧上瀑小学校の残置物処分、工事請負費は、旧老川小学校の屋根改修、旧上瀑小学校の電気設備工事、旧田代分校の解体撤去工事の実績による減でございます。

積立金、定住化基金は夷隅合同庁舎用地、公共施設整備基金は旧老川小学校ほか4か所の町有財産及び自動車学校用地の貸付収入を財源に積み立てるものでございます。

次の減債基金積立事業は、今年度の普通交付税で追加交付された臨時財政対策債の償還分を積み立てるものでございます。

目6企画費3,368万8,000円の増額補正は、説明欄記載の今年度の各種事業の実績見込み等による増減でございます。

目8諸費827万9,000円の増額補正は、令和6年度事業実績等による国庫支出金の償還金の増でございます。

次のページをお願いします。

項2徴税費、目2賦課徴収費38万8,000円の減額補正は、インターネット公売手数料、競売物件鑑定料の実績見込みによる減でございます。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費144万2,000円の増額補正は、繰越明許費でも説明いたしました戸籍附票システム及び住民記録システムの改修委託料でございます。

項4選挙費、目3大多喜町長選挙費616万5,000円の減額補正は、実績による減でございます。

次のページをお願いいたします。

項5統計調査費、目2各種統計調査費63万4,000円の減額補正は、国勢調査の実績による減でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、目5介護保険事業費と次の目6後期高齢者医療費までの補正は、説明欄各事業等の実績見込みによる増減でございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、目2児童手当費の補正は、説明欄各種事業の実績

見込みによる増減でございます。

目4 児童福祉施設費123万5,000円の減額補正は、実績見込みによる職員手当等の減とみつば保育園の門扉、厨房換気口ほかの修繕でございます。

次のページをお願いします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、目2 予防費の減額補正は、説明欄記載の各種事業の実績見込みによる減でございます。

目3 環境衛生費991万9,000円の減額補正、説明欄環境衛生事務費は、現場用携帯電話の購入及び通信費、環境保全事業及び合併浄化槽設置整備事業は、実績見込みによる減でございます。

目4 母子保健事業費30万円の増額補正は、妊婦のための支援給付3名分でございます。

目5 火葬場費335万円の増額補正は、繰越明許費でも説明いたしました空調設備の改修工事でございます。

目6 地域し尿処理施設管理費250万8,000円の増額補正は、船子城見ヶ丘コミュニティプラントの調整ブロワ交換工事でございます。

項2 清掃費、目1 清掃総務費348万3,000円の増額補正は、一般廃棄物処理施設建設基金利子の実績による積立金の増とごみ処理広域化事業は、新焼却施設整備基本計画策定支援業務に係る市原市への負担金でございます。

次のページをお願いします。

項3 上水道費、目1 上水道運営費2,300万円の減額補正は、夷隅地域水道事業の事業見直しによる出資金の減でございます。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費589万5,000円の減額補正は、説明欄各種事業の実績見込みによる増減でございます。

目5 農地費354万9,000円の減額補正は、実績による減でございます。説明欄、土地改良関係団体事業測量調査委託料は、泉水堂之谷ため池、公有財産購入費は、上原中里ため池の工事に伴う実績による減でございます。

款6 商工費、項1 商工費、目2 商工業振興費104万2,000円の増額補正、説明欄、商業振興事業、修繕料は、久保駐車場の精算機の修繕、工事請負費は、久保及び桜台駐車場の区画線設置工事、空き家等を活用した起業支援事業は、実績見込みによる減額でございます。

目3 観光費86万6,000円の増額補正、説明欄の観光振興事業は、実績見込みによる増減と観光推進広域連携事業は、房総国際芸術祭に対する企業版ふるさと納税の実績により増額す

るものでございます。

次のページをお願いします。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費の90万4,000円の減額補正、説明欄、備品購入費は、道路パトロール車購入の実績による減でございます。

目3 国土調査費5,622万円の減額補正は、地籍調査事業の実績による減でございます。

項2 道路橋梁費、目1 道路維持費1,600万円の減額補正は、トンネル修繕設計の実績による減でございます。

目2 道路新設改良費65万円の減額補正、説明欄、道路改良事業、測量調査委託料は、町道板谷上線及び町道小苗牛畑線、道路改良工事は、町道会所弓木線の実績による減、そのほかの増額は繰越明許費でも説明いたしました町道堀切線に係る公共嘱託登記委託料、公有財産購入費と町道大戸立脇線の道路改良工事に係る電柱移転補償でございます。

目4 橋梁維持費200万円の減額補正は、修繕設計及び定期点検業務の実績見込みによる増減でございます。

款8 消防費、項1 消防費、目2 非常備消防費194万6,000円の減額補正、目3 消防施設費117万1,000円の減額補正及び目4 災害対策費473万円の減額補正は、説明欄記載の各種事業の実績見込みによるものでございます。

次のページをお願いします。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費269万5,000円の減額補正は、実績見込みによる減でございます。

項2 小学校費、目1 学校管理費335万1,000円の増額補正、説明欄、小学校施設管理事業、工事請負費は、繰越明許費でも説明いたしました西小学校の自動火災報知設備受信機更新工事の増で、説明欄そのほかと目2 教育振興費73万4,000円の減額補正は、説明欄記載の各種事業の実績等による減でございます。

項3 中学校費、目2 教育振興費75万4,000円の減額補正は、説明欄記載の各種事業の実績見込みによる減でございます。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費42万8,000円の減額補正、説明欄、生涯学習推進事業は実績見込みによる減でございます。

次のページをお願いします。

目2 公民館費1,784万7,000円の減額補正、説明欄、需用費、修繕料は、調理室の給湯器の更新、設計業務委託料は、繰越明許費でも説明いたしました非常用発電機の更新に係る増で

ございます。説明欄、そのほかと目4文化財保護費の減額は、実績見込みによる減でございます。

項5保健体育費、目1保健体育総務費10万円の減額補正は、実績による減、目2体育施設費677万1,000円の増額補正は、実績見込みによる委託料の減と説明欄、海洋センター管理運営事業、スロープ設置工事は、体育館の駐車場側入口1か所への設置、海洋センター屋外施設管理運営事業、空調設備工事は、上瀑ふれあいセンターの会議室等の改修、アーバンスポーツ施設設置工事は、パンプトラック外構工事の追加工事による増でございます。

目3学校給食費403万2,000円の減額補正は、実績見込みによる会計年度任用職員の人件費の減とガス料金の実績見込みによる増でございます。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地災害復旧費1,097万8,000円の増額補正は、繰越明許費でも説明いたしました農地災害復旧工事の工事請負費でございます。

以上で議案第17号 令和7年度大多喜町一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

次は11時15分から再開します。

（午前11時05分）

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

○議長（渡辺善男君） これから議案第17号 令和7年度大多喜町一般会計補正予算（第7号）に対する質疑を行います。

なお、質疑に当たりましてはページ数をお示しの上、お願いいたします。

質疑ありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 3つほどあるんですけども、最初に49ページ、地域公共交通対策事業、18節負担金補助及び交付金で町内バス路線維持助成金ですけども、当初予算で694万9,000円の計上があって、今回補正で793万8,000円と当初を上回る計上があります。大多喜

町は人口減少等から路線維持をするのは大変かと思うんですけれども、どこの路線となるのか伺えればと思います。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） どこの路線かということで、町内を走っています。1日の運行の中でバス2台で町内を走っているんですけれども、大多喜から中野を経由して栗又、老川を結ぶものと、それから栗又と養老溪谷を運行している路線と、路線を細かく分けてしまうと4路線程度あるんですが、全て町内のみで運行を完結している路線でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） ありがとうございます。

次に、55ページ、児童クラブ運営事業で会計年度任用職員報酬が220万円と大幅な減額になっているんですけれども、これはどういうことなのか伺えればと思います。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） こちらは今実際児童クラブたんぽぽとつくしという2児童クラブに対して支援員さんが行っている事業なんですけれども、こちらは人数が多い分、もともとの当初予算に対して、実績見込みが当初見込んでいたよりも実績による減ということで多い減額となっております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 実績による減ということで分かりました。

最後に59ページ、地籍調査事業なんですけれども、12節の委託料で地籍調査業務委託料として当初予算で1億237万4,000円の計上があって、栗又、小沢又地区で0.7平方キロ、大戸地区で0.54平方キロを実施予定ということで説明があったわけなんですけれども、今回約半分の5,541万の減額となったということで、なぜこんな大幅な減額になったのか伺えればと思います。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 地籍調査の関係の説明は、建設課のほうからさせていただきますが、これも簡単に言ってしまうと実績による減なんですけど、当初の要望額に対して県からの内示が49.3パーセントと約50パーセント程度になってしまいましたので、その内示額に合わ

せて事業の見直しを行い実施して、その実績による減額となります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

2番森久君。

○2番（森 久君） 例えば51ページの大多喜町長選挙ですけれども、ここに減額補正ですけれども、減額補正、予算として一旦認められておりますので、それが少なかったからといって実績に基づいて減額補正ということになるわけですけれども、それをまた改めてここで議決する意味というのを教えていただきたいんです。増額補正は分かるんですけれども、改めて予算を使っていくわけですから、減額のほうは、私はちょっと理解できないんですが、教えていただければと思います。

○議長（渡辺善男君） 財政課長。

○財政課長（市原芳則君） 各種事業の実績による減額というのは、ほかの事業でも今回多く上げさせていただいているところではございますけれども、歳入と歳出のバランスというもので会計のほうが行っております。使わない事業については減額して、その分を要は歳入に充てられますというか、もともと歳入として財源を持っていたものを使わなくなっているの、歳入も減らして歳出を減らすというようなバランスを取ってやっていますので、結局決算のときにも要は不用額という形で多く出てくると思いますし、全体の事業費も上がってしまうというような状況になりますので、今の段階で分かっているもの、確実に使わないものに関しては、この3月の会議のほうで減額させていただいているというのが状況でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

1番吉野一男君。

○1番（吉野一男君） 51ページの委託料で不動産鑑定委託料なんですけれども、この競売という場所はどこなんですか。

○議長（渡辺善男君） 税務住民課長。

○税務住民課長（本村武士君） では、ただいまのご質問につきまして、税務住民課のほうから回答させていただきます。

ご質問のありました徴収事務費における不動産鑑定委託料の減額補正でございます。

本来固定資産税を滞納しておる滞納者の不動産を差し押さえております。これを競売にかけるために不動産鑑定が必要でありますということで、新年度予算のときに説明させていた

だいたかと記憶しておりますが、もろもろ事情がございまして、7年度中に差し押さえた物件の公売が実施できなかったということで、3月の補正でこの部分を減額補正させていただいているというところがございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ページ数63ページの小学校給食センターの管理運営事業の会計年度任用職員報酬の減額が343万7,000円ということなんですけれども、先ほどの児童クラブ、つくしとたんぼぼのように予算を用意していたけれども、使わなかったということで、これは人を雇っていたけれども、辞めたということではないのかどうか確認したいです。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） ただいまの質問ですが、こちらの給食センターのほうにつきましては、1名療養休暇に入ってしまいまして、その1名分がずっと支払われていなかった分がありまして、それがおおむね実績報告の減とそれ以上にこの部分については1名分の支払いがなかったということでこれだけの経費の減額となっております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 57ページの農業振興費、中段、その中の経営発展支援事業補助金というのがマイナス450万になっています。これはこれを申請する人がいなかったんじゃないかと思うんですが、この辺のどんな理由で450万の減額されたのか、ちょっと伺います。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） こちらにつきましては、実績による減額なんですけれども、年度当初、当初予算のときにはこちらをやりたいという農業者がおりまして。ただし、その後いろいろ申請を進めていく中で補助対象には難しいということでありまして、これが一応12月の末まで申請できることになっていましたので、その実績に基づいて今回3月で減額ということにさせていただきました。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第5、議案第18号 令和7年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(本村武士君) では、令和7年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきまして説明をさせていただきます。

議案第18号、議案つづり77ページになります。

令和7年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,590万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をいたしますので、82、83ページをお願いいたします。

初めに歳入からご説明いたします。

款1、項1、目1国民健康保険税117万3,000円の増額補正は、決算見込みによるものでご

ございます。

現年課税分、滞納繰越分等の明細は、節欄記載のとおりとなります。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金1,558万1,000円の減額補正は、普通交付金の変更見込み及び第三者行為分の減額見込みに伴い減額するものでございます。

款5 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金173万7,000円の減額補正の内訳は、83ページの節欄をご覧ください。

節1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）267万1,000円の減額及び節2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）116万9,000円の増額は、いずれも交付額の決定によるものでございます。

節5 財政安定化支援事業繰入金52万5,000円の減額は、国等の補助金の交付決定に伴い一般会計負担分を減額するものでございます。

節6 未就学児均等割保険税繰入金5万7,000円の増額及び節7 産前産後保険税繰入金11万7,000円の増額は、繰入額の決定によるものでございます。

節8 その他一般会計繰入金11万6,000円の増額は、特定健康診査事業等の実績によるものでございます。

款6 繰越金、項1 繰越金、目1 その他繰越金1,406万4,000円の増額補正は、実績による前年度繰越金の増額となります。

款7 諸収入、項2 雑入、目1 第三者納付金208万1,000円の増額補正は、第三者行為に係る返還金の増加によるものでございます。

次に、歳出につきまして84ページ、85ページをお願いいたします。

歳出予算の補正につきましては、予算額の増減はなく、歳入予算の補正に伴います財源の組替えを行っております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第6、議案第19号 令和7年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(本村武士君) では、引き続き議案第19号の説明をさせていただきます。

議案つづり87ページをお願いいたします。

令和7年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ616万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,149万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をいたしますので、92ページ、93ページをお開きください。

初めに歳入からご説明いたします。

款1、項1 後期高齢者医療保険料1,135万円の増額補正は、実績に基づき増額するものでございます。

特別徴収分、普通徴収分、滞納繰越分の明細は、節欄記載のとおりとなります。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金518万9,000円の減額補正は、保険基盤安定繰入金の交付決定に伴うものでございます。

款4項1目1繰越金4,000円の増額補正は、実績に基づき増額するものでございます。

続いて歳出についてご説明いたします。

94ページ、95ページをお願いいたします。

款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金616万5,000円の増額補正は、決算見込みに伴い納付金を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 93ページになります。

後期高齢者医療保険料で特徴分として796万1,000円、普通徴収分で滞納繰越も含めますと338万9,000円、合わせまして1,135万円の増額補正が示されました。保険料の86パーセントが特徴により徴収、納付されておるわけでありますけれども、決算額に限りなく近づけるこの3月会議、3月補正において1,000万円を超える補正額が示されましたけれども、この補正予算額計上に至る理由といたしましうか、積算根拠について伺いたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 税務住民課長。

○税務住民課長（本村武士君） では、ただいまのご質問につきまして回答させていただきます。

この補正額につきましては、保険料の納付実績に基づいて数字をはじき出して補正させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 納付実績によると言えますけれども、この3月補正において1,000万円を超える保険料の増額補正をするということは考えにくいところなんですけれども、去年の3月補正を見ますとほとんど保険料の補正はありませんでした。

今年度に限って、これだけ1,000万円を超える保険料の補正があるということは、ちょっと考えにくいところなんですけれども、どうしてか詳しく説明願います。

○議長（渡辺善男君） 税務住民課長。

○税務住民課長（本村武士君） 実際実績でというところではいけないんですけれども、当初の見積りが抑えぎみに見ていたのではないかというような趣旨のご質問ではないかなとも思うんですけれども、年間を通して対象になる方、若干の移動はございます。それを精査した形で年度末で決算見込みに合わせまして、補正をさせていただいているというところがございます。

また、一方で保険料の納付に合わせて歳出の部分でもご説明しました広域連合への納付金というところも変わってくるというところで、ここも併せて補正をさせていただいているというところがございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 被保険者数の推移、6年度と7年度の数字を教えてください。

○議長（渡辺善男君） 税務住民課長。

○税務住民課長（本村武士君） 大変申し訳ありません。細かい数字、今手元に持ってきてございません。

ただ、新年度の予算のご説明の中でもこの辺ちょっと触れさせていただこうかとは思っておったところなんですけれども、6年度に比べて7年度、7年度に比べて8年度、被保険者数の数が増えているのは確認しております。詳しい数字、用意してなくて申し訳ありません。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第7、議案第20号 令和7年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(長野国裕君) 議案第20号 令和7年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明させていただきます。

97ページをお開きください。

令和7年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,635万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,739万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

102ページ、103ページをお開きください。

歳入からご説明いたします。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料902万2,000円の増額補正は、特別徴収保険料及び滞納繰越分普通徴収保険料の増に伴う補正でございます。

款4 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 調整交付金1,554万3,000円の減額、目2 地域支援事業交付金(介護予防・日常支援総支援総合事業)70万円の減、目3 地域支援事業交付金(包括的支援事業任意事業)114万1,000円の減は、実績に伴う減額でございます。

目6 介護保険事業費補助金6万円の増額は、システム改修に対する補助金となります。

款5 項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金2,058万1,000円の減、目2 地域支援事業

支援交付金74万7,000円の減、さらに款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費県負担金1,398万6,000円の減額につきましては、保険給付費の減に伴う負担金、交付金の交付申請に基づき減額補正するものとなっております。

款7 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金258万4,000円の減額は、保険給付費等の実績に伴う一般会計繰入金の減額でございます。

項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金210万1,000円の減額は、繰越金により財源充当が可能なため、基金を減額するものでございます。

款8 項1 目1 繰越金3,091万3,000円の増額補正は、年度末精算に伴う前年度繰越金の増額でございます。

款9 諸収入、項2 目1 雑入102万9,000円は、交通事故などによる第三者行為損害賠償金の確定に伴う増と介護予防ケアマネジメント負担金の実績減によるものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、106、107ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 居宅介護サービス給付費1,117万2,000円の増、目2 地域密着型介護サービス給付費212万3,000円の増、目3 施設介護サービス給付費4,704万5,000円の減、3段目になります。

項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防福祉用具購入費7万9,000円の増、目5 介護予防サービス計画給付費7万6,000円の増、続きまして一番下の段になります。

項4 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス費184万9,000円の増、108、109ページをお願いいたします。

上から3段目となります。

項6 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費503万2,000円の減、4段目になります。

款3 地域支援事業費、項1 目1 介護予防・日常生活支援サービス事業費5万3,000円の減、これらいずれもサービス利用の実績の増減に伴う補正でございます。

続きまして、110、111ページをお開きください。

上から2段目でございます。

款4 項1 基金積立金、目1 介護給付費準備基金積立金2,047万2,000円の増額補正は、前年度繰越金の精算に伴い基金に積み立てるものでございます。それ以外の補正額に増減がない

ものについては財源内訳の変更によるものでございます。

以上で令和7年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ページ数106、107ページのところで施設介護サービス給付事業の減額が結構金額が大きいなと思っていて、サービス利用の増減による実績によるものということなんですけれども、この施設介護サービス給付事業は大体毎年どのぐらいの実績があるものなのか教えていただけたらと思います。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 毎年の額というのは、その年度によっても大分違いますけれども、大体今回減額した後ぐらいの実績ではなかろうかと、すみません、こちらに今数字がないんですけれども、なぜ減額がこれだけ多くなったかの理由について申し上げますと、事業所さんのほうで施設に入っているサービスについて結局支給するものなんですけれども、事業所の定員が減った事業所さん、それとまだ本来の当初の人員に対して満床になっていない事業所さんがある関係で、当初見込んでいた予算までいってないために減額をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号～議案第25号の一括上程、説明

○議長(渡辺善男君) 日程第8、議案第21号 令和8年度大多喜町一般会計予算から日程第12、議案第25号 令和8年度大多喜町介護保険特別会計予算までの各特別会計予算までを一括議題とします。

なお、各議案は、議事日程にお示ししたとおり本日は提案説明までとします。

議案第21号から順次説明を求めます。

なお、説明員の皆さんには着席にて説明することを許可します。

初めに日程第8、議案第21号 令和8年度大多喜町一般会計予算について説明願います。

財政課長。

○財政課長(市原芳則君) それでは、議長のお許しをいただきましたので、着席にて説明させていただきますと思います。

議案第21号 令和8年度大多喜町一般会計予算の提案説明をさせていただきます。

令和8年度大多喜町予算書に沿って説明させていただきます。

1ページをお開きください。

令和8年度大多喜町一般会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68億1,700万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの限度額は、1億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の款項の款の流用。

それでは、「第2表 債務負担行為」から説明させていただきますので、7ページをお開きください。

第2表、債務負担行為。

事項は、新用水供給事業追加負担金、期間は令和9年度から令和17年度までの9か年、限度額7,628万4,000円でございます。これは九十九里地域、南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関する基本協定による市町村追加負担金でございます。

事項は、道の駅改修工事費負担金、期間は令和9年度、限度額1,320万円でございます。これは令和8年度、9年度で県が実施する道の駅改修工事費に対する町負担金でございます。

事項は、小学校パソコンソフト使用料、期間は令和9年度から令和13年度までの5か年、限度額346万6,000円でございます。これは小学校で使用しているパソコンの学習用ソフト使用料でございます。

事項は、中学校パソコンソフト使用料、期間は令和9年度から令和13年度までの5か年、限度額623万4,000円でございます。小学校と同様に中学校で使用しているパソコンの学習用ソフト使用料でございます。

次のページをお願いします。

第3表、地方債。

表内の起債の目的及び限度額は、過疎地域持続的発展特別事業債3,500万円、この起債は大多喜町過疎地域持続的発展計画に計上した事業のうち、ソフト事業に充当するもので、対象事業は、出産祝い金、入学祝いポイント、緊急通報システム業務、外出支援サービス、子ども医療費、住宅取得奨励金、住宅リフォーム補助金でございます。

公共交通施設整備事業債4,220万円は、いすみ鉄道基盤維持等へ充当するものでございます。

一般廃棄物処理施設整備事業債1,930万円は、環境センター既存施設の解体調査設計委託料へ充当するものでございます。

上水道事業出資債1,720万円は、夷隅地域水道への出資債でございます。

飲料水供給施設整備事業債2,100万円は、伊藤浄水場更新工事へ充当するものでございます。

農林業施設整備事業債830万円は、県民の森下白谷ため池整備事業に対する負担金へ充当するものでございます。

観光施設整備事業債3,780万円は、観光センター空調整備更新及び小沢又駐車場整備へ充当するものでございます。

道路施設整備事業債880万円は、県が実施する道の駅改修工事に対する負担金へ充当するものでございます。

道路整備事業債1億3,410万円は、町道湯倉西部田線ほか5路線の道路改良工事及び塩渕橋ほか1橋の橋梁補修へ充当するものでございます。

社会体育施設整備事業債1億410万円は、パンプトラック施設整備及び体育館空調設備設置工事等へ充当するものでございます。

農林水産施設災害復旧事業債60万円は、下大多喜四ッ縄ため池の災害復旧事業へ充当するものでございます。

公共土木施設災害復旧事業債2,830万円は、普通河川釈迦堂川の災害復旧工事に充当するものでございます。

起債の限度額の合計は、4億5,670万円でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりでございますので、説明を割愛させていただきます。

次に、事項別明細書により説明させていただきます。

○議長（渡辺善男君） 説明の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

(午前 11時57分)

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第21号の提案説明を続けます。

財政課長。

○財政課長（市原芳則君） それでは、引き続き座って説明させていただきます。

12ページをお開きください。

歳入については、科目と本年度予算額を中心に説明させていただきます。

款1町税、項1町民税の計は3億9,351万7,000円で、実績を見込み計上いたしました。

次の項2固定資産税の合計は5億9,156万7,000円で、課税対象物件の変動や実績などから見込み計上しました。

次の項3軽自動車税は、現状の推移を見込み3,984万9,000円を計上しました。

次の項4たばこ税は、実績から見込み8,516万1,000円を計上しました。

項5鉱産税250万円、項6入湯税600万円は、実績から見込み計上いたしました。

款2地方譲与税、項1地方揮発湯譲与税1,184万6,000円、項2自動車重量譲与税4,300万円は、実績見込み、国の財政情報などから計上いたしました。

次のページをお願いします。

項3森林環境譲与税は、実績から見込み1,126万6,000円を計上しました。

款3利子割交付金200万円から款4配当割交付金600万円、款5株式等譲渡所得割交付金600万円、款6法人事業税交付金2,600万円、款7諸地方消費税交付金2億6,000万円、款8ゴルフ場利用税交付金9,300万円、款9環境性能割交付金1,000万円は、実績見込み、国の財政情報などから計上いたしました。

款10地方特例交付金515万4,000円は、これまでの個人住民税住宅借入金等特別控除による減収補填にガソリン暫定税率廃止に伴う地方揮発油譲与税減収補填分を見込み計上いたしました。

款11地方交付税21億5,417万4,000円は、国の地方財政計画や財政情報、算定の基礎となる単位費用の見直し状況及び交付税措置される起債などから見込み計上いたしました。

次のページをお願いします。

款12交通安全対策特別交付金は、実績見込みから110万円を計上しました。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、目2衛生費負担金、目3教育費負担金、目4給食費負担金は、節及び説明欄記載の負担金でございます。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目1衛生使用料から目2農林水産業使用料、目3商

工使用料、目4観光使用料、目5土木使用料、次のページをお願いします。

目6教育使用料までの合計は5,049万7,000円で、内訳は節及び説明欄記載のとおりでございます。

項2手数料、目1総務手数料、目2衛生手数料、目3農林水産業手数料、目4土木手数料の合計は3,679万7,000円で、内訳は節及び説明欄記載のとおりでございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金2億4,402万1,000円は、節及び説明欄記載のとおりでございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、次のページをお願いします。

目2民生費国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、目4商工費国庫補助金、目5土木費国庫補助金、目6消防費国庫補助金、目7教育費国庫補助金の合計は2億2,517万1,000円で、内訳は節及び説明欄記載のとおりでございます。

そのうち目1総務費国庫補助金の節1物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、国の令和7年度補正予算で措置されたもので、物価高騰の影響を受けた生活者等を引き続き支援するための重点支援地方交付金でございます。主に消費下支えのための地域通貨のプレミアムポイント発行、子育て世帯の負担を軽減するための学校給食費補助や保育園児の給食主食分賄い材料を計画してございます。

また、目4商工費国庫補助金、節1新しい地方経済・生活環境創生交付金は、小沢又地先に計画する駐車場整備に対するもの、目5土木費国庫補助金、節2道路メンテナンス事業補助金は、橋梁長寿命化事業に対するもの、目6消防費国庫補助金、節1新しい地方経済・生活環境創生交付金は、県の被災者支援システムに関する費用に対するもの、目7教育費国庫補助金、節2学校情報化整備費補助金は、小中学校のタブレットパソコン購入に対するもの、節3新しい地方経済・生活環境創生交付金は、アーバンスポーツ推進支援業務に対するものでございます。

次の項3国庫委託金、目1総務費委託金20万1,000円、目2民生費委託金178万2,000円は、節欄に記載の事務に対する委託金でございます。

次のページをお願いします。

款16県支出金、項1県負担金、目1総務費県負担金、目2民生費県負担金、目3衛生費県負担金、目4土木費県負担金、目5教育費県負担金は、それぞれ節及び説明欄記載のとおりでございます。

項2県補助金、28から29ページにかけまして、目1総務費県補助金、目2民生費県補助金、

目3衛生費県補助金、目4農林水産業費県補助金、目5商工費県補助金、目6土木費県補助金、目7消防費県補助金、目8教育費県補助金、目9農林水産施設災害復旧費補助金は、それぞれ節及び説明欄記載のとおりでございます。

次に、28ページの項3県委託金、目1総務費委託金、目2民生費委託金、目3土木費委託金、目4消防費委託金は、節及び説明欄記載のとおりでございます。

款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入5,150万8,000円は、節及び説明欄に記載のとおり公有財産の土地や建物の貸付収入でございます。

目2利子及び配当金47万1,000円は、株式配当金と説明欄記載の基金利子でございます。

次のページをお願いします。

項2財産売却収入、目1不動産売却収入214万2,000円は、大戸分譲地1区画の売却を見込み計上しました。

款18寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金1億6,005万円は、ふるさと納税及び図書館分を見込み計上いたしました。

次の款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金3億2,484万4,000円は、財源不足を補うための繰入れでございます。

目2減債基金繰入金6,527万2,000円は、町債の償還へ充当するものでございます。

目3ふるさと基金繰入金は、ふるさと納税、いすみ鉄道対策、小中学校の給食費補助が主な充当事業でございます。

目4ふるさと創生基金繰入金、目5福祉基金繰入金、目6交通災害共済基金繰入金、目7環境基金繰入金は、節及び説明欄記載の各事業へ充当するものでございます。

目8一般廃棄物処理施設建設基金繰入金1,900万3,000円は、ごみ処理広域化に係る計画策定及び中継処理施設に係る調査委託料等に充当するものでございます。

目9観光施設等管理基金繰入金575万3,000円は、中瀬遊歩道の補修工事に充当するものでございます。

項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金と目2後期高齢者医療特別会計繰入金は、それぞれの特別会計からの繰入金でございます。

款20繰越金は、前年度からの暫定的な繰越金として1億円を計上しました。

款21諸収入、項1延滞金、加算金及び過料50万円は、町税の延滞金収入でございます。

次のページをお願いします。

項2町預金利子168万2,000円は、歳計金の預金利子を見込み計上しました。

項3 貸付金元利収入383万円は、学校法人三育学院貸付金と高額療養費貸付金を計上しました。

項4 受託事業収入、目1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入822万4,000円は、後期高齢者の健康診査委託金等でございます。

項5 雑入、目1 滞納処分費18万7,000円は、インターネット公売による町税の滞納処分費でございます。

目2 雑入 4億9,726万9,000円は、次のページにかけまして説明欄記載のとおりでございます。

款22町債、項1 町債は、節の区分ごとに第4表の説明と重複しますので、説明を割愛させていただきます。

目1 総務債から7 災害復旧債までの計は4億5,670万円でございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきますので、36、37ページをお願いします。

歳出。

款1 議会費、項1 議会費8,466万3,000円は、議員人件費、議会事務局職員の人件費、会議録作成、政務活動費補助金、議会関係団体の負担金が主なものでございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費 3億5,878万3,000円は、特別職及び総務関係職員人件費、次のページをお願いします。

企画、財政、会計関係職員の人件費と一般事務費、総務管理費の主なものは、報償費の行政連絡員への謝礼、宿直業務委託料、その他関係団体への負担金及び補助金でございます。

次のページをお願いします。

一般事務費の管財管理費は、事務用消耗品が主なもので、次の職員研修事業、入札関係の電子調達管理事業、男女共同参画推進事業は、各事業に係る経費でございます。

次のページをお願いします。

目2 文書広報費1,175万2,000円は、文書管理事業として例規集データ更新委託料などの経費でございます。広報おおたき発行事業は、広報おおたき発行関連経費、ホームページ管理業務は、ホームページ管理システムの使用料等でございます。

次の目3 財政管理費871万8,000円は、財政関係の事務経費を計上したもので、財務会計システムの借上料が主な経費でございます。

目4 会計管理費332万7,000円は、会計関係の事務経費でございます。

節11 役務費の手数料は、指定金融機関派遣手数料と口座振込手数料でございます。

次のページをお願いします。

目5 財産管理費5,262万4,000円のうち、公有財産管理事業、保険料は町有車両、町有建物に係る経費などでございます。積立金、定住化基金積立金及び公共施設整備基金積立金は、町有財産の貸付収入などを財源に積み立てるものでございます。庁舎管理費は、役場庁舎の光熱水費、各種設備の維持管理経費や使用料、各事務機器の借上料などでございます。

次のページをお願いします。

町有林管理事業は、町有林の保険料や管理委託料等でございます。

目6 企画費は11億420万6,000円で、定住化対策事業は空き家の改修やU I Jターンによる起業・就業補助金など、地域おこし協力隊事業では、林業、有害獣、観光対策など、新規12名、計22名分を計上いたしました。

次のページをお願いします。

協働のまちづくり推進事業、まちづくり提言事業助成金は、地域資源の活用または定住もしくは交流人口の増加を図る事業提案に対する補助金でございます。

地域情報通信基盤維持管理事業は、光ファイバー網の保守管理費、東京電力やN T T柱のケーブル添架料などでございます。

大多喜ダム対策事業は、大多喜ダム跡地の環境管理事業の補助金でございます。

地域公共交通対策事業は、次のページをお願いします。

デマンド型地域交通の運行経費と路線バス事業者、高速バス利用者及び地域公共交通活性化協議会に対する補助金でございます。

ふるさと納税事務事業は、町のふるさと納税の返礼品の経費やシステムの保守委託料、代理収納システム使用料などでございます。

ふるさと基金積立事業は、ふるさと納税を基金に積み立てるものでございます。

地域通貨事業は、町内の加盟店で利用できる電子地域通貨の運用に係るもので、報償費は令和8年度も令和7年度に引き続き原油価格・物価高騰対策及び町の経済対策として、チャージ金額に10パーセントのプレミアムつきで総額4億4,000万円を計上いたしました。

大多喜高校支援推進事業は、大多喜高校支援の助成金でございます。

結婚活動支援事業は、婚活イベントの開催のほか、結婚新生活への支援などでございます。

次のページをお願いします。

集落支援員事業は、令和8年度も支援員5名分の活動を予定しております。

広域行政推進事業は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合負担金と広域的な団体活動での負担

金でございます。

いすみ鉄道対策事業は、いすみ鉄道の運行維持及び利用増大に対するものでございます。

交流促進事業は、定住促進や関係人口の増加を推進するため、地域資源を生かしたPRなど、情報発信等の広報活動を実施するものでございます。

学校法人支援事業は、地域の教育振興と地域貢献活動の推進を図るため、ふるさと納税寄附金の一部を財源に私立学校を支援するものでございます。

目7電子計算機9,283万2,000円は、印刷用消耗費や次のページをお願いします。

通信運搬費は、ネットワーク回線料、電子計算機の保守委託料や借上料のほか、クラウドサービス使用料は、住民記録や税業務、健康管理システムなど、基幹系業務に係るもの、自治体中間サーバ利用負担金は、マイナンバー制度における情報連携のためのシステム経費でございます。

目8諸費は1,020万7,000円を計上しました。

総合賠償保険事業は、町主催行事の賠償保険や公金の損害保険で、交通安全対策事務費は、交通安全協会及び自転車乗車用ヘルメット購入者への補助金等でございます。

防犯対策事業は、防犯灯関連経費や防犯組合連合会及び特殊詐欺対応電話機の購入者への補助金等でございます。

税務事業の還付費は300万円を計上してございます。

項2徴税费、目1税務総務費7,106万2,000円は、税務関係職員人件費と次のページをお願いします。

税務総務事務費で、関係団体への負担金等でございます。

目2賦課徴収費2,691万5,000円は、町税の賦課徴収業務に係る事務費と地図情報システム管理事業は、次のページをお願いします。

毎年実施している地図情報のデータ修正及びシステム使用料でございます。

項3戸籍住民基本台帳費7,141万3,000円は、戸籍関係職員人件費と戸籍システムの借上料や使用料等と住民基本台帳ネットワークシステム事業は、機器保守料、パソコンの借上料、住民票等のコンビニ交付及び個人番号カード等関連経費などでございます。

次のマイナンバーカード取得促進事業は、会計年度任用職員人件費のほか、次のページをお願いします。

マイナンバーカードの取得促進に係る事務費でございます。

項4選挙費、目1選挙管理委員会費57万3,000円は、選挙管理委員会委員報酬や定時登録

事務処理委託料が主なものでございます。

目 2 千葉県議会議員選挙費304万6,000円は、令和9年4月29日任期満了に伴う千葉県議会議員選挙経費でございます。

次のページをお願いします。

項 5 統計調査費、目 1 統計調査総務費408万2,000円は、統計関係職員の人件費と統計関係の事務費でございます。

目 2 各種統計調査費89万1,000円は、説明欄記載の各統計調査経費で、令和8年度は経済センサスの実施年でございます。

項 6 監査委員費、目 1 監査委員費36万5,000円は、監査委員の報酬、研修に係る経費などでございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費 5 億1,176万2,000円は、社会福祉関係職員の人件費と次のページをお願いします。

社会福祉関係の事務費、社会福祉関係団体助成事業は、町社会福祉協議会など、関係団体への負担金や補助金でございます。

次の障害者福祉事業は、障害者に対する各種支援や介護給付費と扶助費が主なものでございます。

そのほか障害者計画等策定業務委託料は、令和9年度からを計画期間とする第5次障害者計画、第8期障害福祉計画、第4期障害児福祉計画策定に係る委託料でございます。

次のページをお願いします。

民生委員活動事業は、民生委員の活動に対する報償費が主なもので、次の高額療養費貸付事業は、高額療養費の貸付金でございます。

戦没者追悼式関係事業は、戦没者追悼式に関する経費、国民健康保険特別会計繰出金は、国民健康保険特別会計への法定繰出金、少子化対策事業報償費は、出産祝い金と地域通貨による入学祝い金でございます。

社会を明るくする運動事業は、本年度事務局である本町を会場として開催する夷隅地区大会に係る経費でございます。

次のページをお願いします。

目 2 国民年金費602万3,000円は、国民年金関係職員の人件費と事務費でございます。

目 3 老人福祉費1,889万7,000円は、高齢者の福祉サービス関連等の予算で、高齢者在宅生活支援事業では、緊急通報システム業務や外出支援サービスが主なものでございます。

ほかに高齢者福祉等の事業として、敬老祝い事業費、老人福祉団体助成事業、老人日常生活用具給付事業、老人ホーム施設措置事業でございます。

次のページをお願いします。

目4 青少年女性対策費67万7,000円は、青少年相談員への報償や活動費補助と結婚支援事業でございます。

目5 介護保険事業費2億664万3,000円は、地域包括支援センター運営事業、社会福祉法人等利用者負担軽減事業、介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計への法定繰出金、次期介護保険事業計画等策定事業は、令和9年度から11年度までを計画期間とする大多喜町第10期介護保険事業計画を策定しようとするもので、低所得者保険料軽減繰出金は、介護保険の被保険者で、低所得者の保険料軽減措置に対する繰出金、地域包括支援センター運営協議会事業は、協議会の委員報酬、介護人材確保対策事業は、介護職員確保補助金でございます。

次のページをお願いします。

目6 後期高齢者医療費2億380万6,000円は、人間ドックの補助金や後期高齢者医療に係る負担金や療養給付費、後期高齢者医療特別会計繰出金でございます。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費3,707万円は、子育て支援関係職員の人件費、高校生までの医療費の助成と子ども・子育て支援事業は、委員報酬でございます。

目2 児童手当費9,990万7,000円は、児童手当の支給に係るもので、目3 母子福祉費253万7,000円は、ひとり親家庭等医療費等助成金でございます。

目4 児童福祉施設費3億7,668万5,000円は、保育園関係の人件費と次のページをお願いします。

保育園管理運営事業は、保育園2園の施設管理や運営費のほか、保育園児給食の主食の提供を含む賄い材料費や送迎バスの委託料が主なものでございます。

保育園留学導入業務委託料は、総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用した新規事業でございます。

次のページをお願いします。

児童クラブ運営事業は、運営に係る人件費と児童のおやつなど食料費、電気水道料が主なものでございます。

地域子育て支援センター運営事業は、関係職員人件費などで、特徴ある教育の展開事業は、英語教室に加えダンス教室やサッカー教室などの情操教育に係るものでございます。

自然環境保育事業は、県の自然環境保育認定制度に基づき実施する本町の自然豊かな環境

を生かした保育事業でございます。

次のページをお願いします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費 1億6,362万6,000円は、衛生関係職員人件費と保健衛生事務費は、研修の負担金など、療育医療給付事業は、発達が未熟な子供の入院費の助成など、医療体制整備事業は、国保国吉病院負担金が主なものでございます。

目2 予防費6,428万1,000円は、各種がん検診、予防接種、健康診査及び健康教育などで、がん検診事業は、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん検診の実施とがん患者アピアランスケア助成金を計上しました。

予防接種事業は、乳幼児の各種予防接種と子宮頸がんワクチン接種、帯状疱疹ワクチン接種、RSウイルスワクチン接種、風疹ワクチン接種、高齢者インフルエンザ、肺炎球菌ワクチン接種、新型コロナウイルスワクチン接種等の助成金を計上いたしました。

次のページをお願いします。

健康増進事業は、健康診査、健康教育、健康相談や訪問指導などの実施でございます。

感染症予防対策事業は、消毒液などの消耗品で、防疫対策事業は、狂犬病予防法に基づく予防経費でございます。

骨髄移植ドナー支援事業は、骨髄移植及びドナー登録者の増加を図るため、ドナー及びドナーが勤める事業所に対する補助金でございます。

次の目3 環境衛生費8,396万2,000円は、環境関係職員人件費と環境衛生事務費は、環境対策審議会委員の報酬と次のページをお願いします。

夷隅環境衛生組合負担金等でございます。

環境保全事業は、不法投棄監視員謝礼や住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金などのほか、地域活性化起業人派遣元企業負担金2名の派遣を受けるものでございます。

合併処理浄化槽設置整備事業は、合併処理浄化槽整備の補助金、面白峡発電所管理運営事業は、環境基金積立金が主なものでございます。

空家等対策事業は、次のページをお願いします。

空家対策協議会委員報酬などでございます。

目4 母子保健事業費1,212万2,000円は、こども家庭センター運営事業で、乳幼児相談、1歳6か月児、3歳児、5歳児健診の医師報酬や報償費、妊婦・乳児の健康診査、産後ケア事業、子育てタクシー委託、ファミリーサポートセンター事業、妊婦のための支援給付金、新生児の聴覚検査や不妊治療費助成等でございます。

次の目 5 火葬場費1,536万円は、斎場無相苑の維持管理及び運営費でございます。

次のページをお願いします。

目 6 地域し尿処理施設管理費170万1,000円は、船子城見ヶ丘団地のコミュニティプラントの維持管理経費でございます。

項 2 清掃費、目 1 清掃総務費9,377万2,000円は、清掃関係職員人件費と環境センターの管理経費、ごみ処理広域化事業は、新焼却施設整備基本計画策定支援業務に係る市原市への負担金及び中継施設に係る委託料でございます。

目 2 塵芥処理費 1 億9,169万8,000円は、環境センターの運営の経費で、ごみの収集や処分経費といすみクリーンセンターへの負担金などでございます。

次のページをお願いします。

項 3 上水道費、目 1 上水道運営費8,760万1,000円は、夷隅地域水道事業の運営に係る負担金及び出資金と県営水道用水供給事業に係る負担金、水道未普及地域対策としての家庭用飲用井戸等の補助、飲料水供給施設維持管理事業は、飲料水供給施設の維持管理で、施設改修工事は、伊藤地区の飲料水供給施設の改修工事でございます。

次の款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費2,039万6,000円は、農業委員会事務局職員の人件費や次のページをお願いします。

農業委員会委員の報酬、事務経費等でございます。

目 2 農業総務費7,436万7,000円は、農業関係職員の人件費と農業総務事務費は、農家組合長への報償費及び事務費が主なものでございます。

目 3 農業振興費2,693万1,000円は、農業振興事業、会計年度任用職員の人件費と農業再生協議会補助金や農業次世代人材投資資金、農業関連団体の補助金等が主なもので、次のページをお願いします。

産地育成事業は、耕作放棄地の解消や農業者支援として獣害の影響を受けにくい作物の植栽、維持管理や特産品開発業務に係る経費等でございます。

目 4 畜産業費13万1,000円は、畜産関係団体への補助金でございます。

目 5 農地費 1 億925万2,000円は、農地の維持保全や土地改良及び農道整備などの予算で、鉾毒ダム対策事業は、平沢ダムと八声観測所の維持管理経費、基幹農道整備事業は、川畑から平沢、田代への基幹農道の維持管理経費で、トンネル点検調査委託料は、3トンネルの5年に1度の法定点検でございます。

土地改良関係団体事業、測量調査委託は、森宮新堰ため池に係る調査で、次のページをお

願います。

ため池廃止工事は、上原中里ため池に係る工事で、ため池整備事業負担金は、県民の森下の白谷ため池に係る負担金でございます。

多目的機能支払交付金事業は、集落の農地維持、共同活動及び農業用施設の維持管理を対象とするもので、実施している12組織への交付金でございます。

中山間地域等直接支払交付金事業は、中山間地域等の耕作放棄地の発生防止などに取り組む活動をしている4組織に対する交付金でございます。

目6 農業施設費963万3,000円は、老川基幹集落センターと味の研修館、次のページをお願いいたします。

農村コミュニティーセンター、都市交流センターの管理経費等でございます。

項2 林業費、目1 林業総務費7,712万4,000円は、林業関係職員人件費と林業関係の事務費、次のページをお願いいたします。

有害鳥獣駆除対策事業は、イノシシ、猿、鹿、キョンなどの有害獣対策費等でございます。

目2 林業振興費1,680万1,000円は、林業整備や林業振興及び森林環境譲与税を活用した事業でございます。

次のページをお願いいたします。

款6 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費7,647万5,000円は、商工関係職員人件費及び事務費でございます。

目2 商工業振興費1,559万2,000円は、大多喜町商工会補助金、中小企業経営改善資金等利子補給金や商家保存資料館の維持管理経費、就職情報案内事業、次のページをお願いいたします。

起業・創業支援事業の補助金でございます。

目3 観光費1億5,482万7,000円は、観光施設管理経費や養老溪谷のライトアップなど、観光センター管理運営事業は、観光本陣の維持管理で、工事請負費は、建物全体の空調設備更新でございます。

観光振興事業は、次のページをお願いいたします。

養老溪谷観光センター指定管理委託料のほか、お城まつり実行委員会や町観光協会、大河ドラマ誘致実行委員会等、各種関係団体への補助金等、もみじプロジェクト等、各種事業に対する補助金が主なものでございます。

天然ガス記念館管理運営事業は、施設の管理運営経費、観光推進広域連携事業は、市原市及び君津市との溪谷、里山の豊かな自然環境といった共通の地域資源を生かした広域連携事

業や千葉県、市原市及び木更津市との共同開催による房総国際芸術祭に対する負担金等が主なものでございます。

観光施設整備事業、工事請負費は、次のページをお願いします。

小沢又地先の駐車場整備及び中瀬遊歩道の整備でございます。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費6,513万円は、土木関係職員人件費と土木総務事務費は、土木関係事務経費と関係団体負担金、国県道の維持補助金などがございます。

次のページをお願いします。

目2 登記費1,952万9,000円は、登記関係職員人件費と未登記の解消に係る用地測量や嘱託登記委託料などがございます。

目3 国土調査費1億2,715万7,000円は、地籍調査関連経費で、令和8年度は粟又、大戸、久我原区を実施しようとするものでございます。

目4 道の駅管理費1,355万4,000円は、道の駅の維持管理経費で、工事負担金は、県が実施する道の駅改修工事費に対する町負担金でございます。

次のページをお願いします。

項2 道路橋梁費、目1 道路維持費2,629万1,000円は、町道の維持管理に係るもので、道路補修に係る会計年度任用職員人件費と建設車両等の維持管理経費、道路補修用材料が主なものでございます。

目2 道路新設改良費1億2,011万円は、担当職員の人件費と町道板谷上線の測量委託、町道湯倉西部田線、弓木西上線ほかの改良工事、公有財産購入費は、町道小苗牛畑線に係る用地取得費でございます。

目3 交通安全対策費107万7,000円は、交通安全対策用の消耗品や材料費でございます。

目4 橋梁維持費1億1,938万円は、橋梁長寿命化計画の見直し業務と町道部田堀之内線、塩渕橋と町道紙敷弥七谷線、梅木橋の補修工事でございます。

次のページをお願いします。

項3 都市計画費、目1 街路事業費302万5,000円は、街なみ整備事業補助金が主なものでございます。

目2 公園費28万6,000円は、お城の森公園の管理経費でございます。

項4 住宅費、目1 住宅管理費2,293万7,000円は、町営住宅に係る修繕料や借地料、戸建て住宅耐震診断費用補助金、横山住宅の管理等に係るものでございます。

次のページをお願いします。

目2 宅地造成費136万5,000円、工事請負費は、船子城見ヶ丘団地の分譲地に係る地盤改良工事でございます。

目3 住宅助成費1,000万円は、定住化対策として実施する住宅取得奨励金、住宅リフォーム補助金でございます。

款8 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費2億6,427万3,000円は、広域常備消防に係る負担金でございます。

目2 非常備消防費4,260万2,000円は、消防団員の報酬と健康診査委託料、退職報償金支給事務負担金などでございます。

次のページをお願いします。

目3 消防施設費223万7,000円は、消防施設、消防器具の整備等の経費で、消防機械器具整備事業は、消防車両等の維持経費でございます。

目4 災害対策費1,586万7,000円、地域防災対策事業は、防災会議委員の報酬、災害時の職員手当、備品購入は、ポータブル電源購入、負担金は、新たに導入した県の被災者支援システムに係る利用者負担金でございます。

排水機場管理事業は、久保排水機場、八声水門、葛藤水門の管理、国民保護対策費は、国民保護協議会委員報酬、防災無線維持管理費は、防災行政無線の維持管理に係る経費でございます。

次のページをお願いします。

款9 教育費、項1 教育総務費、目1 教育委員会費98万7,000円は、教育委員報酬、その他教育委員会関連経費でございます。

目2 事務局費1億1,483万9,000円は、教育長や教育関係職員の人件費、特別支援教育支援員と会計年度任用職員の人件費及び教育関連団体への負担金及び補助金、次のページをお願いします。

教育委員会施設管理事業は、車両や事務機器経費等でございます。

項2 小学校費、目1 学校管理費7,628万8,000円、小学校管理事務事業は、学校医、薬剤師の報酬、送迎バスの委託料が主なもので、小学校施設管理事業の次のページをお願いします。備品購入費は、小学校3学年分のタブレットパソコンの購入でございます。

学校管理事業、西小と大小は、小学校2校の事務や施設管理経費等でございます。

目2 教育振興費3,637万3,000円は、次のページをお願いします。

小学校2校の教育活動で使用する教材費やクラブ活動助成補助金、遠距離通学費補助金な

どで、小学校教育振興事業は、英語教育業務委託料、学校給食費の無償化に係る補助金、要保護・準要保護児童学用品等補助金でございます。

項3 中学校費、目1 学校管理費3,906万1,000円は、学校医、薬剤師の報酬、通学用の送迎バス委託料などと中学校施設管理事業は、次のページをお願いします。

施設の維持管理経費、備品購入費は、3学年分のタブレットパソコン、学校管理事業は、事務経費などでございます。

目2 教育振興費4,122万5,000円は、次のページをお願いします。

クラブ活動助成費補助金、中学校遠距離通学費補助金、外国語指導助手の委託料、学校給食費の無償化の補助金、要保護・準要保護生徒学用品等の補助金などがございます。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費5,048万8,000円は、社会教育関係職員人件費、社会教育委員の報酬や事務経費、関係団体への補助金などが主なものでございます。

目2 公民館費2,047万3,000円は、次のページをお願いします。

公民館の光熱水費や施設警備、清掃業務委託などがございます。

次の目3 図書館費1,193万7,000円は、図書館の会計年度任用職員人件費や光熱水費、次のページをお願いします。

施設警備などの施設管理費のほか、図書貸出業務に係る経費でございます。

目4 文化財保護費140万9,000円は、文化財審議会委員報酬や文化財関連の補助金や負担金で、目5 視聴覚教育費28万1,000円は、いすみ市・夷隅郡視聴覚教材センターの負担金でございます。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費2,474万7,000円は、保健体育関係職員人件費等スポーツ推進委員報酬、中学校の部活動地域移行に伴う委託費、次のページをお願いします。

町スポーツ協会ほか補助金などがございます。

次の目2 体育施設費2億918万1,000円、海洋センター管理運営事業は、施設管理料、体育館空調整備工事に係る経費のほか、屋外施設の管理運営経費とアーバンスポーツ施設整備運営事業は、アーバンスポーツ施設整備でございます。

目3 学校給食費1億1,655万6,000円は、学校給食に関する経費で、学校給食センター関係職員人件費や次のページをお願いします。

光熱水費、給食の材料費、人材派遣、給食配送委託が主なものでございます。

次の款10災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費と項2 公共土木施設災害復旧費は、令和5年9月の台風13号に伴う豪雨により被災した四ッ縄ため池及び次のページをお願いします。

す。

普通河川釈迦堂川の災害復旧事業費でございます。

款11公債費、項1公債費、目1元金は、4億3,635万3,000円、目2利子は、1,855万8,000円、こちらは町債償還の元金及び利子でございます。

款12予備費、項1予備費は、前年度同額の500万円を計上させていただきました。

次の140ページから151ページまでの給与費明細書は、説明を割愛させていただきます、152、153ページをお開きください。

こちらは継続費に関する調書で、複数年にわたり実施する表内の事業の支出予定額や進行状況でございます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、電子計算業務費、この事業は、国の進める地方公共団体の基幹系業務標準化の戸籍システム標準化を令和6年度、7年度、8年度で実施しようとするものでございます。

次の款3民生費、項1社会福祉費、事業名、次期介護保険事業計画策定事業、この事業は、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする大多喜町第10期介護保険事業計画を令和7年度、8年度の2か年で実施するものでございます。

次の款4衛生費、項2清掃費、事業名、ごみ処理広域化事業、この事業は、令和9年度から13年度までを計画期間とする循環型社会形成推進地域計画を令和7年度、8年度の2か年で実施するものでございます。

次の款9教育費、項5保健体育費、事業名、アーバンスポーツ施設整備運営事業、この事業は、アーバンスポーツ施設、パンプトラックを令和6年度、7年度、8年度の3か年で整備しようとするものでございます。

次の款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、事業名、農林施設災害復旧事業、この事業は、令和5年9月の台風13号に伴う豪雨により被災した下大多喜の四ッ縄ため池の復旧工事を令和6年度、7年度、8年度の3か年で実施するもので、各事業の計画額、年割額、支出額及び進捗率は記載のとおりでございます。

次のページをお願いします。

この調書は、債務負担行為に関する調書で、限度額、前年度までの支出見込額、当該年度以降の支出予定額、財源内訳を記載したものでございます。

次のページをお願いします。

この調書は、地方債に関する調書で、区分ごとの年度末の現在高及び現在高の見込みに関

するもので、156ページの前々年度末現在高は、令和6年度末、前年度末現在高見込額は、令和7年度末、157ページの右端の令和8年度末現在見込額でございます。

以上で令和8年度大多喜町一般会計予算の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） ご苦労さまでした。

これで議案第21号 令和8年度大多喜町一般会計予算の説明を終わります。

ここでしばらく休憩します。

次は14時10分から再開します。

（午後 1時59分）

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

○議長（渡辺善男君） 次に、日程第9、議案第22号 令和8年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について説明願います。

企画課長。

○企画課長（米本敏克君） それでは、令和8年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の提案説明をさせていただきます。

予算書の159ページをお願いします。

令和8年度予算では、基金運用から生ずる利息分相当額についての歳入の受入れと基金への積立金を予定しております。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和8年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきますので、166、167ページをお開きください。

歳入。

款 1 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金27万5,000円を基金利子として計上しました。

次のページをお開きください。

歳出。

款 1 項 1 鉄道経営対策事業費、目 1 事業費27万5,000円を計上しました。

これは歳入で受け入れた基金利子を基金に積み立てるものでございます。

以上で議案第22号 大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） ご苦労さまでした。

これで議案第22号 令和8年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第10、議案第23号 令和8年度大多喜町国民健康保険特別会計予算について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（本村武士君） では、議案第23号 令和8年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算書171ページをお願いいたします。

令和8年度大多喜町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億6,819万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、178、179ページをお願いいたします。

初めに歳入からご説明いたします。

款1 国民健康保険税は、2億221万8,000円で、国民健康保険税として加入者に負担いただく必要額を計上いたしました。現年課税分、滞納繰越分等の明細は、節欄記載のとおりとなります。

款2 一部負担金1,000円は、前年度と同額を計上いたしました。

款3 使用料及び手数料1,000円は、保険税に係る督促手数料を計上しました。

款4 県支出金7億7,169万8,000円は、保険給付費及び保健事業に対して交付されるもので、実績等を考慮し、前年度比53万4,000円の減で計上しました。

款5 繰入金9,183万4,000円は、保険税軽減に対する公費負担分、職員給与費、そのほか事務的経費等を一般会計から繰り入れるもので、前年度比181万5,000円の減で計上しました。

次のページをお開きください。

款6 繰越金129万2,000円は、前年度繰越金で、前年度比144万7,000円の減で計上しました。

款7 諸収入、項1 延滞金及び過料は、実績を考慮し40万円を計上しました。

次の項2 雑入75万1,000円は、181ページ節欄に記載のとおり、第三者納付金や特定健康診査徴収金等となります。

歳入は以上となります。

続いて、歳出を説明いたします。

182ページ、183ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費3,107万2,000円は、職員人件費、事務費、国保連合会負担金分として前年度比173万8,000円の増で計上しました。

次の項2 運営協議会費6万3,000円は、前年度と同額でございます。

款2 保険給付費は、医療費に係る町負担分として過去の給付実績等を考慮し、計上いたしました。

保険給付費の内訳となります項1 医療養諸費の計は、次のページをお願いいたします。

6億5,497万5,000円で、前年度と同額でございます。

次の項2 高額療養費は、9,729万円で、前年度比30万円の減で計上いたしました。

次の項3 移送費は、前年度と同額の5万円を計上しました。

次の項4 出産育児諸費も前年度と同額の100万1,000円を計上しました。

次の項5 葬祭費70万円は、前年度比20万円の減で計上しました。

次に、款3 国民健康保険事業費納付金は、千葉県に国民健康保険事業に係る負担金として

納付するもので、内訳は、項1 医療給付費分1億6,506万1,000円、前年度比853万9,000円の減、項2 後期高齢者支援金等分6,162万6,000円、前年度比180万7,000円の減、次のページをお願いいたします。

項3 介護給付金分2,648万4,000円、前年度比102万円の減、項4 子ども・子育て支援金分617万9,000円をそれぞれ計上しました。

款4 保健事業費、項1 保健事業費429万円は、医療費の削減に資する経費を計上いたしました。

次の項2 特定健康診査事業費1,810万4,000円は、特定健康診査や特定保健指導に係る経費で、前年度比317万8,000円の減で計上いたしました。

款5 諸支出金120万円は、過年度分の保険税還付金に係る経費となります。

次のページをお願いいたします。

款6 予備費は、前年度と同額の10万円を計上しております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） ご苦労さまでした。

これで議案第23号 令和8年度大多喜町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第11、議案第24号 令和8年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（本村武士君） それでは、議案第24号 令和8年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

予算書の203ページをお願いいたします。

令和8年度大多喜町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,696万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

詳細につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきますので、210ページ、211ページをお願いいたします。

初めに歳入からご説明いたします。

款 1 後期高齢者医療保険料 1 億5,549万3,000円は、千葉県後期高齢者医療広域連合で定める保険料率に基づき算定された保険料を前年度比3,008万1,000円の増で計上いたしました。

款 2 繰入金4,089万9,000円は、事務費分と保険料軽減に対する公費負担分を一般会計から繰り入れるもので、前年度比190万4,000円の増で計上しました。

款 3 繰越金は、前年度からの繰越金で、前年度と同額の10万円を計上いたしました。

款 4 諸収入47万1,000円は、広域連合から交付される保険料還付金などになります。

以上が歳入の説明となります。

引き続き歳出についてご説明をいたしますので、212ページ、213ページをお願いいたします。

款 1 総務費でございます。

事務的経費で、その内訳は、項 1 総務管理費が75万円、前年度比33万5,000円の減でございます。

次の項 2 徴収費45万7,000円は、前年度比3,000円の増でそれぞれ計上しております。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金 1 億9,528万4,000円は、広域連合に納付するもので、前年度比3,231万6,000円の増で計上いたしました。

款 3 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金47万1,000円は、保険料還付金として項 2 繰出金1,000円は、他会計繰出金としてそれぞれ前年度と同額を計上しました。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） ご苦労さまでした。

これで議案第24号 令和8年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第12、議案第25号 令和8年度大多喜町介護保険特別会計予算について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第25号 令和8年度大多喜町介護保険特別会計予算について提案説明をさせていただきます。

議長のお許しをいただいておりますので、着座にて失礼いたします。

予算書215ページをお開きください。

令和8年度大多喜町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4,938万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、22、23ページをお開きください。

歳入からご説明いたします。

款1 保険料、第1号被保険者保険料につきましては、月額5,400円の保険料基準額に基づき所得段階に応じた13段階の保険料率及び推計した第1号被保険者3,449人を基に2億1,926万3,000円、前年度比2パーセントの減で計上させていただきました。

続きまして、款2 分担金及び負担金は、介護予防教室事業参加者負担金として前年度同額12万円でございます。

款3 使用料及び手数料は、5万6,000円を、款4 国庫支出金は、保険給付費の国法定負担分として1億8,349万1,000円を、項2 国庫補助金につきましては、目1 調整交付金から目5の保険者努力支援交付金として7,056万7,000円を計上いたしました。

款5 支払基金交付金は、2億9,086万2,000円を、款6 県支出金は、県法定負担分として1億6,234万6,000円を計上いたしました。

224、225ページをお開きください。

項2 県補助金には、地域支援事業交付金の県負担分として579万8,000円を、款7 繰入金、項1 他会計繰入金は、一般会計からの繰入金として1億9,747万9,000円であります。このうち介護給付費繰入金と地域支援事業繰入金は、町の法定負担分となります。

項2 基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金として1,928万6,000円を計上いたしました。

款8 繰越金は、前年度からの繰越金として1,000円を、款9 諸収入、延滞金として1,000円、雑入には11万2,000円を計上させていただきました。

内訳は、第三者納付金及び介護給付費返還金、生活保護者の介護認定調査の手数料、予防給付介護負担金及び介護予防ケアマネジメント負担金となっております。

歳入については以上となります。

引き続き歳出の説明をさせていただきます。

226、227ページをお開きください。

款1 総務費は、右側説明欄のとおり介護保険関係職員4人分の人件費、2つ目の丸、介護保険事務に関する事務費、3つ目の国保連合会負担金などとして、総務管理費合計は3,633万9,000円を計上いたしました。

右側中段の介護保険賦課徴収事業でございますが、介護保険料の賦課徴収に係る事務費として124万1,000円、その下の介護認定調査事業は、主治医意見書作成手数料などで297万1,000円、229ページをお願いいたします。

一番上の丸、介護認定審査会共同設置事業は、夷隅郡市2市2町で設置する介護認定審査会の設置運営に係る負担金として303万円でございます。

2段目の丸、介護保険運営協議会事業は、運営協議会委員報酬12名分の12名、3回分を計上いたしました。

228ページ中段、款2 保険給付費でございますが、第9期介護保険事業計画で推計した数値に基づき予算計上させていただきました。

項1 介護サービス等諸費は、要介護1から要介護5の認定を受けた方に対する居宅介護、地域密着型介護、福祉用具の購入や住宅改修、居宅介護サービス計画作成などに係る給付費となります。

一番下の段、項2 介護予防サービス等諸費は、要支援1、要支援2の認定を受けた方に対する給付費となります。

230ページ、231ページをお願いいたします。

2段目、項3 その他諸費は、介護報酬の審査支払いに係る手数料として64万円を計上いたしました。

項4 高額介護サービス等費につきましては、利用者負担の上限額を超えた場合に支給するものとなります。

項5 高額医療合算介護サービス等費につきましては、医療費と介護給付費の自己負担額の合算が年間の限度額を超えた場合に支給されるものとなります。

項6 特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得の方が施設に入所した場合の食費と居住費の自己負担を軽減するために支給されるものでございます。

一番下の段、款3 地域支援事業費でございますが、保険給付費と同様に第9期介護保険事業計画で推計した数値に基づき予算計上いたしました。

項1 介護予防・日常生活支援サービス事業費につきましては、1,007万5,000円、こちらは要支援者等に係る訪問型サービス、通所型サービスの経費、それに加えてケアプラン作成経費、短期集中予防サービス等の経費となります。

232、233ページをお開きください。

中段です。

項2 一般介護予防費につきましては、317万3,000円で、こちらは脳トレ教室や転倒予防教室であるいきいき塾などによる介護予防の普及啓発のほか、地域における介護予防の取組を強化するため、リハビリ専門職を派遣するための経費となります。

一番下から次のページにかけてとなります。

項3 包括的支援事業・任意事業は、合計で2,766万7,000円で、地域包括支援センター職員の人件費のほか、成年後見人制度の利用者支援などに係る経費、地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターの報酬及び手当、認知症初期集中支援チームの医師等の経費となります。

2段目、項4 その他諸費につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の審査支払いに係る手数料として2万7,000円を計上いたしました。

次に、款4 基金積立金でございますが、介護給付費準備基金への積立金として1,000円を、次に236、237ページをお開きください。

款5 予備費につきましては、前年度と同額の10万円を計上させていただきました。

款6 諸支出金につきましては、過年度保険料の還付金及び保険給付費や地域支援事業費に係る国県支出金等の法定負担金の精算に伴う返還金として50万3,000円を計上いたしました。

以上で令和8年度大多喜町介護保険特別会計予算案の説明を終わりにさせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） ご苦労さまでした。

これで議案第25号 令和8年度大多喜町介護保険特別会計予算の説明を終わります。

以上で一括議題とした議案第21号から議案第25号までの令和8年度大多喜町一般会計予算、各特別会計予算の提案説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（渡辺善男君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

なお、既に通知したとおり、新年度予算案の細部説明及び議案調査のため、来週3月10日

及び11日の午前9時から合同での常任委員会協議会がこの場所で開催されますので、よろしくをお願いします。

3月10日は総務文教常任委員会が所管する事務について、また3月11日は福祉経済常任委員会が所管する事務となります。

また、最終日である3月17日は午前10時から本会議を開きますので、ご参集願います。

これをもちまして本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会とします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 2時35分)

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 3 号)

令和8年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

令和8年3月17日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	吉野一男君	2番	森久君
3番	渡辺八寿雄君	4番	末吉昭男君
5番	志関希久夫君	6番	麻生勇君
7番	渡邊泰宣君	8番	山口定夫君
9番	及川はるな君	10番	久保初江君
11番	加々美昌美君	12番	渡辺善男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	麻生克美君	企画課長	米本敏克君
財政課長	市原芳則君	税務住民課長	本村武士君
健康福祉課長	長野国裕君	建設課長	森芳博君
農林課長	小高一哉君	商工観光課長	渡邊陽二君
生活環境課長	磯野淳一君	会計室長	須藤明実君
教育課長	浅野健二君	生涯学習課長	渡鍋佳晋君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木島丈佳	書記	佐藤さおり
書記	市原和男		

議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第 2 1 号 令和 8 年度大多喜町一般会計予算（質疑～採決）
- 日程第 2 議案第 2 2 号 令和 8 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 3 議案第 2 3 号 令和 8 年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 4 議案第 2 4 号 令和 8 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 5 議案第 2 5 号 令和 8 年度大多喜町介護保険特別会計予算（質疑～採決）

◎開議の宣告

○議長（渡辺善男君） おはようございます。

町長及び執行部職員の皆様、また滝口代表監査委員におかれましては、ご出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。

本日は審議期間の最終日となりますが、よろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎行政報告

○議長（渡辺善男君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） 皆さん、おはようございます。

それでは、行政報告を行わせていただきます。

令和8年第1回議会定例会3月会議の最終日に当たりまして、一言ご挨拶申し上げさせていただきますと思います。

本日は、議長はじめ議員の皆様方には、年度末の大変お忙しい中をご出席賜り、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、3月会議初日以降のもので、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承賜りたいと思います。

さて、本日の会議は、令和8年度当初予算に係る質疑と採決などとなっておりますが、一般の議会初日で予算編成方針を説明させていただき、先週の常任委員会協議会において、関係各課から各種事業の説明をさせていただいたところでございます。

令和8年度一般会計予算は、第4次総合計画前期基本計画及び第3期総合戦略の計画の初年度であり、計画に位置づけた各事業を着実に推進するための予算となっております。

また、介護保険特別会計予算は、第9期介護保険事業計画の最終年度でございます。そして、計画に基づいた予算とするなど、特別会計におきましても、目的に沿った予算とさせていただきます。

議員各位におかれましては、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきますと思います。

どうぞ本日はよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渡辺善男君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（渡辺善男君） 次に、諸般の報告であります。3月4日以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願ひたいと思います。

なお、このうち3月16日に第1回国保国吉病院組合議会定例会が開催されました。

この件につきまして、11番加々美昌美君から報告願ひます。

11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） 皆様、おはようございます。

昨日、令和8年度国保国吉病院組合議会第1回定例会がございました。お時間は午前10時から開催しております。出席議員でございますが、渡邊泰宣議員、末吉昭男議員と私加々美が出席させていただきました。

大変全国的に病院経営が厳しい状況でございます。特にいすみ医療センターは、コロナ禍においては患者さんを受け入れ、多くの命を守ってまいりました。地域の命を守る病院でございます。存続させていかなければならないと考えております。

お手元に資料が配られておると思いますが、第1号議案から第5号議案まで、このとおりで全員一致で可決いたしております。

そして、議案第6号予算に関しては、赤字でございますので若干の質問がございましたけれども、企業努力としていろいろな手を打ってまいり、医師不足が最も大きな課題になっております。そして、物価高の高騰による機材の購入とかによってお金がかかっているという説明もございました。ですが、全員一致でこちらも可決いたしております。

そして、議案第7号なんです。病院長の任命ということで、今まで伴院長が院長をされておりましたが、来年度から柴田貴久副院長が院長として任命されることになっております。

私からは以上の報告でございます。

○議長（渡辺善男君） ご苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（渡辺善男君） これより日程に入ります。

本日の会議は、既に配付いたしました議事日程（第3号）により進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第1、議案第21号から日程第5、議案第25号までの令和8年度大多喜町一般会計予算、各特別会計予算については、既に一括議題として提案理由の説明が終わっております。

3月4日の会議に引き続き、これより各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

議員各位には、既にご承知のとおり、事前に配付されている予算に係る予算説明資料などは予算審議を円滑に進めるための参考資料ですので、質疑に当たっては、令和8年度の各歳入歳出予算書から質疑され、質疑の際は予算書のページを必ず示していただくとともに、議題外にわたり、また、その範囲を超えることのないようご留意願います。

また、質疑については、過日の新年度予算に係る合同による常任委員会協議会で詳細な質疑、説明はされておりますので、協議会で受けた説明を再度聞いたり、協議会のときと同じ質問や軽微な質問をすることのないよう、また1回の質問で複数に及ぶことがないよう、簡明に質疑されるようお願いいたします。

それでは、これから質疑に入ります。

議案第21号 令和8年度大多喜町一般会計予算の質疑を行います。

歳入については全般としますが、歳出の款の質疑に応じた歳出事業の充当財源に係るものとします。また、歳出については款ごとに行います。

初めに、歳入及び歳出のうち、款1議会費、款2総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） 歳入から款2までということですね。その中で一つ質問させていただきたいと思いますが、ページで55ページです。款2の総務費、項2徴税费、目1税務総務費の中に、パソコンの使用料が約6,000万円ほど予算計上されております。

この中で、今現在職員の皆さんが使用されている事務用のパソコン、先日操作をする機会がありましたのでちょっと中を確認いたしましたところ、使用されているOS、オペレーティングシステムですけれども、これがウインドウズ10のプロというものを使用されておりました。昨年の10月14日をもってウインドウズ10のサポート期間というものがメーカーのほう

で終了しております。それから大分時がたっておりますけれども、いまだにウインドウズ10を使用しているということ、その対応についてをお聞きをしたいと思ひますし、行政データとして、多くの住民の個人情報を含む重大な個人情報はその中には含まれるんだらうなど。当然パソコンの中には入っているとは思ひませんが、そういった大変重要なデータを外部からの攻撃、サイバー攻撃なんて言ひますが、そういったものから保護をされているのか。また、保護するということは、やっぱり最重要課題だと思ひますので、そちらの対応についてお聞きをしたいと思ひます。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、予算書55ページ、電子計算機の借上料という形でご質問いただいたというところでお答えさせていただきます。

職員が使用します事務用パソコンのOSの更新につきましてでございますが、令和8年度における更新は見送ることとさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、ウインドウズ10のメーカー標準サポートは、令和7年10月14日をもって終了しているところでございます。しかしながら、本町で導入しているOSにつきましては、企業向けのウインドウズ10プロでございます。マイクロソフト社が提供する拡張セキュリティ更新プログラムを活用することで、引き続き最新のセキュリティ更新を受け取れる状態を維持できることとなっているところでございます。

心配されるセキュリティのリスクでございますが、本町の事務用ネットワークはインターネットから物理的に切り離されたL G W A N環境で運用しておりまして、外部からの直接的なサイバー攻撃を受ける構造にございません。その上で予期せぬウイルスの侵入を防ぐため、次の2つの対策を徹底してございます。

1つ目といたしましては、外部デバイスの制限ということで、許可された特定のU S Bメモリなど以外ではパソコンが一切認識しない制御を常時行っているところでございます。

2つ目といたしまして、データの無害化処理ということで、インターネット環境からデータを取り込む際は、マクロの除去等無害化処理を経たから庁内環境へ転送する仕組みを運用し、安全性を確保してございます。

こうした強固な情報セキュリティ環境を構築していることから、現時点で直ちに重大なリスクが生じる状況にはございません。

また、令和8年度に更新を見送る最大の理由といたしましては、業務で使用している多様な専門ソフトが新しいOS上で正常に動作するかどうか影響範囲が不明確でございます。

その検証を最優先に考える必要がございます。OSの更新を優先した結果、住民サービスに直結する基幹システムや情報系システム等に不具合が生じ、事務が停滞することは避けなければなりません。

このようなことから、来年度は各システムの動作検証を慎重に進めながら、システムの安定稼働を十分に確認した上で、次年度以降の計画的な更新に向けて準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） 丁寧な回答いただきまして、ありがとうございます。

プロですから、そういったサポート期間が延長されているんだよということだと思いますけれども、その期間前に現在使用しているシステムの作動確認を行う。これは町独自でやるものなのか、または共有システムであれば、そういった供給元が行うべきものだと考えますけれども、いずれにしろサポート期間が終わる前に対応を取っていくということだと解釈いたしますので。

また、説明にありましたパソコンのアクセスについて、レベル2の認証を行っているのかなと思うんですけども、特定の機械に特定のユーザーとパスワードがなければ侵入である、そこにネットワークに入れないという、これMACアドレス使ってやっていますけれども、USBメモリなんかも、シリアルナンバーを登録しないと接続はできないと、そういったものだと思っております。

セキュリティー上は、国なんかも同じものを使っていますけれども、守られているんだろうなと解釈いたします。滞りなく、そういった作業が進められますようお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ページ17ページでございます。

下の段から2番目、特定住宅使用料についてお伺いいたします。

この特定住宅新丁団地は、以前説明がございましたが築が38年になっておりまして、建物が建ってから63年が経過しておりますが、しかしこの建物、昭和30年に千葉県職員住宅とし

て建設された住宅でございます。それを含まますと71年ぐらいたっているような建物の認識でよろしいのかと。

あと、この構造が木造2階建てで、旧耐震と旧耐火構造になっております。旧耐火構造にしても、耐震構造にしても耐用年数が30年となっております。大幅に耐用年数は経過しております。この住宅に今お住まいの方、4名ほどいらっしゃると思いますが、高齢者が多分単身で入居されているのかなと思います。

今後、ここを埋めていくつもりがあるのか、この高齢者の方たちの今後の生活とか、地震が起きた場合とか、どのように町として考えているのかお伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 建設課からお答えいたします。

ご質問の住宅につきましては、昭和38年に建築されたものでございます。それ以降、町営住宅として管理を行っております。

今ご質問があったように、当該住宅につきましては耐震診断を実施はしております。その診断結果では、指標値とする値を十分に満たしているとの結果が出ておりますので、一応建築物の安全性は確保されているのではないかというふうに考えます。

しかしながら、全8室のうち4室につきましては、床材などの老朽化が進行しており、修繕には多額の費用を要しますことから、費用対効果を勘案し、現時点では改修を見合わせている状況でございます。また、建て替え等につきましても、町の財政状況などを踏まえすと、直ちに実施することは大変難しい状況であると考えます。

一方で、住み替え等につきましては、入居者の方々の生活環境が大きく変わることでありますので、慎重に判断していく必要があると考えております。その上で、現在入居中の方々には、この先住宅の補修などが必要になった場合には、他の住宅への住み替え等も含め、丁寧にご相談をしていきたいなと思っております。

施設のほうの安全性につきましては、町職員が毎月納付書を持参する際に目視になりますが、外壁等のひび割れや剝離等を確認し、異常がありましたらすぐ対応するような手配には整っております。

いずれにしましても、必要に応じて財政状況を踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） 旧耐震は震度5強ぐらいには耐えられるという構造になっていると思うんですが、近年発生しております地震は、例えば東日本大震災は震度6から強の地震が発生しております。

この地震におきまして、本震よりも余震が複数回発生しております。その住宅に、周りに東日本大震災で被害に遭われた方に、報道とかニュースでお伺いしたところ、本震では何とか持ちこたえたと。余震が続いて、それで倒壊してしまったという事例が多々ございます。この宮城、福島県で起きた地震で、最大震度6強が2回、5強が6回、5弱が23回、4が135回、200回近い余震が続いております。

この建物、本当に経過が63年という経過でございます。そろそろ建て替えの時期ではないかと考えております。今予算的に厳しいということでございましたけれども、建て替えには国の制度があるのではないかと思うんです。公営住宅整備事業というのがあると思うんですけれども、こちらを検討する予定はございますでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） いずれにしても、入居者の皆様の安全・安心に関わる重要な問題でございますので、財政状況等もありますが、その辺を見据えながら、入居者の方々のご意見も踏まえながら、今後適切に対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） 町営住宅、この特定団地だけではなくて、周りにある町営住宅、おひとり住まいの高齢者の方が結構お住まいでございます。その方たちが、大変ありがたいですよね、この安いお家賃で住まわせていただいてということで、皆さん感謝をしております。

ですけれども、独りでほぼ町営住宅というのは間取りが広いです。3DKだったりとかします。高齢者の方が2階へ上がる。幾ら手すりがついていても、足の不自由な方が2階へ上がるというのは大変不便を感じております。そして、その方が各町営に点在していることから、私は、麻生議員も申し上げていましたけれども、シニア住宅として建て替えるという手もあるのではないかと思っております。そうすると、行政も目が届く、そんな広い階数、2階とかは要らないのではないのかというふうに考えております。

今後地震が起きて、これから南海トラフ沖地震とかも発生するという報道が出ております。

そこの不安から住民を何とか救わなければいけないということで、今後この住宅は何年ぐらい使用を続けていくのか。地震が起きて倒壊するまで使用を続けていくのか。どこの段階まで使用を続けていくのか、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） いつまでというお答えに対しては、いつまでとは言いきれませんが、今施設を管理している以上は、やっぱり入居者の安全・安心が第一でございますので、その辺を重視しながら、今後もし入居者様のご意見とか、そういったものも聞く機会があれば、聞きながら施設管理のほうを努めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

歳入及び款1 議会費、款2 総務費の質疑を終わります。

次に、款3 民生費、款4 衛生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番末吉昭男君。

○4 番（末吉昭男君） それでは、67ページの一番下にあります社会を明るくする運動事業、67ページの一番下から次ページにかけてになりますが、金額的には非常に23万8,000円ということで低い金額であるんですけども、逆にこのくらいの金額で、これは何かできるのかなというのがいまいち不安が残るんですけども、この事業についてご説明いただければなと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 健康福祉課からお答えさせていただきます。

社会を明るくする運動とは、法務省が中心となって行っている全国的な運動で、犯罪や非行のない、みんなが安全で安心して暮らせる明るい地域社会をつくろうという取組になります。

具体的には、2つの大きな目的がございます。

1つ目として、犯罪や非行を未然に防ぐこと。そして2つ目、罪を犯してしまった人や非行に走ってしまった少年たちの立ち直りを地域の人みんなで理解し、支えることとなっております。

具体的な活動としては、毎年7月を強化月間として全国各地で集中的に様々な活動が行われています。

地域によって活動内容は様々ですが、大多喜町では、1つ目として、街頭での啓発活動、商業施設などでチラシやグッズを配り、運動への理解を呼びかけています。

そして2つ目、小中学生の作文コンテストです。子供たちに日常の生活の中で感じた思いやりや非行防止について作文を書いてもらい、考えるきっかけをつくっているところです。

3つ目として、講演会やイベントの開催。地域の住民が集まり、犯罪や更生支援について学ぶ機会をつくります。

この3つ目の講演会について、こちらが今回の社会を明るくする運動、夷隅地区大会として2市2町が輪番で開催して、令和8年度は大多喜町を会場として行われます。この中でアトラクションとして、社会を明るくする運動、作文コンテストの受賞者による作文の朗読や、千葉県立大多喜高等学校吹奏楽部による演奏を行っていただく予定となっております。

以上のことから、それほど高額な予算が必要ではないということになります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

4番末吉昭男君。

○4番（末吉昭男君） ありがとうございます。

講演会とか授賞式と違ってあるんですけども、そういうところに参加される方は、一般の方がどなたでも参加できるということなんですか。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 関係する団体にある程度の参加依頼はしておりますけれども、一般の方でももちろん参加いただくことも可能でございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

2番森久君。

○2番（森久君） 71ページの下段、介護人材確保対策補助金50万円についてです。

大多喜町は、この50万円で介護人材の不足を、どのような方法で克服しようとしているのでしょうか。もし、人数充足の具体的な見込み数があるようでしたらお教えくださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 介護人材不足が深刻な課題であるとのこと指摘はまさにそのとおりで、町としても重く受け止めているところでございます。

人員充足の具体的な見込み値については、現時点において、本事業により何名の介護人材を確保できるかという具体的な見込み値は持ち合わせてございません。

介護人材の確保は、各事業所の経営方針や個人の就労意欲にも大きく左右されるものであり、町単独の施策のみで充足数を見通すことは困難な状況でございます。また、介護人材不足は本町に限らず、千葉県内はもとより全国的に共通する課題となっており、即座に解消できる状況ではないことも事実でございます。昨日、たまたま県の高齢者保健福祉計画会議において、介護の係長出席したところ、やはりその中の会議の中でも、非常に介護人材不足、これに集中するという議論が取り交わされたようでございます。

その中でやはり県の側の回答としても、すぐに特効薬はない。今後も継続して考えていかなければいけない課題だということでもございました。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ページ75ページになります。保育園管理運営事業の12番の委託料のところで、保育園留学導入業務委託料というのがありますけれども、こちらは利用者の負担というのはあるのでしょうか。教えてください。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） ただいまのご質問に教育課からお答えいたします。

本委託料につきましては、地域力創造アドバイザーへの業務委託料として支出するものでありまして、利用者からの負担金は含んでおりません。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ページ数69ページでございます。真ん中の段です。高齢者在宅生活支援事業の外出支援サービス委託料と福祉タクシー利用助成金についてお伺いいたします。

こちらそれぞれ異なることなんですけれども、一くくりに言うと外出支援をするというサービスだと思うんですね。外出支援サービスは、高齢者を対象にタクシーによる町内の病院や金融機関、買物等の送迎を年96回行います。利用者負担は、タクシー料金の2割の額とい

うことになっております。そして福祉タクシー事業のほうは、60歳以上の高齢者世帯が買物などでタクシーを利用する場合、1回の利用につき800円を助成し、タクシー券は1年に24回分を助成するとあります。

このタクシー利用のサービスなんですけど、こちらなぜ町内といすみ医療センターに、いすみ医療センターは分かります。大多喜町が出資しているからだと思うんですが、この範囲がなぜ町内なのか、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 町内に限定しているというのは、やはり町内の、例えば買物であれば町内を利用していただきたいということでありまして、病院についても町内の医療機関。あと国吉病院、いすみ医療センターについては公営の病院となりますので、そちらを利用していただきたいということでございます。

この利用の料金が一律というか、2割の負担ということになりますので、どこまでも制限なく利用できるということになると、かなりの高額となるということになりますので、やはり町内というふうに絞っているものと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） すみません。先ほどの75ページの保育園留学制度の話に戻らせていただくんだけれども、その保育園留学制度は、アドバイザーさんを活用していく事業ということで、今後PRとかはどのようにしていくのか。また、業務の内容はどんな形でやっていくのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） まずPRにつきましては、地域力創造アドバイザーと連携しまして、他の自治体の先行事例などを参考にしながら、本町に合った効果的な情報発信を行っていきたいと考えております。

それと、業務内容につきましては、外部の専門家である地域力創造アドバイザーの知見をお借りしまして、本町における保育園留学の仕組みづくりや効果的なPR戦略の立案などを願います。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） ページは75ページであります。保育園管理運営事業についてお伺いいたします。

大多喜町では、現在保育園で医療的ケア児を受け入れております。医療的ケア児は、医療的ケア児支援法によりまして、当該児童、そしてケアの内容、地域で安心して生活できるように子供と家族が守られております。非常に大事な、そしてご家族にすれば本当にありがたい施策であると考えております。

予算計上されているこの報酬4,719万6,000円ほど計上されておりますけれども、この報酬の中にも看護師職を雇用する経費も含まれております。また一方、歳入につきましては、25ページになりますけれども、衛生費県補助金において、千葉県医療的ケア児等総合支援事業補助金として4万8,000円ほど計上されているところであります。

そこでお伺いしたいことは、医療的ケア児受入れに際して、ご家族に特別な負担があるのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） ただいまのご質問に教育課からお答えいたします。

通常の保育料等以外の特別な費用負担の発生はいたしません。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） ありがとうございます。特別な負担がないということで安堵しております。

また、この制度はちょっと違うんですけれども、千葉県では特別支援学校に通学する医療的ケア児のご家庭に対しては、通学でありますけれども、福祉タクシー券などを交付することを今検討しているということでもありますけれども、町では、この通園に対する支援、どのように考えておられるのか。また、このお子さんたちは、どのような方法で通園されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） 医療的ケア児の送迎につきましては、まず園児の送迎につきましては、他の園児と同様に各家庭での対応を基本と考えておりますため、現在のところタクシー代等を補助する制度を創設する予定はございません。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） すみません。3点目になってしまいましたけれども、この医療的ケア児のお子様たちが使っている器具、詳しいことは分かりませんが、吸たん用の器具でありますとか、胃ろうビクとか、そういったことも考えられるわけでありまして、こういう器具を装着されているお子様に対するご家庭に対して、この保育園管理運営事業の中で、そういう器具の購入とかについては反映されているのかどうか、この点について伺いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） この保育園管理運営事業の中につきましては、医療的ケア児が保育園で過ごすために必要となる器具につきましては補助の対象となっております。

具体的には、予算書の21ページ、節の区分で、3番の保育対策総合支援事業費補助金、こちらを充てて対応する予定でございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） すみません、先ほどの続きなんですけれども、69ページで外出支援サービスなんですけれども、そもそもこちらのサービス知らなくて利用できないという方もおります。そして高齢化が進んで、車自体をなかなか手放せないという方もいらっしゃいます。それは不便だからですね。車をなくすと不便だから手放せなくて、自分は高齢だと分かっているながらも車を運転し続けている方。

先ほども町内に限った理由。お買物、例えば食料品の買物というのは分かります。大体町内で食料品に関しては、買物を済ませることができると思います。また、食料品に関しましては、宅配だとか、お隣の方に頼むとか、まとめ買いをするとか、たくさんの方がございすけれども、医療に関しては誰かに頼むとかいうのはできないと思います。そして、例えば自分が高齢になる前に通院していた病院がどなたもございす。高齢になったからといって変えることはなかなかできないです。ずっと同じ先生に、自分の体のことをよく知っていただいている先生に見ていただきたい、見続けていきたいというのは、これ人間として絶対あると思います。

それで、高齢化がやはり進んでいく中、運行範囲とか、そういうものの改善をそろそろ検討すべきではないかというふうに私は思っております。例えば、会所にお住まいの方が塩田病院へ行くのに、大体ですけれども20キロです。そして、その会所からいすみ医療センターに行くのも20キロです。ですけれども、その方は会所にいて、塩田病院に行きたいけれどもタクシー券も使えないしということで町内に限られているという、こういう提案もございませぬ。

そのこのところ、今後やっぱり改善すべき、検討すべきではないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 確かにかかりつけの病院の考え方というのは議員おっしゃるとおりな部分もございませぬけれども、ただいすみ医療センターにおいても、その辺の診療科についての対応は可能だと思ひます。紹介状を書いていただくということも可能だと思ひますので、その辺で対応いただくことも一つの方法かなというふうに考えております。

また、この外出支援タクシー、ご存じかもしれませんけれども、全国的に見ても非常に手厚いサービスでございませぬ。このようなサービスを実施している自治体、ほかにはないのではないかなというふうに考えております。一律で、2割負担で乗車できるタクシーというのはほとんどございませぬ。あっても5割負担、しかも上限が2,000円とか、その辺で上限が打ち切られてしまうサービスというのはありますけれども、この大多喜町の外出支援タクシー、非常に充実しているサービスなので、この辺でご理解いただければなと考えております。以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） そうなんです。本町の支援、このサービス、大変手厚いサービスだと思ひております。

ただ、これから高齢化が進んでいきます。高齢者も増えていきます。もうちょっと柔軟に、やはりかかりつけの病院、何とか検討でもしていただけたらよろしいのかなと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） かかりつけ、際限なく都内にかかっている方もいらっしゃると思ひますので、その辺かなりいろいろ問題もあろうかと思ひますので、考えていく方向

というのも必要かと思えますけれども、やはり町内といすみ医療センターに限るというのは、なかなか今のところ変えづらいのかなというふうに考えております。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

6番麻生勇君。

○6番（麻生 勇君） ページ71ページの結婚支援のための拠点づくり事業というのが予算10万ありますけれども、その中で負担金・交付金が10万なんですけれども、現在、結婚支援事業補助金は少子化問題と絡めて、今現在、町としては結婚しない人が大勢いると思います。自分の住んでいる周りにも見受けられますが、人口減少問題を考えても何とかしなければいけない問題だと私は思います。

今実行しているこの支援事業ですが、あまり実を結んでいないような感じなんですけれども、これは、町としては関連する課がほかに、今生涯学習課なんですけれども、ほかの課にもまたがっていると思います。これは、どこか一本センターを決めて、今またがっている人は、そのセンターに対して支援するという格好でまとめられないものかどうか伺います。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） 麻生議員の質問に生涯学習課からお答えいたします。

このページ71ページの結婚支援のための拠点づくり事業といいますのは、議員さんもおっしゃるとおり生涯学習課の一つの事業なんですけど、この事業名は、結婚支援のための拠点づくりとありますが、内容は若者の交流関係人口を促進することにあります。

少子化の要因の一つに未婚者数の増加があるため、若い世代の出会いの機会を創出し、趣味や関心につながる誰でも気軽に参加しやすい仲間づくり交流の場となるイベントを開催する事業となっております。その流れの延長で、将来的に結婚や定住につながることを目指しております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

6番麻生勇君。

○6番（麻生 勇君） それはもう承知していて、関係課で一本化できないものかという、そっちがメインですから、そっちの返事をお願いします。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 町の結婚支援に関して、窓口を一本化ということなんですけど、生涯学習課長のほうもお話しして、議員さんも重々承知ということではあるんですけど、事業の

タイトルはあるにせよ、ここはいきなり結婚しようよというところの事業ではなく、本当に若者の交流の場づくりを大きな目的としているところでありますので、我々企画課のほうでやっているのは、あくまでも結婚を前提としたお見合いであつたりとか、やはりちょっと趣向が、ちょっと目的とするところが違う事業とはなりますので、それぞれの目的の中で事業のほうは進めていきたいということで、一本化という形ではちょっとここは難しいかなと思っています。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

款3民生費、款4衛生費の質疑を終わります。

次に、款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番及川はるな君。

○9番（及川はるな君） ページ数91から93にかけての農業振興事業の93ページに書かれている農業次世代人材投資資金についてお伺いいたします。

こちら930万円は全額補助金から出ているものになるんですけども、この人材投資資金の制度としては、支援は年間最大150万円で、ただ自治体との相談によっては900万から990万円の支援を受けられる可能性があるという資金だと思うんですけども、今回計上されている930万円は、1人に対する額なのか、人数が何名かいるのかということと、その方々は具体的にどのようなことを行うのか、お聞かせください。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） それでは、農林課のほうからお答えさせていただきます。

まず質問の内容なんですけれども、1点は、この新年度の930万円の内容ということと、あとどのようなことを行うのか、任せているのか。もう一つは、及川議員が言っている900万から990万円の支援を受けられるというふうな、それについての可能性について、この3点について、こちらのほうでお答えさせていただきます。

初めに、次世代人材投資資金の令和8年度の交付対象数は、継続して交付を受けるものが稲作、畑、施設園芸の1件ずつで3件になります。そのうち、1件は夫婦型というものになっており、加えて8年度に新規があるではなかろうかということで3件を見込み、合計6件

を想定しております。

交付額につきましては、交付が確定した年度や個別の要件により異なりますが、基本はおおむね1年間150万円程度となっております。また、夫婦で共同経営として要件を満たす夫婦型の場合は、交付額に1.5を乗じた額を交付する取扱いとなっております。

続きまして、次に、具体的にどのようなことを行うのか、任せているのかについてですが、本制度は、就農直後の生活、経営の安定を下支えする趣旨のもので、対象者には青年等就農計画に基づき、営農計画どおりに経営を立ち上げ、定着することが求められております。

町としては、申請段階で計画内容や要件を確認しまして、交付後も状況確認等を行いながら関係機関と連携して適正な執行に努めております。

最後に、国の支援で900万円から990万円程度受けられる可能性ということなんですけれども、農業次世代投資資金に加えまして、農林水産省の新規就農対策の中にある経営発展支援事業、これは機械、施設等の導入支援を行うものなんですけれども、この別メニューを組み合わせた場合の総額として、大体900万から990万円を交付金を受けられることの可能性があります。

しかしながら、これらは誰でも自動的に2つの交付金を受けられるものではなく、それぞれに事業目的、要件、審査があり、設備投資については、年間、計画の妥当性、自己負担や資金調達、導入後の経営の見通し等も含めて整理が必要となることから、新規就農者にはハードルが大きいため、本町においては、2つの交付金を同時に受けている事案は現在ございません。

以上となります。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

6番麻生勇君。

○6番（麻生 勇君） 105ページの観光施設整備事業です。工事請負費が8,300万、107ページにかけてなんですけど、駐車場整備工事7,788万という予算が計上されておりますが、この件ですけれども、昨年の事業場所の完成された経過説明で現地案内していただきました。

そのときに、そこの土が弓木から会所へ行く道の補修、埋立てか何かに使われたという話聞いています。その予定地ですね、駐車場にしようとする予定地なんですけど、今現在、残っている山が、見ている人は分かると思いますけれども、もったいない高さで残っております。それ何かというと、のりがすごく、あれだけ高いとのりがないと崩れちゃいますので、そのおかげで駐車場が狭くなっています。もっと下げれば、下げれば高さ、高さを下げれば

ばのりが少なくなって駐車場も広がって、景観にも、災害にも強いところになるのかなと、私は思っています。

現在、その計画はどのようにになっているのか伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 麻生議員のご質問につきまして、商工観光課からお答えさせていただきます。

議員がおっしゃる整備箇所につきましては、小沢又の集落から粟又に向かう字界付近の場所でございます。

当初は、そこが山で、その土を隣接する県道の道路改良に使用する予定でございましたけれども、土質が悪く使用できないため、先ほどおっしゃってました会所弓木線のほうに盛土として使用するために搬出した経緯がございます。

その必要量を搬出した結果、現在の地形になりまして、この地形による駐車場の整備を行うということとなっております。整備箇所の、県道から見て西側の壁のことだと思うんですけども、ここがいわゆる残地でございますけれども、整備に当たり土質の改良がどうしても必要となりまして、事業費が今のところ7,780万という高額になっておりますので、この残地を撤去した場合に、さらにその事業費がかかるということで、現在のところ、撤去のほうは行う予定はございません。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

6番麻生勇君。

（「私何回ですか。質問」「2回目」の声あり）

○6番（麻生 勇君） じゃ1回やらせてください。

今のことなんですけれども、残地というか、山が、今現在だったら取れると思います。やる気になれば。やる気ないからできないという話ししているんだろうけれども、できればあそこは本気でやる気になったほうがいいかなと思いますけれども、どうですかね。お願いします。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 確かに議員がおっしゃるとおり、あそこの壁を崩せば、景観もよくなりますし、もう少し駐車場面積も有効に広く使えるとは思いますが、先ほど申し上げたとおり、本当に概算なんですけれども、残土の壁を崩した場合に、やはり

3,000万ほどかかるということですので、そこをそういった事業費がかさむということではなかなか難しいということで、今のところ予定はないということでご理解いただければと思います。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

4番末吉昭男君。

○4番（末吉昭男君） ただいまの麻生議員の関連なんですけど、今3,000万ほどかかるという、山を下げるのに。今やれば3,000万でできるんじゃないかと、そういう考えも成り立つのではないかと。結局、これを仕上げてから、またさらに今後やろうという考えになった場合に、3,000万ではできず、2倍、3倍の費用が当然かかってくるんじゃないかなというふうに思いますが、今が決断の時期で、今決断しないとさらに大きな負担をしなくてはいけないんじゃないかなという気にもなりますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 現在の計画では、今の現況に基づいて、駐車場を、費用対効果十分発揮できるように、有効にレイアウトであったり、その辺は考えていきたいと思しますので、また今やればということですが、財政状況も鑑みて、その辺はご理解いただければと思います。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） ページ110、道路維持管理費、これが昨年度の予算から思うと約3,800万ぐらい減額になっておりますが、その原因を伺いたいです。

また、私もここについては、町道の損傷箇所が激しいところが多くなってきておりますので、その辺のことを踏まえて伺いたいです。また、過去にも町道の不具合のところ、バイクが段差ができたところによって転倒して損害賠償が発生したというようなところも聞いておりますが、その辺で、事前にそういうことを早めに補修したほうが、そういう事故につながりにくいかなというふうに思います。

また、町道も舗装の面を見るとかなり傷んでいるところも多々見受けられるような感じを受けますので、そうした関係で、もう少し予算計上ができれば、また事前に。費用も少なく済むようなところもあると思いますので、その辺のところを踏まえながら質問させていただ

きたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 建設課からお答えいたします。

町道維持管理事業が減額となった要因につきましては、令和7年度にはトンネル修繕設計業務を計上しておりましたが、令和8年度は、点検や修繕設計業務など計画されていないためであり、渡邊議員がご心配されております日常の維持管理費を削減したものではありません。

道路補修につきましては、各区から多くの要望をいただいております、町としては緊急性の高い箇所から順次対応しております。

日常管理のための道路補修用材料の予算についても、令和7年度と同額を計上しており、引き続き予算の範囲内で計画的に対応してまいりたいと考えております。

また、交通量の多い路線での大規模な補修や改良工事等の対応につきましては、業者への工事発注も必要になるとは思いますが、町の財政状況も十分考慮する必要がございますので、優先順位を見極めながら計画的に進め、道路の維持管理に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） やはりいろんな優先順位とか、そういうのを多々聞いているんですが、執行部のほうと我々の優先というのはなかなか食い違いがあると思うんですね。ですから、見方によっては、さっき言った予防災害というか、そういうものを含めて検討をしていただきたいと思っておりますので、その辺を踏まえてよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 今、位置のほうは、地元からの要望の内容を優先順位をつけております。ただそれで計画をしておりますけれども、緊急な通報とかがあった場合は、その重要度等を確認しながら、必要であればそちらを優先して対応しております。なので、もしお気づきな点等ございましたら、通報等いただければ、必ず現地を確認した上で、しかるべく対応していきたいなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 質疑の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

次は、11時15分から再開します。

(午前 11時04分)

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時15分)

○議長（渡辺善男君） 款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を続けます。

ほかに質疑ありませんか。

4番末吉昭男君。

○4番（末吉昭男君） 度々申し訳ございませんが、先ほどの107ページの駐車場整備工事の関係なんです、ちょっと3回目で最後のお願いになるんですが、誠に申し訳ございませんが、養老溪谷の観光客ですが、最近若干減っている方向にあるのか、大型バスが減っているのか分かりませんが、当初養老溪谷駐車場を整備するときに、多分観光バスの行き場がないということで駐車場整備工事始めた経緯があるかなと思います。

それで、なぜ観光バスが減ってきているかというのが、バス協会の中で、運転士同士の中で、養老溪谷に行くとバスの止める場所がないということで運転士は行きたくない。添乗員も行きたくない、ガイドも行きたくない。バス関係の人は、みんなもうあそこ行くと大変だよ、渋滞で止める場所がないよ、どうにもならないよという状態がある程度うわさで広がっていったような話もちょっとお聞きしております。

その関係で、駐車場を何とかしなくちゃいけないなという中でやっていって、今の状況にあるということで、バスの関係者の中で、非常に苦しい中で、これがさらに駐車場ができることになれば、バスの関係の、できることになれば、また大型バスの人たちも多分増えてくるんじゃないかなという、観光客の増加にもつながるんじゃないかなという気はします。

そういう意味において、できるだけ観光バスの駐車場を広く取る意味において、先ほど麻生議員が質問したように、山を削っていただいて、できるだけ面積を広く取っていただいて、多くの台数を止められるような形で駐車場を整備していただけるとありがたいかなというふうに思いますが、その辺ちょっと町長の見解をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 町長。

○町長（平林昇君） ただいまのご質問について、お答えさせていただきたいと思っております。

当初、バス会社さんの意向を深く聞いたわけではありませんが、昨今のトレンドとして、

なかなか大型バスでの観光客が減っているということで、養老溪谷の観光客が減っているわけではないと思いますけれども、そういうこともありまして、大型バスよりもかえって個人が増えているということが一つあった。

それで、あそこで大体1時間程度の駐車であれば、6台から7台程度、あそこに止まることができれば何とかなるだろうという想定が一つあった。あそこはちょうど7台ぐらいちゃんと止められると思いますけれども、そういうことでの面積も一つ考えてのことであるのが一つ。

それからあともう一つは、今まで個人のお宅として、かなり以前に町ともコラボレーションでできた葛藤の駐車場、約3,000平米ぐらいでしょうかね。あそこがこのたび復活できそうな話になってきております。ちょうど向山トンネルの手前の左方ですかね。あそこに大型も十分止められるというような想定もありますので、その2か所でうまく何とか導きできれば、大型・小型を入れながら、うまく今後の観光の展開につながればというところで、七千何百万かかりますけれども、たしかあそこは過疎債ですから8割ですので、町の負担は確かに少なく済みますけれども、いずれにしても、基本的には、今ある現況のものと新しくつくるものとうまくコラボすれば十分できるのではないかという想定の中で、一応今の面積で計画をつくっておりますので、ぜひその辺をまたご理解いただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

5 番志関希久夫君。

○5 番（志関希久夫君） ページ99ページになります。99ページの上段に有害鳥獣の駆除対策事業がございますけれども、昨年9月1日から施行されています緊急銃猟と言われるもの、これは環境省が所管する鳥獣保護法の改正によって9月1日から施行されているんですけれども、その背景はよく報道で見ますけれども、熊が住宅地等に入り込んで多くの人的被害を及ぼしているという、そういった背景でそういった法改正がされて、通常狩猟することができない地域でも、これについては各市町村長の指示により、一定の要件を満たせば、そこで銃による駆除ができるよと、そういった法律なんですけれども、この内容について、実際9月から大分時間もたっておりますけれども、今までにそういったことを実施したことがあるのか、大多喜町でというのをまず聞きたいところです。

また、そういったことがなければ、また条件の整備、内容ですね、実施に当たっての内容

の整備というものを、今どのようになっているのかお聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） ただいまの質問に農林課のほうからお答えさせていただきます。

先ほど議員さんがおっしゃったように改正の鳥獣保護管理法、そちらのほう令和7年9月1日に施行されております。その関係で、先ほど熊ということで、こちら熊等ということで、一応ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシが対象になります。こちらが生活圏に出没し、人身被害のおそれが高い場合には、市町村が安全確保措置を講じた上で銃器による捕獲等を行うという制度だと思います。

今回、この緊急銃猟の実施はあったかというご質問なんですけれども、法改正後から現在まで本町で緊急銃猟の実施はございません。

まず一方で、本制度は広域での連携や運用の統一も重要であることから、法改正後近隣2市2町で足並みをそろえるための協議は行っております。

あと、例えば令和8年度の予算について、今回のこの法改正、この緊急銃猟ですね、取組についての予算化についてなんですけれども、緊急時に備えた実施体制の整備も含めまして、予算成立後に有害鳥獣駆除委託料の枠組みの中に位置づけられるかどうか、これは委託団体と協議してまいりたいというふうに考えております。

以上となります。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） ご回答ありがとうございます。

今、近隣の市町と協議中ということでもあります。日常的にやはり自分の住んでいる地域においても、昼間からイノシシが闊歩しているよという、そういう状況になっています。また、子供たちが通う通学路、そういったところにそういったものが現れているんだよと、そういう実情もありますので、ほかの地域でも当然あると思いますけれども、そういったところ、安全を確保できるような、そういった取組をしていただきたいなと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を終わります。

次に、款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） ページ135ページ、海洋センター管理運営事業及びアーバンスポーツ施設整備・運営事業について、関連がありますので一括として伺いたいと思います。

アーバンスポーツ施設整備・運営事業では、備品購入費として置き型のパンプトラックコース予算の計上があります。また現在、継続費でサーフスケートコース整備工事等が進められていますが、いずれも今年の秋頃完成と伺っております。完成後の施設は、スポーツ施設の一つとして海洋センターを管理する指定管理者に管理委託する予定と聞いております。

新たに2つの競技を同時に監視、指導、安全面も含めて管理するものと考えますが、施設運用後の管理方法をどのように考えるのか。また、新たな施設の管理は、海洋センター管理運営事業の指定管理委託料に含まれているのか、併せて伺いたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） 生涯学習課からお答えします。

まず1つ目のご質問ですが、パンプトラックの競技は、まだ大多喜町では十分に浸透していないと言えらると思います。競技の魅力や安全面の対策について、競技を行う前に説明する場面、係員などが必要であると思われまます。その際に、詳細については、今後の全員協議会などでお諮りすることで考えております。

次に、2つ目の質問ですが、この当初予算には、パンプトラックの管理料は、この指定管理料には含まれておりません。4月の年度当初から管理運営を開始するわけではないので、必要に応じ、補正予算などで対応したいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 回答ありがとうございます。

アーバンスポーツというのは、新たなスポーツということでなじみが薄いのかなということで、運用する段階では先ほどありましたけれども、競技の楽しさを指導していただけたら、アーバンスポーツを推進する町として、若者の町外転出とか、移住定住にもつながる話では

ないかということで期待しているところでございます。よろしくお願ひいたします。

2点目として、アーバンスポーツ施設整備・運営事業の工事請負費として防犯カメラ設置工事があります。施設の管理や事故防止等に必要なものと考えます。本町では、公共の場所における防犯カメラの設置及び運用について、平成25年12月に条例を制定していますが、町は条例の対象とはなっておりません。

現状では、防犯カメラの設置、運用について規定した法律が存在しないため、自治体が設置、運用する防犯カメラの管理方法については、各自治体の判断に委ねられているのが現状であります。

実際の防犯カメラの設置に関しては、条例、規則、あるいは要綱等により管理している自治体もあるようですが、町はどのように管理していく考えか伺いたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） 山口議員さんのおっしゃるとおり、町の設置の場合は条例の対象とはなっておりませんが、先日の山口議員さんの防犯カメラの質問にも、以前あったと思います。この場合は大多喜町防犯カメラの設置及び運用に関する条例に準じて管理運用していくことで考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 131ページから133ページにかけての図書館管理運営事業の委託料に関してなんですけれども、令和7年度にあった委託費に冊子等作成業務委託料というのがあったのですが、今回はその記載がなくなっております。何か廃刊となった冊子等があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） 久保議員の質問に生涯学習課からお答えいたします。

令和8年度の予算においては、令和7年度まで算定しておりましたあてらの発行業務のほうを廃刊というか休止とさせていただいております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） そのあてらがなくなってしまったということなんですけれども、こ

の間一般質問でも少しあてらの評価、いろいろ聞かせていただいて、移住政策にとっても必要であったと。移住をしていく上で手渡ししていく冊子として、とても有効的であったという話はお伺いしていますが、それに対して、どうしてなくなってしまったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） 近年、あてらについての問合せ件数が減少していることは、先日の議会でも答弁させていただきました。

これは、情報の受取り方やニーズの変化、またはデジタル化の進展に伴い、従来の紙媒体からオンライン情報へのシフトが進んでいることや、継続して読まれている方も一定数は存在していると思いますが、読者が固定化されつつあるのが原因の一端ではないかと感じております。

特に紙媒体を否定するわけではありませんが、今後はより効果的な情報発信の方法を模索していく必要があるため、発行から10年経過した今一旦立ち止まり、発行を休止し、役割や成果について検証する時期だと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） どうもありがとうございます。

ウェブサイト等での情報発信は継続されていくという認識でよろしいのかと思うのですが、冊子という媒体を予算から外されたのは、今回の移住政策で何か新たな試みがあったり、新たなターゲット層へのアプローチ手法とかを何か見直された結果だったりののか、その辺お伺いさせていただきたいです。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） あてらにつきましては、大多喜の魅力を伝える、また興味を持っていただく入り口としての一つの媒体だと考えております。

生涯学習課長もおっしゃったんですが、なかなか費用対効果というか、効果が測りづらい部分もございますが、元来図書館業務において、地域の暮らしですとか、文化を違った目線で伝えていくことを目的に発刊に至ったものかと考えております。

先日の一般答弁でも、あてらの情報の特性と魅力についてはお話しさせていただいたところです。今後もバックナンバー含め、大多喜町の魅力を伝える媒体として有効に活用してま

いりたいと考えております。

また違ったアプローチを考えているのかということですが、あてらに限らずですが、やはり移住定住の推進を図る上では、あてら以外というツールも使いながら、今後見る側の目線に立った情報発信は努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を終わります。

これで、令和8年度大多喜町一般会計予算の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、初めに反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君） 次に賛成者の発言を許します。

4番末吉昭男君。

○4番（末吉昭男君） 私は、議案第21号 令和8年度大多喜町一般会計予算案について、賛成の立場から討論させていただきます。

本予算案は、一般会計総額が過去最大となる68億1,700万円を計上しております。本町が新たに策定した第4次総合計画前期基本計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の初年度として、厳しい財政状況の中にあっても、将来を見据えた積極的な施策が盛り込まれた予算であると高く評価いたします。

賛成する主な理由は、以下の3点です。

第1に、町民の安全と生活基盤を守る姿勢が明確である点です。

令和5年9月の豪雨災害からの復旧工事を最終年として着実に完遂させるとともに、地域公共交通の要であるいすみ鉄道の復旧、維持、存続への支援、さらには、ごみ処理広域化に向けた調査など、現在の課題解決と将来の安心を両立させるための予算が確保されております。

第2に、次世代を担う人への投資が充実している点です。

子ども医療費助成の継続や学校給食費補助といった経済的支援に加え、海洋センター、体

育館への空調設備導入、小中学校のタブレット端末更新、アーバンスポーツ施設の整備など、子供たちが健やかに育ち、若者が住み続けたいと思える環境整備に重点が置かれております。

第3に、地域経済の活性化が充実している点です。

長引く物価高騰への対策として、プレミアムつき地域通貨事業を4億4,000万円規模で継続し、町民生活を力強く下支えするとともに、商工費を前年度比率52%増額し、観光施設の整備やロケーションサービス誘致など、交流人口の拡大による経済波及効果を狙った積極的な姿勢が見受けられます。限られた財源を効果的に配分し、みんなでつくる持続可能な住みやすい大多喜の実現に向けた強い意思が込められた予算と判断いたします。

本予算が、適正かつ迅速に執行されることを強く要望し、令和8年度大多喜町一般会計予算案の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 次に、反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 10番久保初江です。

議案第21号 令和8年度大多喜町一般会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

本町では、人口減少、特に若い世代や子育て世代の減少が大きな課題であり、移住定住施策は町の未来を左右する最重要事項であります。

今回の予算において、まず高く評価したいのは、交流人口を呼び込む攻めの姿勢です。アーバンスポーツの拠点となるパンプトラックの設置は、若者やファミリー層を町外から引きつける新たな目的地となり、また、つぐみの森保育園での保育園留学制度の導入は、大多喜の豊かな教育環境を全国にアピールし、将来的な移住の種をまく画期的な試みだと考えております。

さらに、房総国際芸術祭への参加は、広域連携での中での本町の文化的な価値を再発見し、世界へと発信する絶好の機会になると期待しております。

また環境面では、大多喜町の70%を有する森林を利用して、里山の資源化を目指す森林整備や基盤となる町道改良、駐車場の整備、物価高騰から子供たちを守る給食食材費の増額など、町の持続可能性と生活を守る取組についても賛同するものです。

しかし、こうした新しいハード施策やイベントが発展される中で、これまで町民の暮らしを丁寧に伝えてきたフリーペーパーあてらの予算の計上がされていないことについては、移住者の1人として非常に残念です。私自身、移住後にあてらと出会い、そこに描かれた人々の日常から、この町の温かさと豊かな文化を感じることができました。

町のホームページでは、移住向けの動画の情報発信が長年更新されていない現状において、あてらが担ってきた高いデザイン力や編集力は、大多喜の魅力を町外へ伝えるためにかげがえのない町の宝であったと感じております。こうした人の体温が伝わる情報発信が途絶えてしまうことは、本町の移住政策においては大きな損失になるのではないかと考えております。

しかし、今回予算化された数々の意欲的な新しい施策が単発の事業で終わることなく、本町の深い魅力と結びついて大きな成果を上げることを強く願い、本予算には賛成することを表明し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（渡辺善男君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号 令和8年度大多喜町一般会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第21号 令和8年度大多喜町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第2、議案第22号 令和8年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第22号 令和8年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第22号 令和8年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第3、議案第23号 令和8年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、初めに反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(渡辺善男君) 次に、賛成者の発言を許します。

3番渡辺八寿雄君。

○3番(渡辺八寿雄君) 私は、令和8年度大多喜町国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場から討論を行います。

令和8年度の大多喜町国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算10億6,819万5,000円で

あり、前年度予算と比較いたしましては537万9,000円ほど減額となっております。

国民健康保険は千葉県が保険者であります。保険料の平準化を図るまでは、従来どおり各市町で独自の保険料率での徴収をすることができるとされております。

令和8年度の保険税見込額は2億221万8,000円で、令和7年度に比較し119万3,000円ほど減少し、全体予算額の19%であります。残る財源は県からの交付金と一般会計からの法定繰入金により構成されております。

また、国保会計の財源の不均衡を調整するために積み立てられている国保会計財政調整基金は、令和5年度には1,545万1,000円。そして令和6年度には1,200万円ほど取り崩しましたが、令和7年度は取り崩すこともなく、年度末現在高では7,200万円ほど基金は残高としてあります。

また幸いにも、令和8年度につきましては、前年度繰越金が1,700万円強を見込まれ、財政調整基金を取り崩すことなく予算編成をされました。

国民健康保険は相互扶助の精神に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に際し、必要な保険給付を行うことを目的としており、また令和8年度からは新たに子ども・子育て支援金制度が創設され、少子化対策や子育て支援の財源確保のため公的医療保険の被保険者から徴収されることとなりました。本町の場合には保険税であります。従来は保険税に加えて、子ども・子育て支援納付金が新たに徴収されることとなります。

また、保険者としては、健全な国保財政を維持運営するために、千葉県国民健康保険運営方針に沿った各種事業が義務づけられております。その主要事業としては、保険資格の適正化や国保税の収納率向上、医療費適正化対策、保健事業の充実、広報活動の充実など5項目を掲げております。

本町で実施している保健事業としては、短期人間ドック・脳ドック助成事業と、特定健康診査の実施、それに重複・頻回受診者等訪問指導事業などがあります。疾病の早期発見、早期治療を行い、重症化を未然に防ぎ、ひいては医療費の抑制を図るものであります。

また、医療費の適正化対策の推進としては、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の使用促進や医療費通知、重複受診、いわゆるはしご受診者に対する指導など、きめ細かな事業を行っております。

医療費の伸び、保険給付費の伸びは、予測がつかないところに国保運営の難しさがあると思っております。被保険者の健康維持増進にさらなるご努力をお願いし、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号 令和8年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第23号 令和8年度大多喜町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第4、議案第24号 令和8年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号 令和8年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第24号 令和8年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第5、議案第25号 令和8年度大多喜町介護保険特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号 令和8年度大多喜町介護保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第25号 令和8年度大多喜町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長(渡辺善男君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会は議事の都合により、明日18日から本年6月30日まで休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

よって、明日18日から本年6月30日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(渡辺善男君) 本日はこれをもって散会とします。

お疲れさまでした。

(午前11時54分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 渡 辺 善 男

署 名 議 員 麻 生 勇

署 名 議 員 渡 邊 泰 宣